

考えてみよう！ これからのマネープラン



お客さまによって
人生の価値観や目的、
歩み方はそれぞれ異なります。

三井住友信託銀行は、
お客さまの人生に寄り添う
ベストパートナーを目指します。

今後のマネープランを
一緒に考えてみませんか？

人生100年時代のライフプラン

ライフプランを考えてみましょう	P3
現役世代のライフイベント	P5
退職世代のライフイベント	P7
シニア世代のライフイベント	P9

私たちを取り巻く環境

収支バランスの変化	P11
資金不足の可能性	P13

お金の色分け

お金を色分けしてみましょう	P15
ふやす	P17
そなえる	P23
のこす	P29

世代別の基礎知識

教育・住宅費用	P35
公的年金	P37
企業年金	P39
相続税	P41
生前贈与	P43

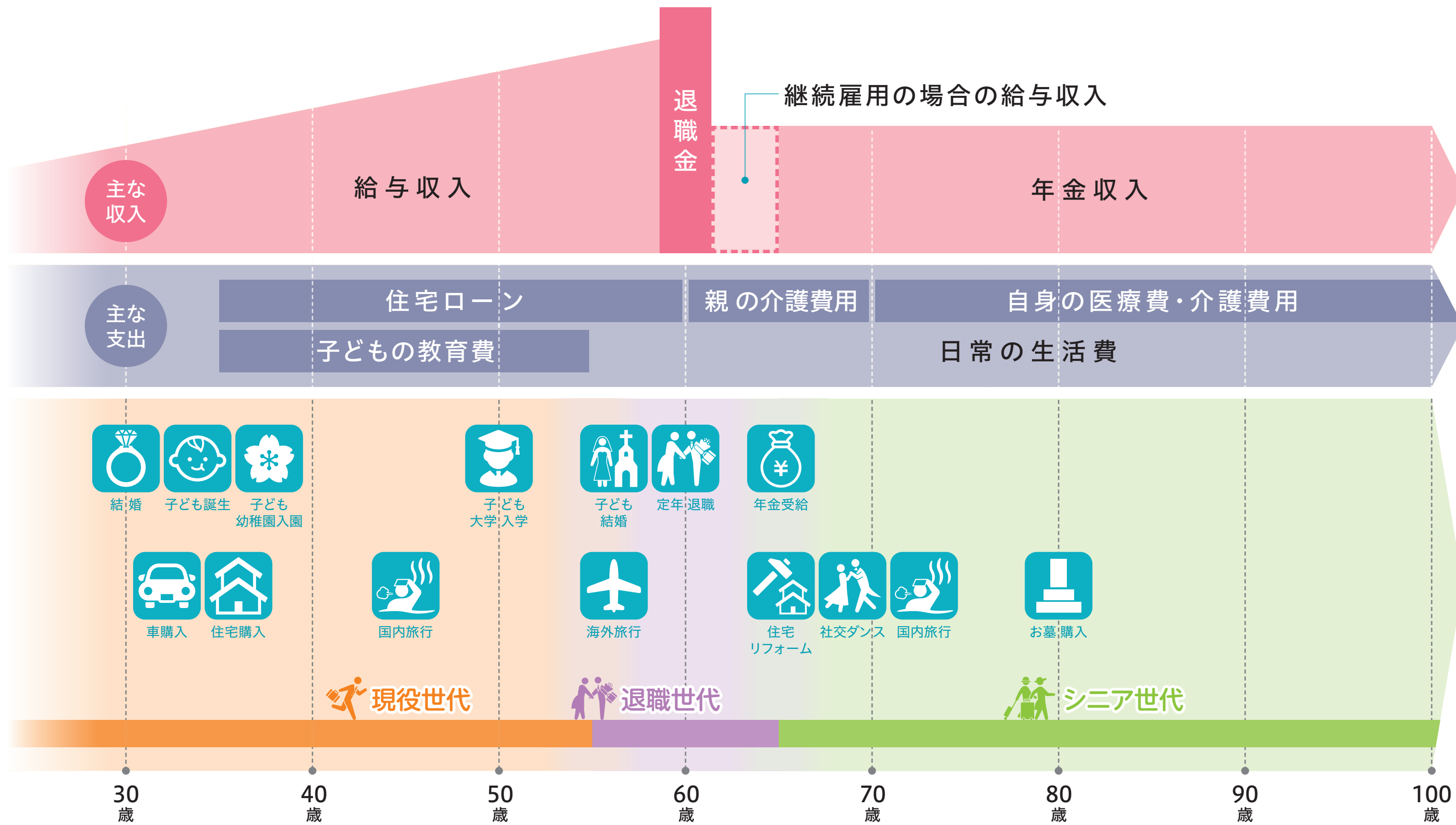
三井住友信託銀行の 取扱商品・サービス

注意事項	P67
------	-----

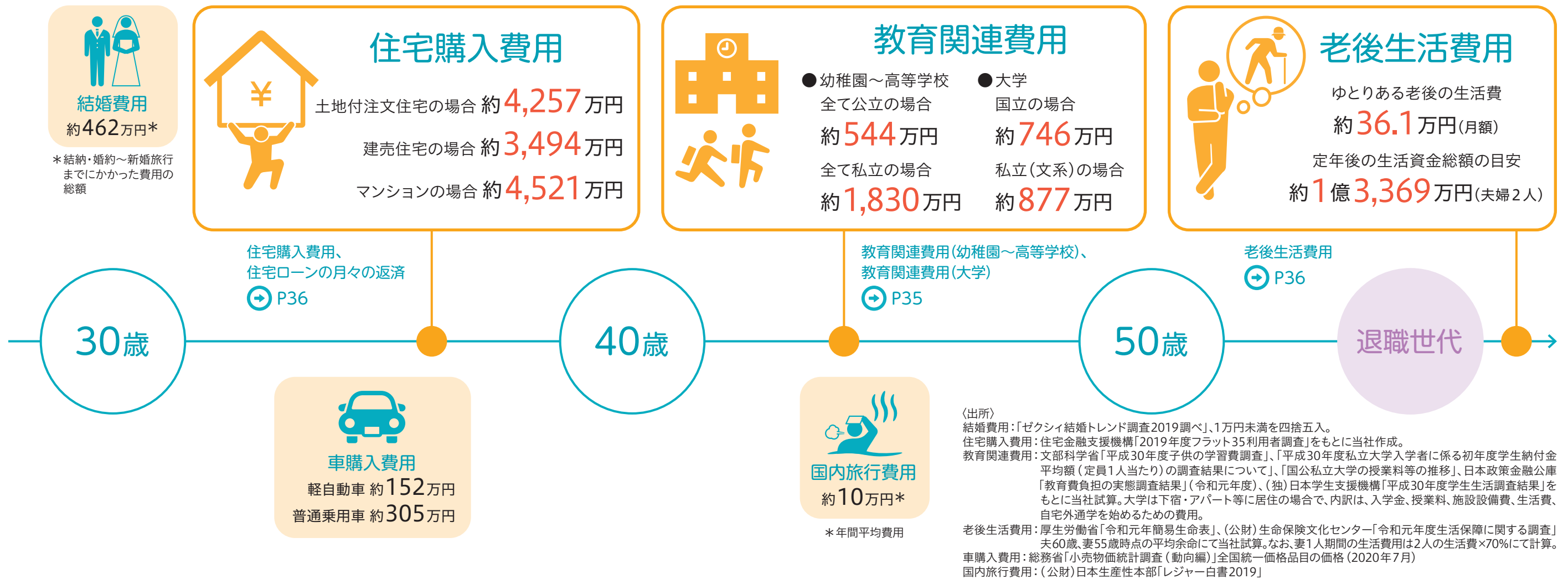


🌿 ライフプランを考えてみましょう

長い人生にはさまざまなライフイベントがあります。
ご自身のこれからのライフイベントをもとに、ライフプランを考えてみましょう。



これからの人生には、たくさんの「ライフイベント」があります。マネープランを考えてみませんか？



結婚を機に、将来のお金のことも考えないとイケないな。



これからのライフイベントのために、さまざまな仕組みを活用してコツコツお金を育ててみませんか？

- 投資信託 → P47
- NISA制度*1 → P51
- 個人年金保険 → P55

子ども誕生。大切な家族のために、万が一のことも考えておかないとな。



万が一のことが起きた場合に、のこされた家族が困らないようにそなえておきませんか？

- 終身保険 → P55・56
- 定期保険・収入保障保険 → P57
- 医療保険・がん保険 → P57

子どもが大きくなって、今の家も狭くなってきた。マイホームの購入を検討しようかな。



人生で一番大きな買い物を、ご購入後の収支も含めてサポートします。

- 定期保険・収入保障保険 → P57
- 医療保険・がん保険 → P57
- ローン → P65
- 不動産 → P66

子どももとうとう小学校に入学。大学までの教育費を早めに準備しておかないとな。



時間をかけてお金をふやし、お子さまのための準備をしませんか？

- 投資信託 → P47
- 投資一任運用商品 → P49
- NISA制度*1 → P51
- ジュニアNISA*2 → P53
- 外貨預金 → P54

退職後は自分の時間を思う存分楽しみたい！今から準備しておけることはあるかな？



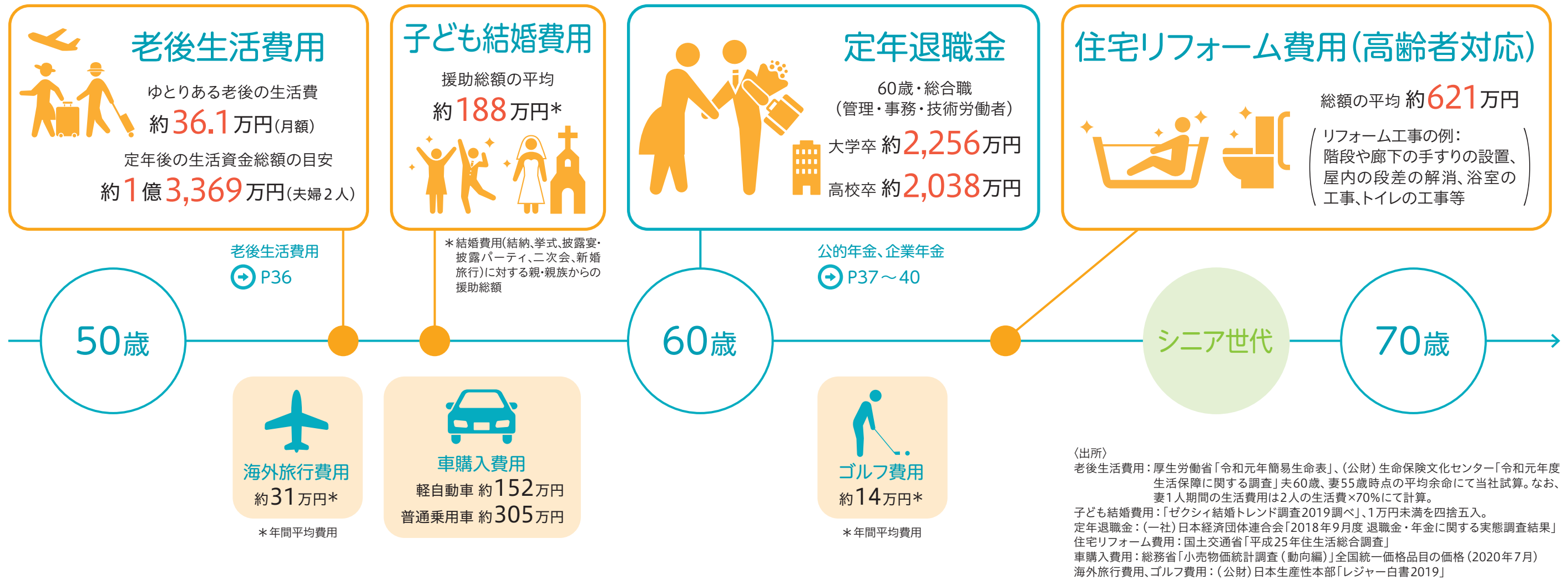
セカンドライフに向けて、健康もお金も重要です。心配ごとを減らせるように、今から準備しておきましょう。

- 投資信託 → P47
- 投資一任運用商品 → P49
- NISA制度*1 → P51
- 外貨預金 → P54
- 個人年金保険 → P55

*1 少額投資非課税制度 *2 未成年者少額投資非課税制度

各商品・サービス に関してご注意いただきたい事項についてはP67以降に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

充実したゆとりあるセカンドライフのために、マネープランを考えてみませんか？



退職金を受け取った。今後のための大切な資金だから、かしこくふやして老後にそなえたい。

大切なご資金、お金の運用・管理のプロにご相談してみませんか？

- 投資信託 (P47)
- 投資一任運用商品 (P49)
- NISA制度*1 (P51)
- 外貨預金 (P54)
- 個人年金保険 (P55)

退職金で住宅ローン完済。やっとローン返済が終わった！

ご退職・住宅ローン完済を機に、保険を見直してみませんか？

- 終身保険 (P55・56)
- 定期保険・収入保障保険 (P57)
- 医療保険・がん保険 (P57)

入院や介護なんて親の年代の話だと思っていたけど、自分もそろそろ心配だわ。

ご家族に負担をかけないよう、そなえておきませんか？

- 終身保険(介護保障付) (P56)
- 定期保険・収入保障保険 (P57)
- 医療保険・がん保険 (P57)

子どもや孫にお金の心配はさせたくない。できる限り支援してあげたいわ。

ご家族への想いを形にしてのこしませんか？

- ジュニアNISA*2 (P53)
- 暦年贈与サポート信託 (P62)
- 教育資金贈与信託*3 (P62)
- 結婚・子育て支援信託*4 (P62)
- 遺言業務 (P63)

親が亡くなった。何から手をつけたらいいかわからない。

煩雑な相続手続きをお手伝いします。

- 遺産整理業務 (P64)

*1 少額投資非課税制度 *2 未成年者少額投資非課税制度 *3 教育資金贈与信託(愛称:孫への想い) *4 結婚・子育て支援信託(愛称:つなぐ想い)

各商品・サービス に関してご注意いただきたい事項についてはP67以降に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

イキイキ輝くシニアライフ。心身ともに元気な生活のために、マネープランを考えてみませんか？

医療費

60歳以降
生涯医療費の
自己負担額の目安
約**229万円**

介護費用

介護に必要と考える費用
1人あたり約**1,146万円**
実際にかかった費用
1人あたり約**494万円**

相続税額

相続税の
課税対象となった
被相続人1人あたり
約**1,813万円**

相続税法改正
により
課税対象者数は
約**2.1倍**
に増加*
*2014年(相続税法改正前)比



社交ダンス費用
約**9万円***
*年間平均費用

国内旅行費用
約**10万円***
*年間平均費用

お墓購入費用
約**161万円***
*全国平均価格

葬儀費用
約**184万円***
*全国平均価格

(出所)
医療費：厚生労働省「医療保険に関する基礎資料～平成29年度の医療費等の状況～」をもとに、女性60歳時点の平均余命で当社試算。
介護費用：(公財)生命保険文化センター「平成30年度生命保険に関する全国実態調査」をもとに当社作成。
相続税額：国税庁「平成30年分相続税の申告事績の概要」相続税額は税額合計を相続税の申告書(相続税額があるもの)の提出に係る被相続人数で割ったもの。
社交ダンス費用、国内旅行費用：(公財)日本生産性本部「レジャー白書2019」
お墓購入費用：(一社)全国優良石材店の会「2019年版お墓購入者アンケート調査」
葬儀費用：(株)鎌倉新書「第4回お葬式に関する全国調査」(2020年)葬儀費用、飲食費、返礼品の合計。

長生きにそなえて、
お金はしっかり準備して
おかないとな。

- 将来に向けた準備を
一緒に考えてみませんか？
- 投資信託 ⊕ P47
 - 投資一任運用商品 ⊕ P49
 - NISA制度*1 ⊕ P51
 - 外貨預金 ⊕ P54
 - 終身保険 ⊕ P55・56
 - 医療保険・がん保険 ⊕ P57

孫の喜ぶ顔も見たいし、
今のうちからお金を援助して
おきたい。

- 相続税や贈与税を考慮しながら、
ご家族への想いを
形にしてのこしませんか？
- ジュニアNISA*2 ⊕ P53
 - 暦年贈与サポート信託 ⊕ P62
 - 教育資金贈与信託*3 ⊕ P62
 - 結婚・子育て支援信託*4 ⊕ P62

ずっと安心して 暮らせるよう、
元気なうちに、認知症や
健康への不安に そなえて
おきたい。

- 大切なご資金を、ご自身のために
きちんと使い続けられるよう、
信頼できる方にもって 頼っておきませんか？
- 人生100年応援 信託 ⊕ P61
(100年パスポート)
 - おひとりさま信託 ⊕ P61

お葬式費用などで
家族が困らないよう、
準備しておきたいわ。

- 万一のとき、ご家族がすぐに
ご資金を受け取れるよう、
準備しておきませんか？
- 終身保険 ⊕ P55・56
 - 家族おもしろ信託(一時金型) ⊕ P62

親から受け継いだ資産は、
しっかりと次の世代に
のこしてあげたいわ。

- 大切なご資産を、ご意思どおりに
引き継げるよう、資産全体を見ながら
一緒に考えてみませんか？
- 終身保険 ⊕ P55・56
 - 遺言業務 ⊕ P63
 - ローン ⊕ P65
 - 不動産 ⊕ P66

*1 少額投資非課税制度 *2 未成年者少額投資非課税制度
*3 教育資金贈与信託(愛称:孫への想い) *4 結婚・子育て支援信託(愛称:つなぐ想い)

⊕ 各商品・サービス に関してご注意いただきたい事項についてはP67以降に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

私たちが取り巻く環境 ～収支バランスの変化～



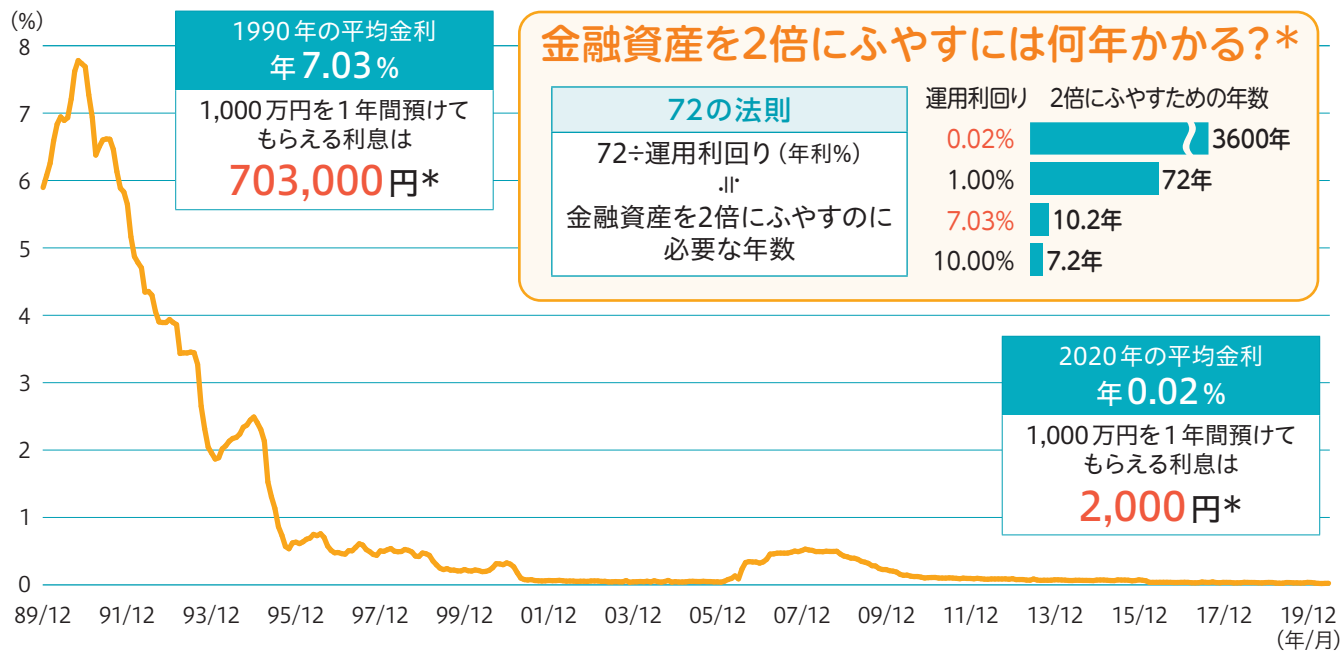
収入

取り巻く環境は変化し、収入と支出のバランスをとることが難しくなっています。

支出

低金利環境下では、定期預金での収入はあまり見込めません

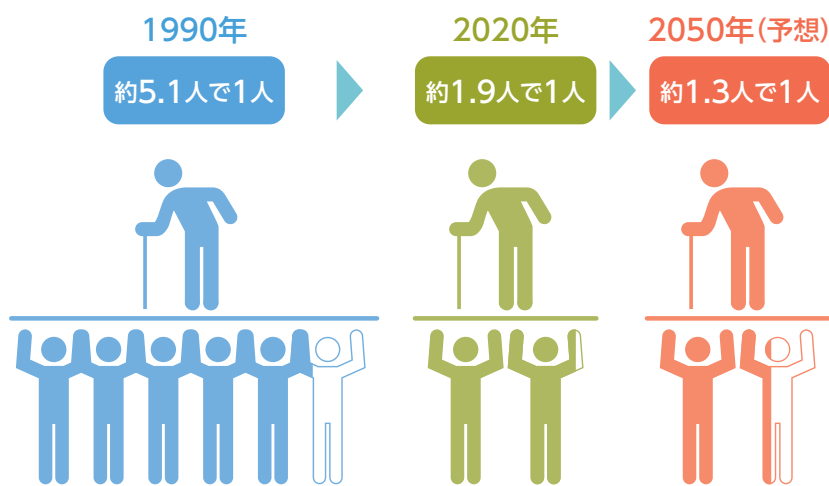
◆定期預金金利の推移(1989年12月～2020年6月)



*税金・手数料等を考慮していないため、実質的な運用成果を示すものではありません。
出所: 日本銀行「預金・貸出関連統計」
預入期間1年以上2年未満、預入金額1千万円以上の定期預金平均金利
1989年12月～1993年9月: 国内銀行(信託子会社・外銀信託除く)の平均金利
1993年10月～2020年6月: 国内銀行の平均金利

少子高齢化に伴い、年金収入も減少する可能性があります

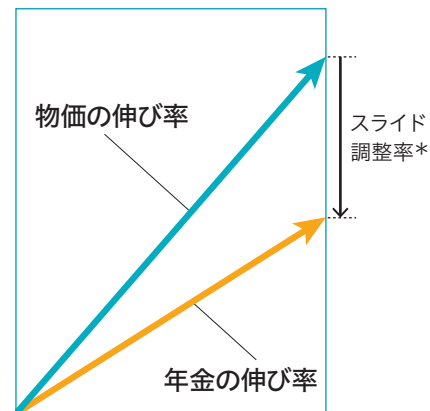
◆公的年金受給者と現役世代の割合*



◆マクロ経済スライドによる調整

将来の現役世代の負担が過重なものとならないよう、年金給付水準の伸び率は物価の伸び率よりも低く抑えられます。

【イメージ図】

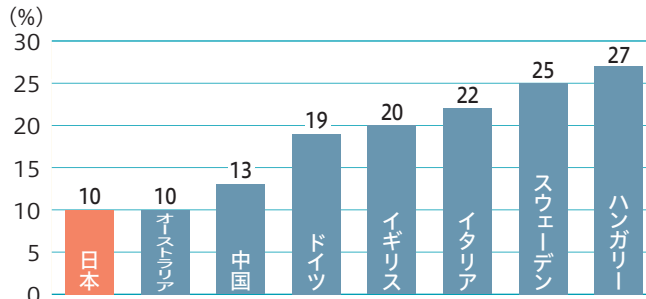


*賃金や物価の伸び率から、現役世代の被保険者の減少と平均余命の伸びに応じて算出。
出所: 日本年金機構ホームページをもとに当社作成。

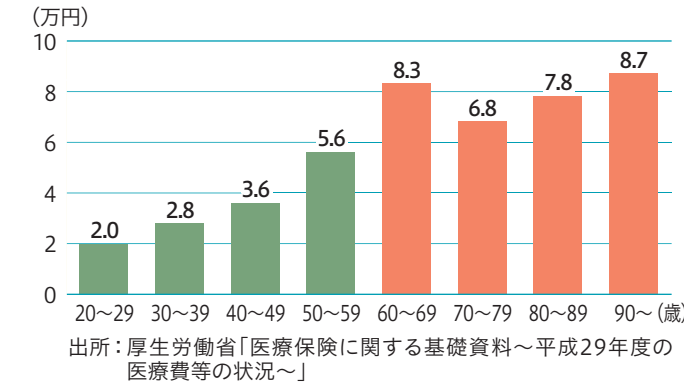
*20～64歳を現役世代、65歳以上を年金受給者として算出。
出所: 総務省「国勢調査報告」「人口推計」(2020年7月)、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」をもとに当社試算。

税金や医療費・介護費用などの支出増加にそなえる必要があります

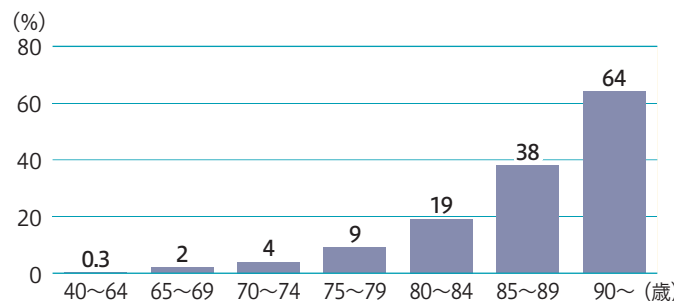
◆消費税率(付加価値税率)の国際比較



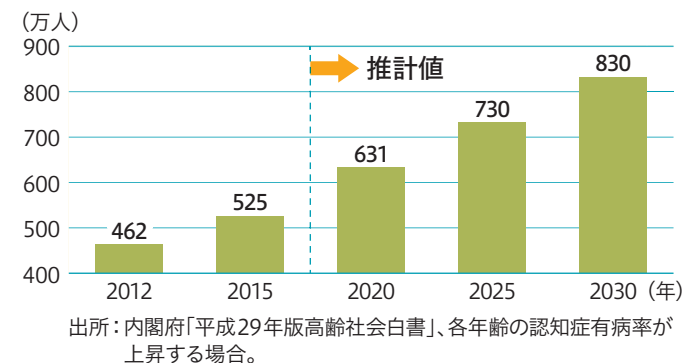
◆年齢別の1人あたり年間医療費(自己負担額)



◆年齢別の介護サービス受給者割合

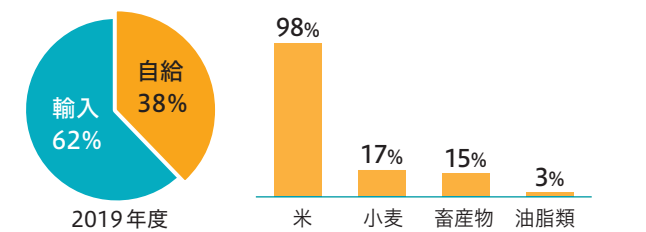


◆認知症患者の将来推計

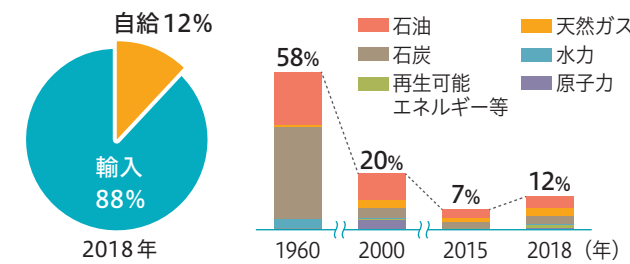


輸入依存度の高さから、円安による支出増加にも注意が必要です

◆日本の食料自給率(カロリーベース)と品目別自給率



◆日本のエネルギー自給率と推移



◆主な物価の変化

	2013年4月	2020年7月
1米ドル	97.5円	105.9円
牛肉(輸入品、100g)	187円	271円 (45%上昇)
鶏卵(1パック、10個)	213円	223円 (5%上昇)
小麦粉(1袋、1kg)	220円	277円 (26%上昇)
ティッシュペーパー(1,000組)	223円	376円 (69%上昇)

出所: 為替: Bloomberg(該当月の月末データ)、物価: 総務省「小売物価統計調査(動向編)」主要品目の東京都部小売価格(2020年7月)をもとに当社作成。

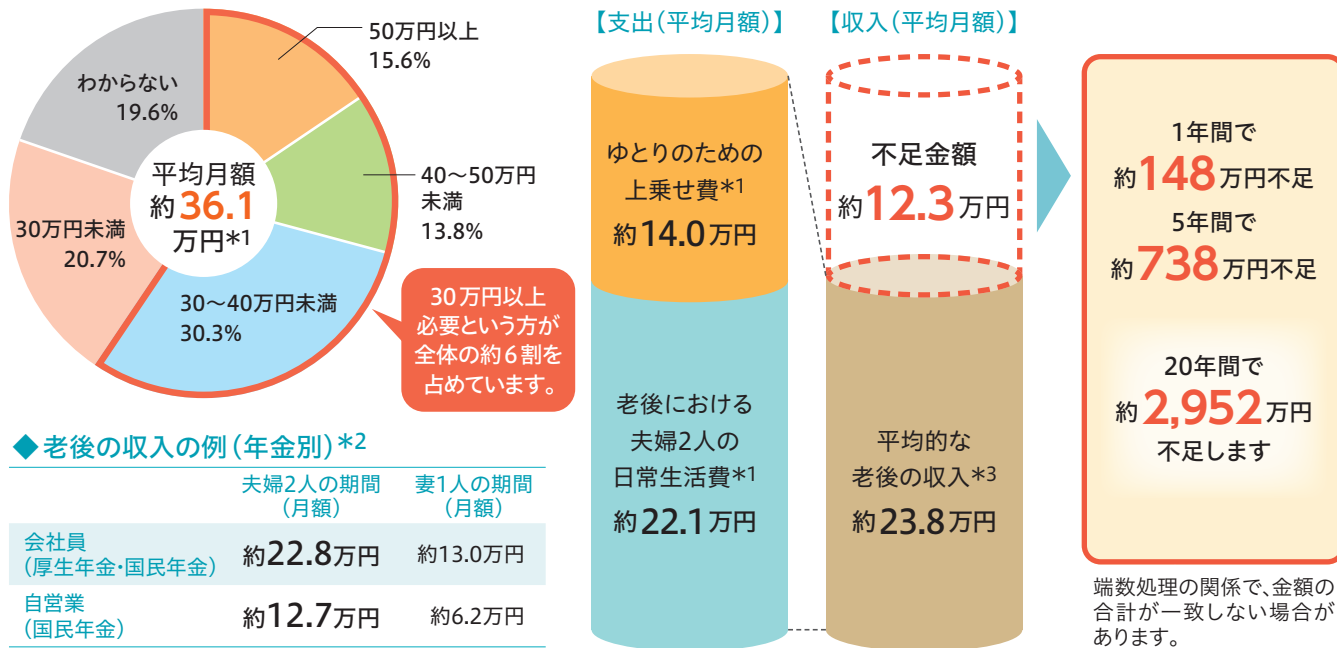
私たちが取り巻く環境

私たちが取り巻く環境

長いセカンドライフでは、資金が不足しないように準備することが重要と言えそうです。

ゆとりある生活を送るための資金の準備はできていますか？

◆ゆとりある生活に必要な資金と不足金額



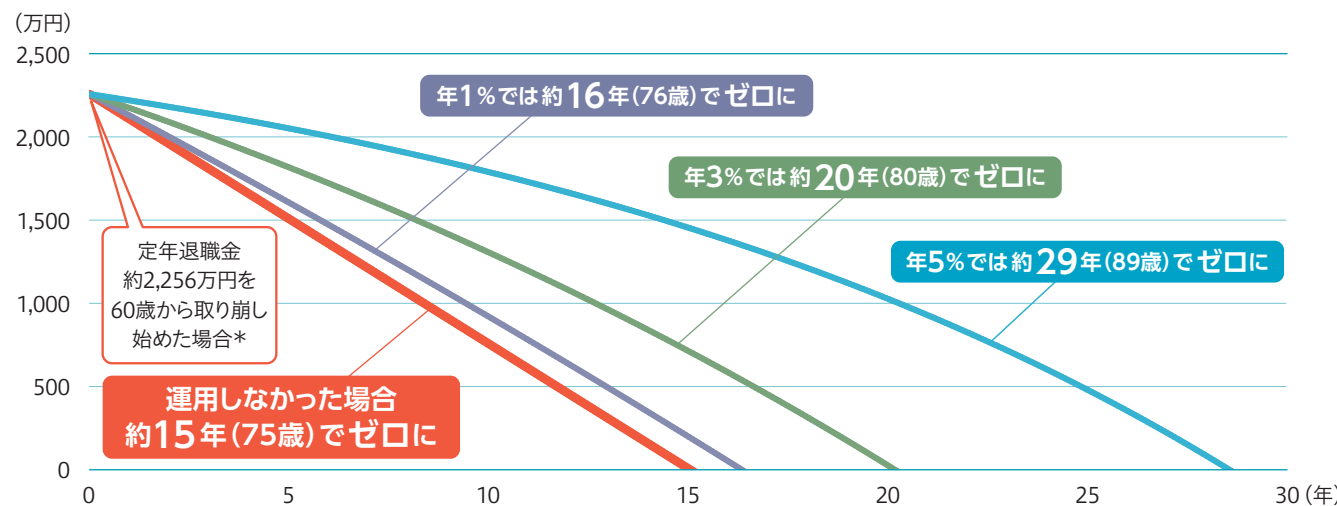
◆老後の収入の例(年金別)*2

	夫婦2人の期間(月額)	妻1人の期間(月額)
会社員(厚生年金・国民年金)	約 22.8 万円	約13.0万円
自営業(国民年金)	約 12.7 万円	約6.2万円

*1 出所：(公財)生命保険文化センター「令和元年度生活保障に関する調査」による回答者が必要と考える月額をもとに当社作成。
 *2 出所：(公財)生命保険文化センター「ねんきんガイド」(2020年8月改訂版)、年金額算出条件：(会社員)夫：昭和39年4月生まれ(56歳)。22歳で就職、60歳で退職予定。厚生年金・国民年金に38年加入(予定)。在職中の平均年収は500万円、平均標準報酬額は41.7万円。妻：昭和43年5月生まれ(52歳)。10年間会社に勤務経験があるため、厚生年金に10年加入。在職中の平均年収は300万円、平均標準報酬額は25万円。国民年金に40年加入(予定)、うち第3号被保険者の期間が30年。(自営業)夫：昭和58年4月生まれ(37歳)。大学卒業後、フリーのイラストレーター。国民年金のみ40年納付(予定)。妻：昭和60年4月生まれ(35歳)。大学卒業後、フリーのデザイナー。国民年金のみ38年納付(予定)。
 *3 出所：総務省「家計調査年報(家計収支編)令和元年」

お金は意外と簡単に減ってしまいます

◆ゆとりある生活に不足する資金を取り崩した場合のシミュレーション



*定年退職金：約2,256万円(60歳定年退職金(管理・事務・技術労働者(総合職)・大学卒))
 出所：(一社)日本経済団体連合会「2018年9月度退職金・年金に関する実態調査結果」
 取り崩す金額：毎月約12.3万円(ゆとりある生活に不足する金額)

セカンドライフを過ごす期間は20年以上になりそうです

平均余命と平均寿命 ある年齢の人が、その後平均して何年生きられるか示したものを平均余命と言い、0歳の人の平均余命を平均寿命といます。

◆日本人の平均余命

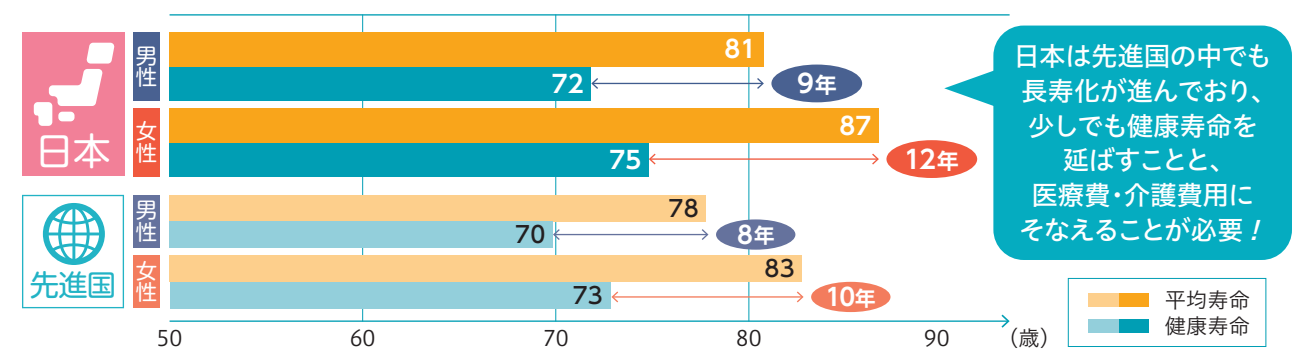
性別	現在の年齢	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
平均余命/男性		24.0年(84.0歳)	19.8年(84.8歳)	16.0年(86.0歳)	12.4年(87.4歳)	9.2年(89.2歳)
平均余命/女性		29.2年(89.2歳)	24.6年(89.6歳)	20.2年(90.2歳)	16.0年(91.0歳)	12.0年(92.0歳)
男女差		5.2年	4.8年	4.2年	3.6年	2.8年

()内は各年齢に平均余命を加えたものです。

現在60歳の方のうち 80歳まで長生きされる方 男性**69%** 女性**85%** 90歳まで長生きされる方 男性**29%** 女性**53%**

出所：厚生労働省「令和元年簡易生命表」をもとに当社作成。

平均寿命と健康寿命の差 【健康寿命】日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる期間



出所：日本：(平均寿命)厚生労働省「令和元年簡易生命表」、(健康寿命)厚生労働科学研究費補助金分担研究報告書「健康寿命の全国推移の算定・評価に関する研究」をもとに当社作成、先進国：WHO「Life expectancy and Healthy life expectancy Data(2016)」をもとに当社作成。

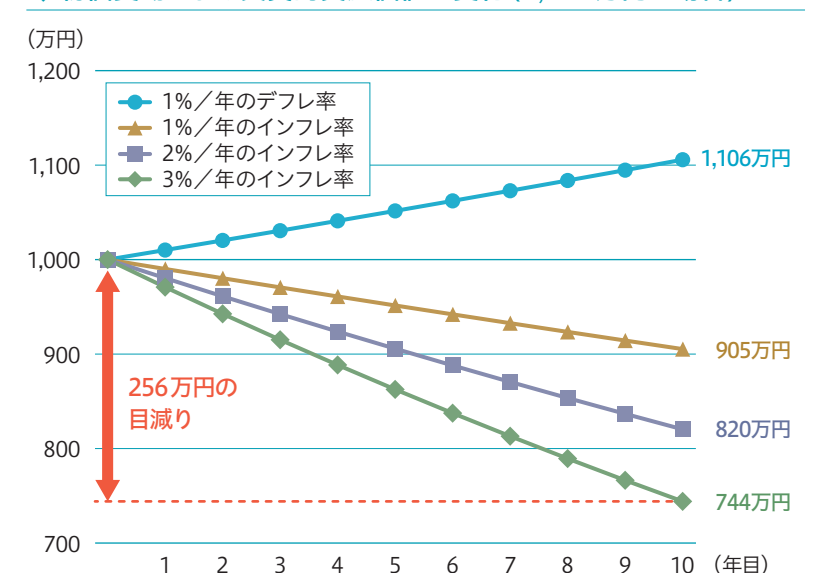
インフレによるお金の価値の目減りに注意する必要があります

◆インフレによる変化



複利運用したものと当社試算。税金・手数料等を考慮していないため、実質的な運用成果を示すものではありません。

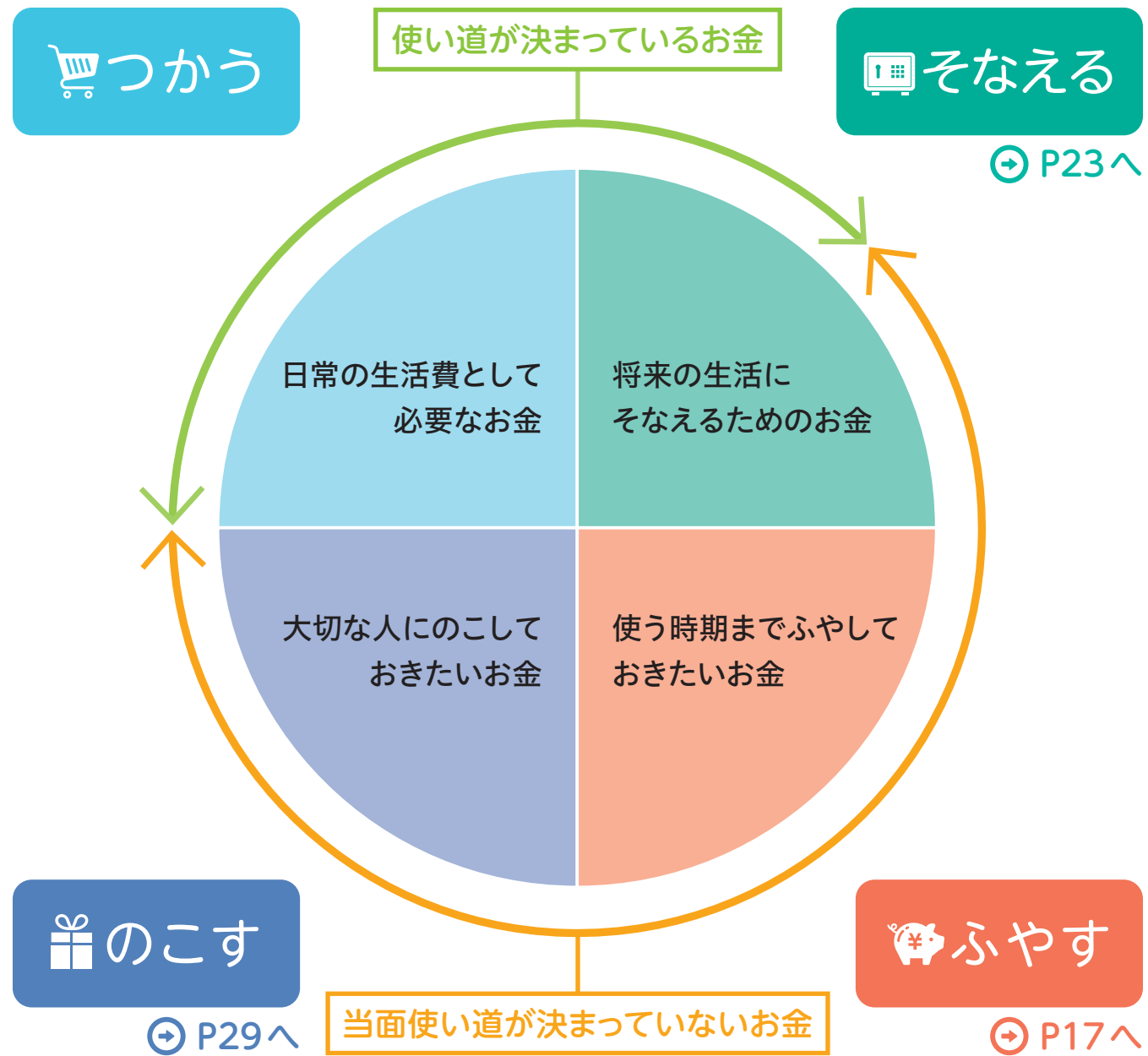
◆物価変動による実質的資産価値の変化(1,000万円の場合)



🌳 お金を色分けしてみよう



保有金融資産全体と今後の収入を踏まえて、
目的や期間に合わせてお金を色分けしてみよう。



◆ 世代別ライフプラン事例

世代	思い・お考え	お金の色分け例
現役世代 男性・44歳 妻(42歳)と子ども(長女6歳)の3人家族。	子どもの教育費として将来に向けて「ふやす」と、 家族が困らないよう「そなえる」を重視 《ふやす》子どもの教育費を準備するため、コツコツ投資し、資産をふやしておきたい。 《そなえる》病気になったとき、家族が困らないように準備したい。 《のこす》万一の際、家族が困らないようにしておきたい。	つかう 20% のこす 10% そなえる 30% ふやす 40%
退職世代 男性・60歳 妻(55歳)、長女の3人暮らし。 長男は結婚して独立。	充実したセカンドライフに向けて「ふやす」と、 老後の介護に「そなえる」を重視 《ふやす》老後生活のための大切な退職金。じっくりとふやしつづめて、減らさずにしたい。 《そなえる》親の介護を経験。家族に負担をかけたくない。 《のこす》孫の教育費用、娘の結婚費用を支援してあげたい。	つかう 15% のこす 20% そなえる 35% ふやす 30%
シニア世代 女性・72歳 夫(74歳)と2人暮らし。 子ども(長男、長女)は独立。	長生きにそなえて安定的に資産を「ふやす」と、 万一の際は子ども、孫に「のこす」を重視 《ふやす》長生きしても、子どもに迷惑をかけないように、お金はしっかり準備しておきたい。 《そなえる》バリアフリーのため、自宅リフォームを検討。家族の負担にならないよう、そなえておきたい。 《のこす》世話になっている長女と可愛い孫に、お金をのこしてあげたい。	つかう 10% のこす 45% そなえる 20% ふやす 25%

ご自身の思い・お考えから、理想のお金の色分けを考えてみましょう。

現在のお金の色分け	思い・お考え	期間や金額も含めて考えてみましょう。	理想のお金の色分け

- 思い・お考えに合わせた運用方法
- 投資信託 (一括、積立)
 - 生命保険 (一時払、平準払)
 - 投資一任運用商品
 - 定期保険・収入保障保険
 - 外貨預金
 - 円貨預金
 - NISA制度*1
 - iDeCo*2
 - ジュニアNISA*3
 - 相続・贈与関連 (一括、暦年)

*1 少額投資非課税制度 *2 個人型確定拠出年金 *3 未成年者少額投資非課税制度

資金の性格に合わせた運用方法を考えてみませんか？

- 円貨預金
- 投資信託
- 投資一任運用商品
- 外貨預金
- 保険商品
- 相続・贈与関連

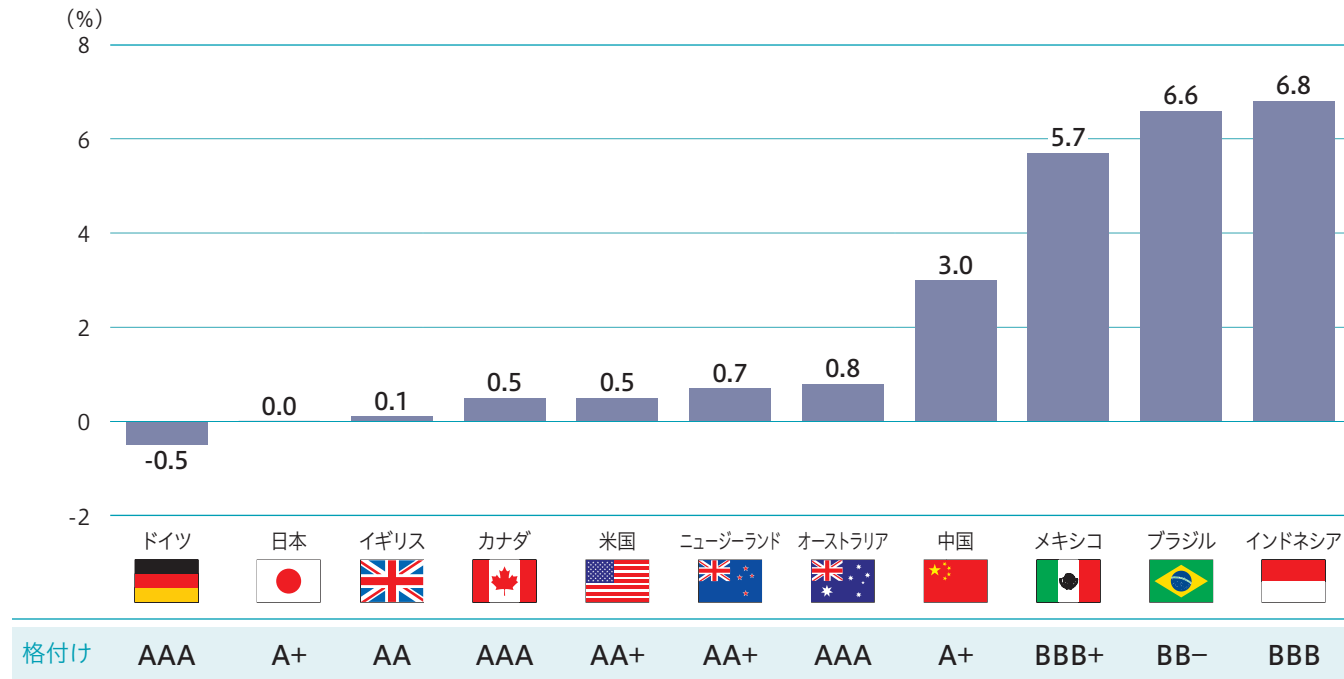
👉 各商品・サービスに関してご注意いただきたい事項についてはP67以降に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

お金の色分け

お金の色分け

低金利環境下、世界に目を向けて資産を育てていきませんか？

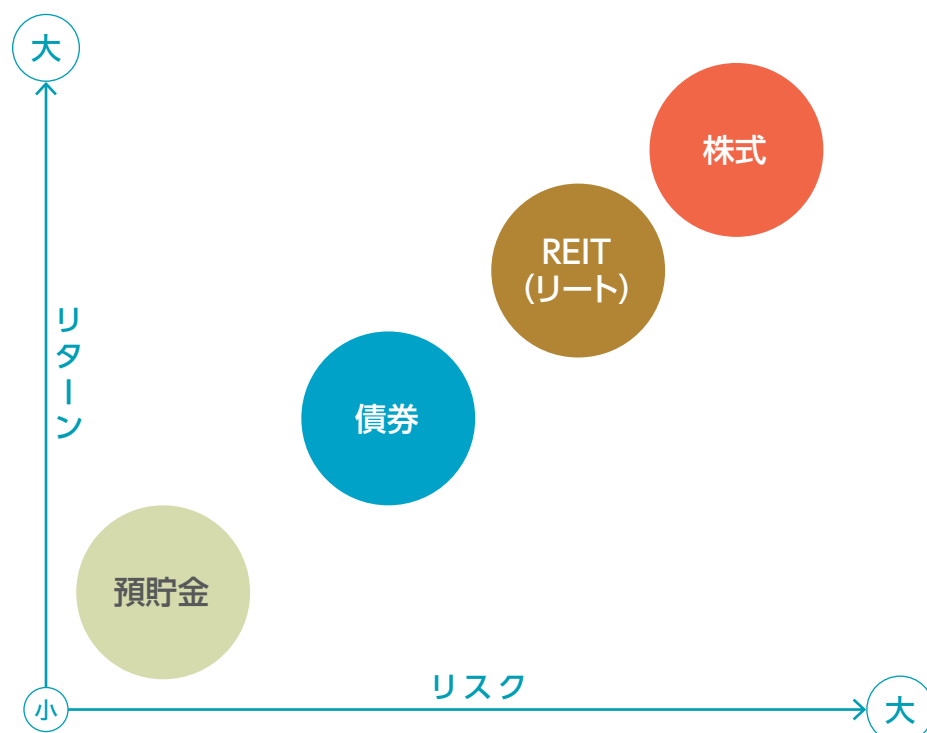
◆主要国の国債利回りと格付け(2020年7月末現在)



出所：利回り：Bloombergのデータをもとに残存期間10年程度の国債利回りを使用して当社作成、2020年7月末時点。
格付け：S&P 自国通貨建て長期債務格付け、2020年7月末時点。

主な投資対象とリスクとリターンの関係

◆イメージ図



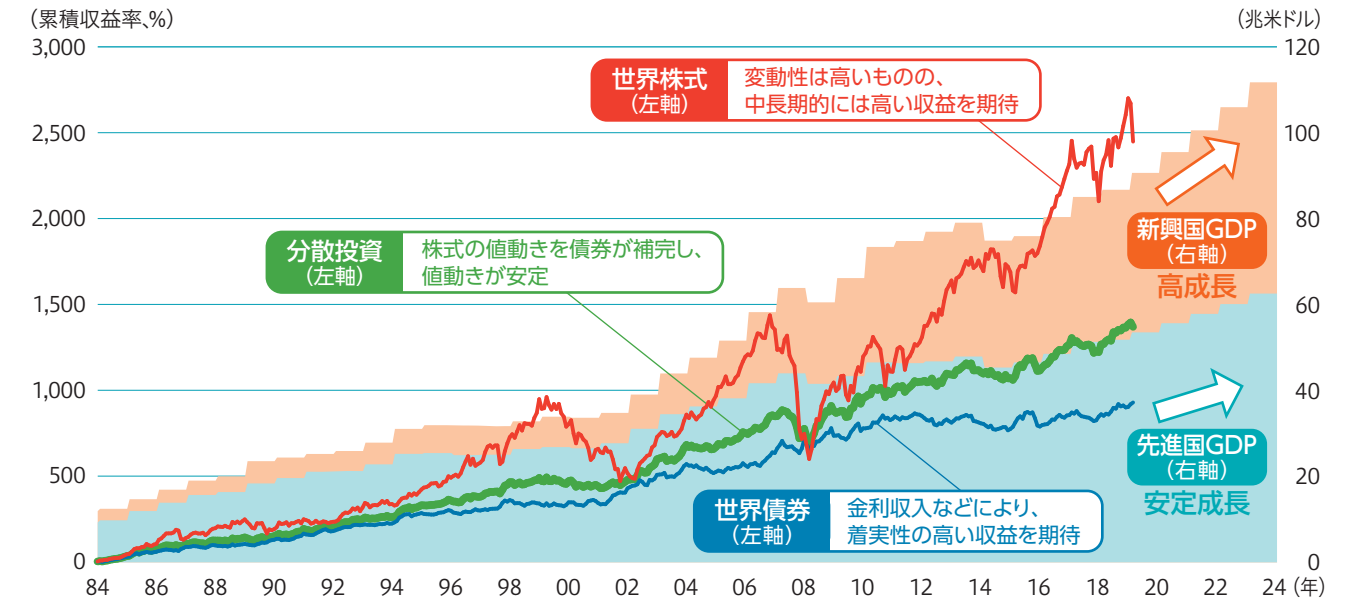
主なリスク

資産	国内	海外
株式	株価変動リスク 信用リスク など	株価変動リスク 信用リスク カントリーリスク 為替変動リスク など
REIT(リート)	REITの価格変動リスク など	REITの価格変動リスク カントリーリスク 為替変動リスク など
債券	金利変動リスク 信用リスク など	金利変動リスク 信用リスク カントリーリスク 為替変動リスク など

詳しくは P48へ

経済成長と債券・株式の動き

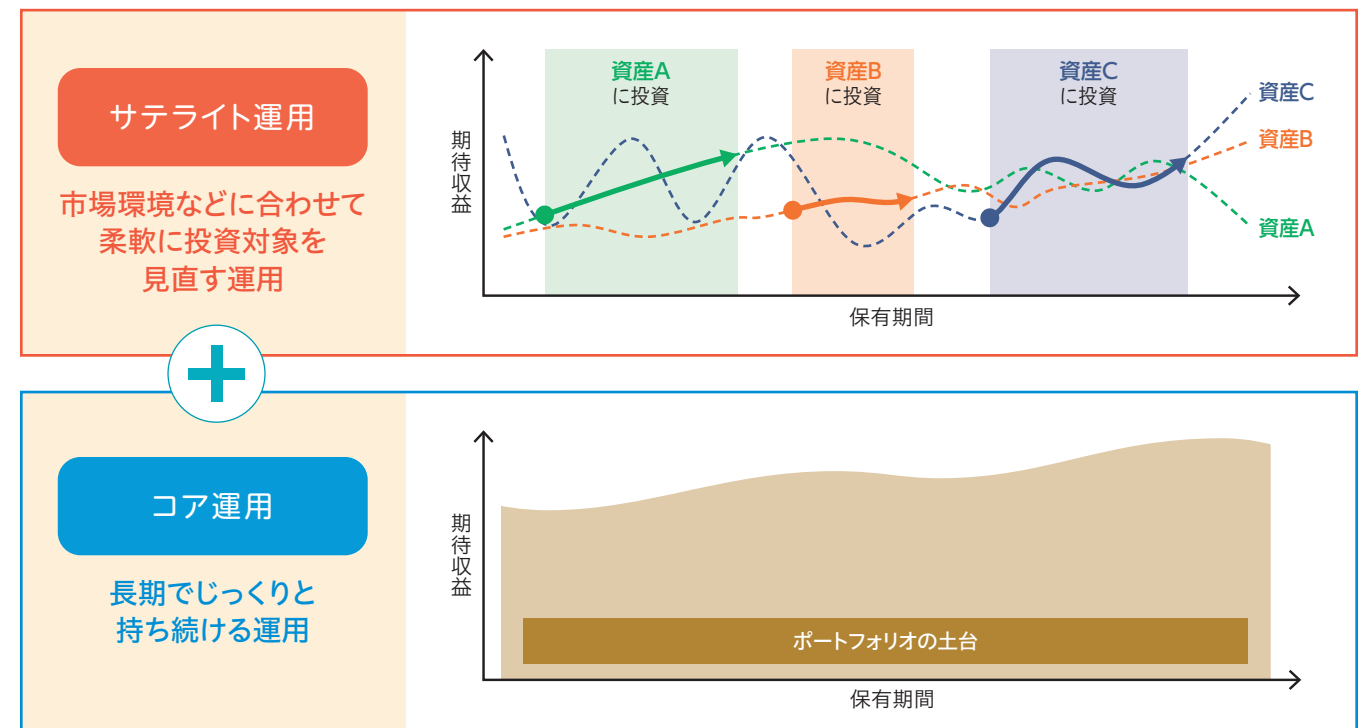
◆世界のGDP(1985~2024年)と世界債券・世界株式の動き(1985年1月~2020年2月)



出所：Bloombergのデータをもとに作成。「先進国名目GDP」「新興国名目GDP」：IMF「World Economic Outlook Database, October 2019」(推定値を含む、米ドルベース)、期間：1985年~2024年(2019年以降は予測値)。「世界債券」：FTSE世界国債インデックス(含む日本、米ドルベース)、「世界株式」：MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス(グロス、米ドルベース、1987年まではMSCIワールド・インデックスを使用)、「分散投資(債券7：株式3)」：世界債券7・世界株式3の比率の合成指数(分散投資の一例として掲載)、いずれも1984年12月末からの累積収益率、期間：1985年1月~2020年2月。

投資環境を踏まえた資産運用の考え方

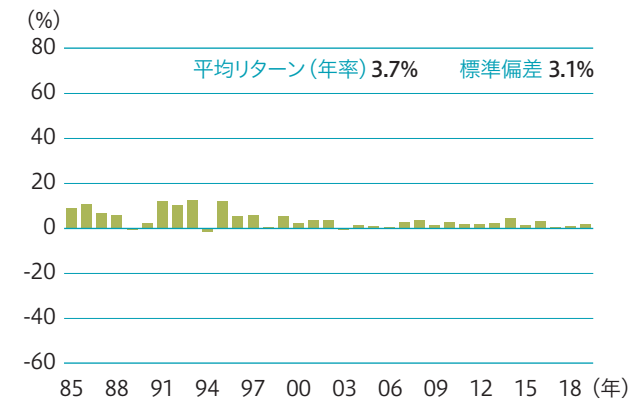
◆コア&サテライト運用におけるポートフォリオ構築



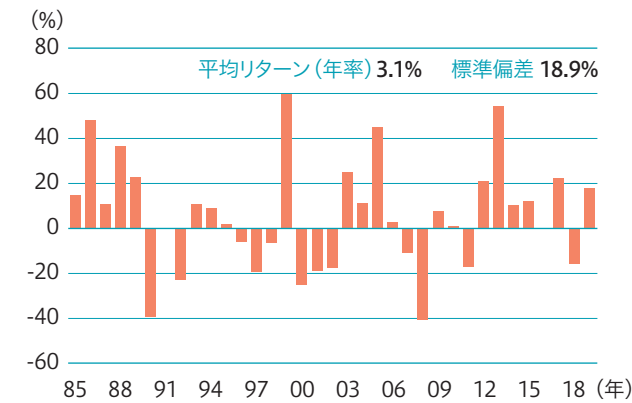
データで見る「分散投資」の効果

下のグラフは、国内外の債券・株式の運用成果を1年ごとに並べたものです。複数の資産に「分散」して投資を行えば、1つの資産の値下がりや別の資産の値上がりでカバーできる場合もあり、リスクを抑える効果が期待できます。

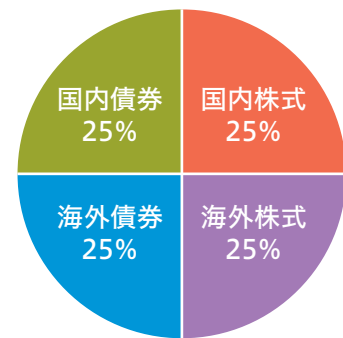
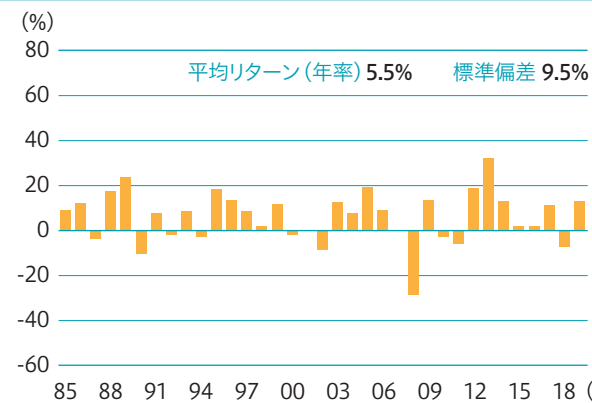
◆国内債券へ投資した場合の収益率



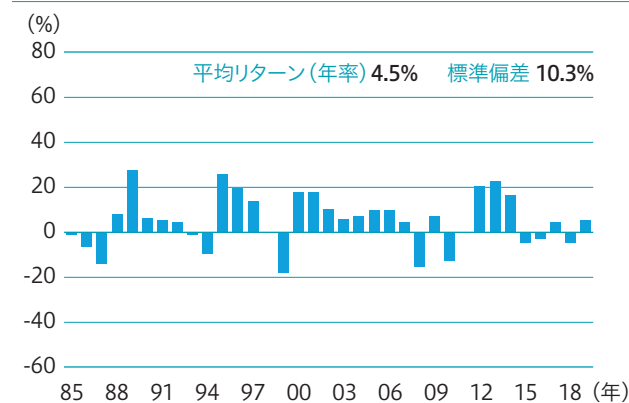
◆国内株式へ投資した場合の収益率



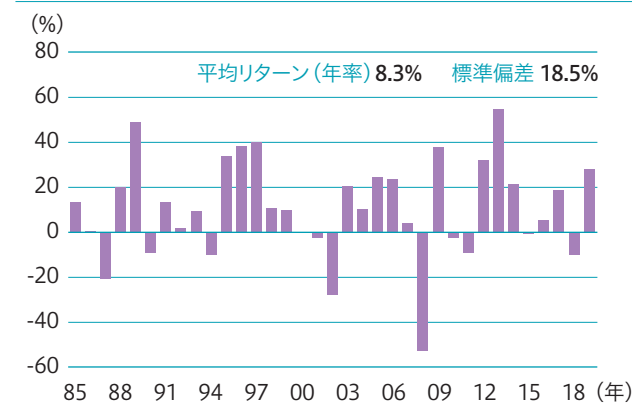
◆4資産へ分散投資した場合の収益率 (国内債券25%・国内株式25%・海外債券25%・海外株式25%)



◆海外債券へ投資した場合の収益率



◆海外株式へ投資した場合の収益率

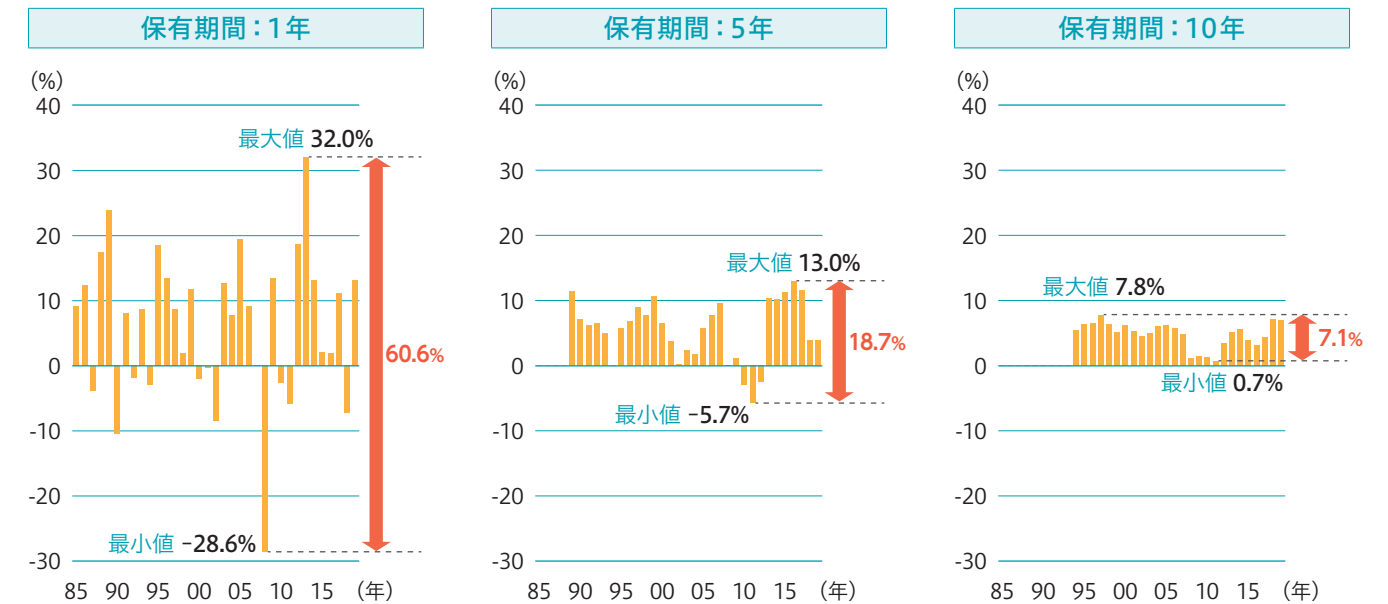


出所：Bloombergのデータをもとに当社作成、期間：1985年～2019年。
国内債券：NOMURA-BPI 総合、国内株式：TOPIX 配当込み(1988年以前はTOPIX)、海外債券：FTSE 世界国債インデックス(除く日本)、海外株式：MSCI コクサイ・インデックス(除く日本、配当込み)、「4資産分散」：国内株式・国内債券・海外株式・海外債券の4資産に均等に分散投資したもの。各グラフの縦軸は単年のリターン、全て円ベース。

データで見る「長期投資」の効果

下のグラフは、国内外の債券・株式に分散投資した場合の運用成果を1年ごとに並べたものです。短期間の運用では、大きなプラスやマイナスのリターンになることがありますが、長期で運用を続けると、短期的な変動を打ち消しあうため、より安定したリターンの獲得が期待できます。

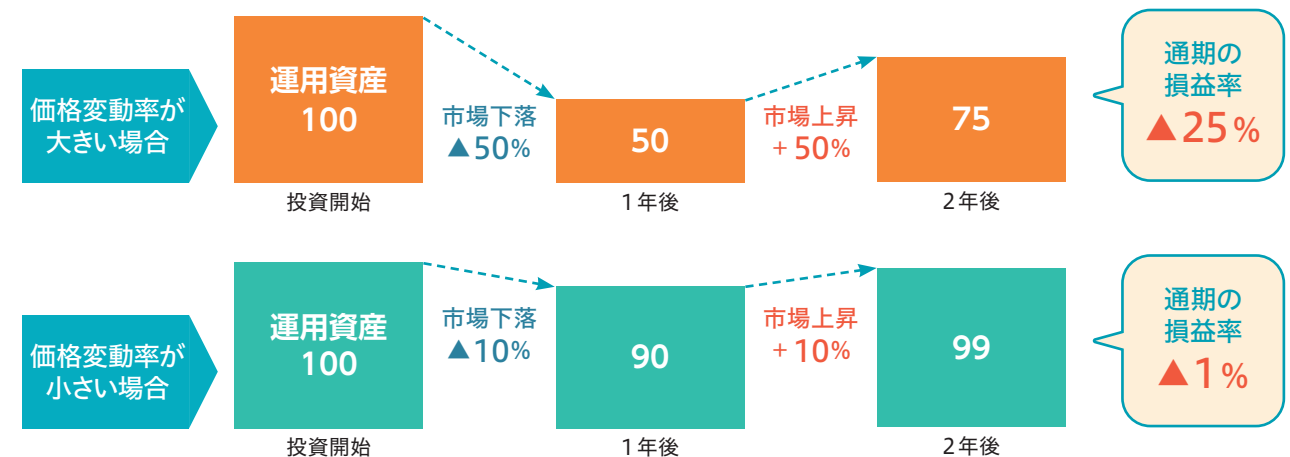
◆4資産へ分散投資した場合の保有期間別年率リターンの比較(1985年～2019年)



出所：Bloombergのデータをもとに当社作成、期間：1985年～2019年。
「1年」：各年の年初～年末までのリターン、「5年」「10年」：各年末を基準とし、5年(10年)前からの累積リターンを年率換算。
国内債券：NOMURA-BPI 総合、国内株式：TOPIX 配当込み(1988年以前はTOPIX)、海外債券：FTSE 世界国債インデックス(除く日本)、海外株式：MSCI コクサイ・インデックス(除く日本、配当込み)。国内株式・国内債券・海外株式・海外債券の4資産に均等に分散投資した場合のリターンを計算、全て円ベース。

ご参考 下ブレリスクを抑えることの重要性

大幅なマイナスリターンの後、投資元本を取り戻すためには、より大きな上昇が必要となります。安定した収益の獲得を目指すためには、下ブレリスクを抑え、長期で運用することが重要です。



「一括投資」は一度にまとめて投資をするのに対して、「積立投資」は一定額を複数回に分けて投資をします。長期にわたり少しずつ投資をしていくため、将来にそなえた資産形成に役立ちます。

積立投資の特徴

少額から
はじめられます。

手元にまとまった資金がない場合でも、ご自身のライフプランに合わせて無理なく投資ができます。

投資タイミングを気にする
必要がありません。

定期的に定額で購入するため、投資タイミングに悩む必要がありません。

購入単価を平準化
させる効果があります。

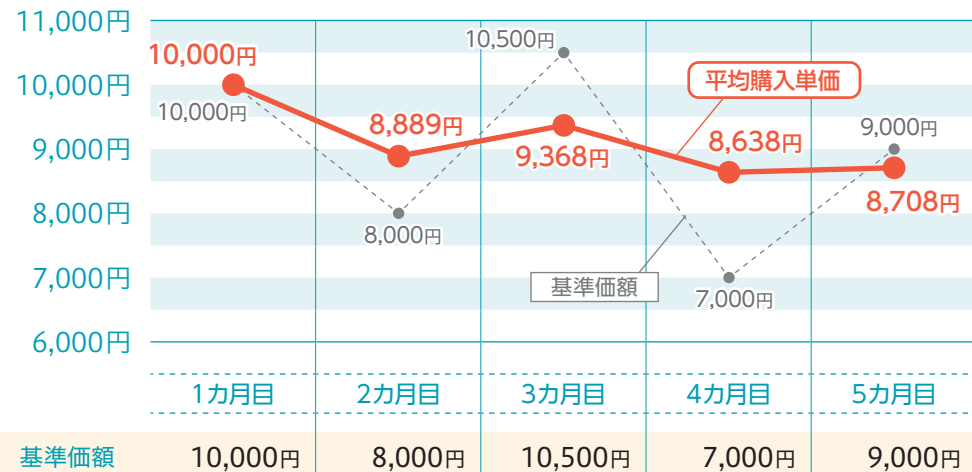
投資対象の価格が高いときは口数を少なく、低いときは多く購入することで、高値つかみのリスクを軽減します。

積立投資 MEMO 最終的な運用成果は(売却時の基準価額)×(売却時口数)で決まります。「基準価額」の変動に一喜一憂せずに、「保有口数」を増やすことが、積立投資を成功に導く秘訣です。

積立投資の仕組み

積立投資では定期的に定額で投資信託を購入します。価格の上昇局面では口数を少なく、下落局面では口数を多く購入することで、平均購入単価が平準化されるため、高値つかみのリスクが軽減されることがあります(ドル・コスト平均法)。

◆ドル・コスト平均法のイメージ図(1回あたり10万円ずつ積み立てた場合)



ドル・コスト平均法の場合	毎月の購入額	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	合計	500,000円
	購入口数	100,000口	125,000口	95,238口	142,857口	111,111口	合計	574,206口
平均購入単価*	10,000円	8,889円	9,368円	8,638円	8,708円		8,708円	

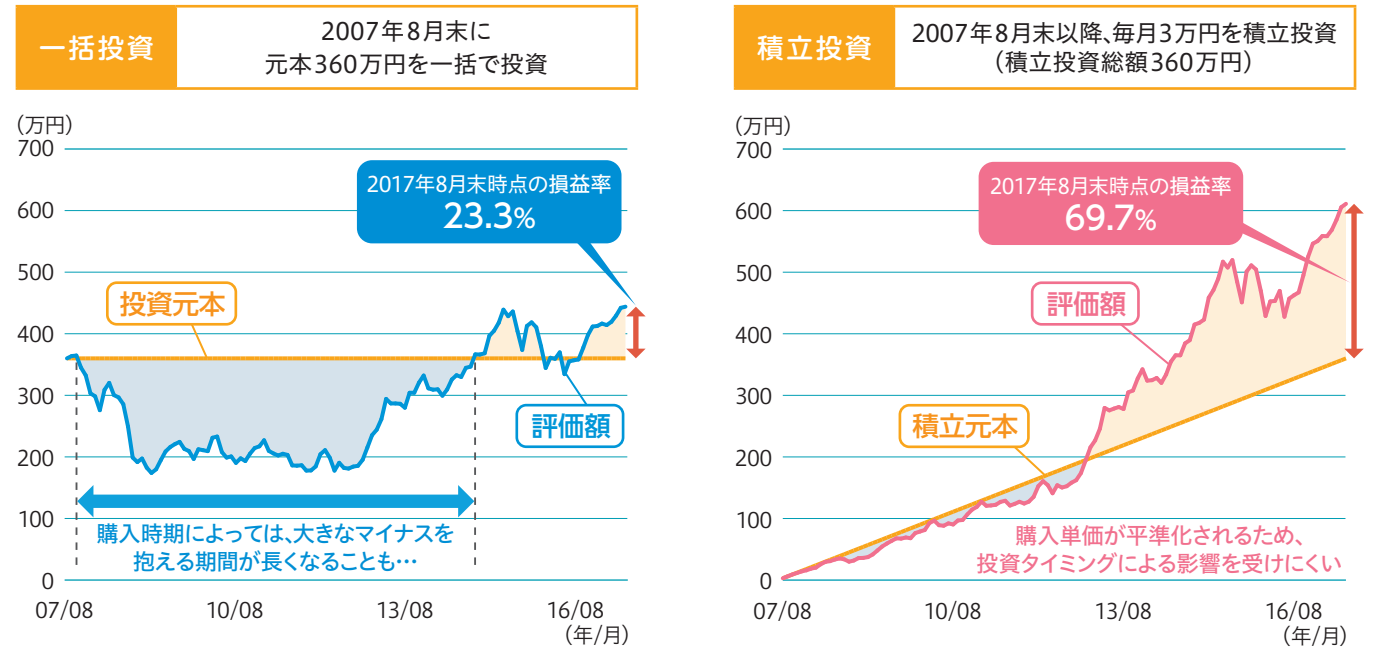
一括購入の場合	購入額	500,000円	—	—	—	—	合計	500,000円
	購入口数	500,000口	—	—	—	—	合計	500,000口
購入単価	10,000円	—	—	—	—		10,000円	

*平均購入単価は、毎月の購入額の累計を購入口数の累計で割ったものです。
 *上記イメージ図は、税金・手数料等を考慮していないため、実質的な運用成果を示すものではありません。また、小数点第1位を四捨五入しています。

積立投資の効果

下の図は、リーマンショック前に一括投資と積立投資を同時に開始したケースを示したものです。一括投資は、購入時期によっては、マイナスを抱える期間が長くなることもあります。一方で積立投資は、購入単価が平準化されるため、投資タイミングによる影響を受けにくく、損益改善効果が生じています。

◆日本株式に投資した場合の一括投資と積立投資の比較(2007年8月末～2017年8月末)



出所: Bloombergのデータをもとに当社試算、日本株式: TOPIX 配当込み

積立投資と一括投資の併用

手元資金を活かし、一括投資を併用することで、将来にそなえた資産形成に役立ちます。

◆毎月の必要積立額シミュレーション

目標額 1,000万円 運用期間 10年

一括投資金額 (運用利回りは 3%として試算)	運用利回り(積立投資分)ごとの必要積立額(月額)				
	0.03%	1%	3%	5%	7%
0万円	+ 83,209円	79,289円	71,711円	64,782円	58,462円
100万円	+ 72,027円	68,633円	62,074円	56,076円	50,605円
300万円	+ 49,661円	47,322円	42,799円	38,664円	34,891円
500万円	+ 27,296円	26,010円	23,524円	21,251円	19,178円

*上記シミュレーションは、商品の利回り等を保証・示唆するものではありません。また、税金・手数料等は考慮していません。



●投資信託は、価格の変動等により損失が生じる場合があります。また、お申込時などに各種手数料をご負担いただく場合があります。詳しくは、P67以降に記載していますので、必ずご覧ください。

積立投資のシミュレーションは

こちら

つみたて・とうしの入口



まずはそなえる目的と金額から考えてみましょう

人生のステージによって、そなえる目的や必要となる金額は変化し、また何に不安を感じるかは人によって異なります。それを踏まえて、ご自身の場合は何にそなえたいかを考えてみましょう。

なんのため？ あなたがそなえたいのは次のうちどれですか？

■ 予測できないライフイベント

<p>病気・ケガ のときのため</p> <p>病気やケガをしたとき、自身の医療費や家族の負担が心配。</p> <p>➡ P24へ</p>	<p>介護 が必要となったときのため</p> <p>自分や家族に介護が必要となったとき、公的介護保険で十分な生活ができるか不安。</p> <p>➡ P25へ</p>	<p>認知症 になったときのため</p> <p>もしも認知症になってしまったら、自分の世話やお金の管理を誰に任せたらよいか不安。</p> <p>➡ P26へ</p>	<p>万一(死亡) のときのため</p> <p>万一の場合、残された家族のその後の生活が心配。</p> <p>➡ P27へ</p>
---	---	---	--

■ 予測できるライフイベント

<p>子どもの進学・教育費 のため</p> <p>子どもの将来のために必要な教育費をしっかりと準備したい。</p> <p>➡ P28へ</p>	<p>老後 を迎えたときのため</p> <p>ゆとりのあるセカンドライフを過ごしたいけれど、資金が足りるか不安。</p> <p>➡ P28へ</p>
--	---

いくら？ いくらそなえる必要がありますか？

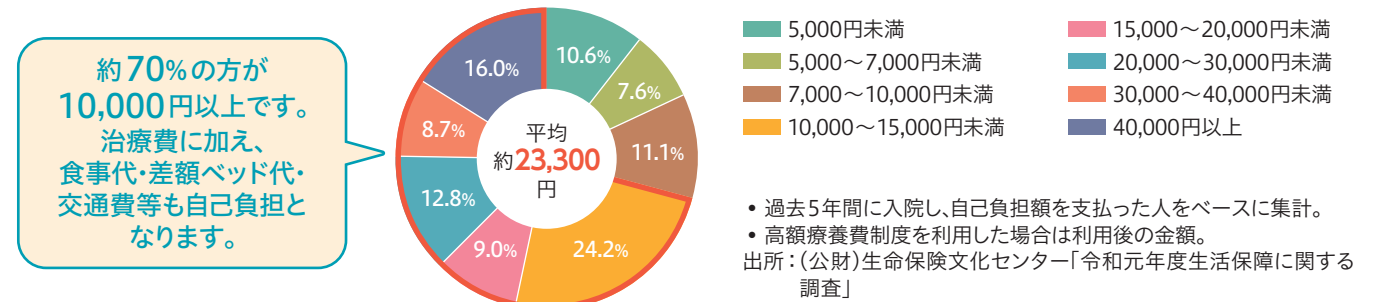
$$\text{必要準備額} = \text{支出見込額} - \text{収入見込額}$$

■ 予測できないライフイベント

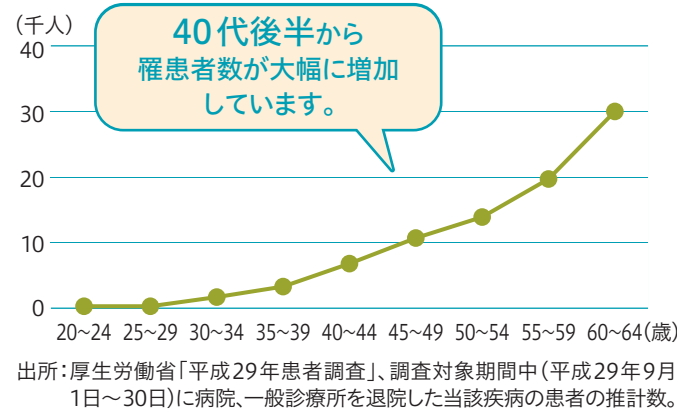
病気・ケガ

病気やケガをした場合、意外と治療費はかかります。いつ起こるかかわからないからこそ、ご自身の納得できるそなえが必要です。

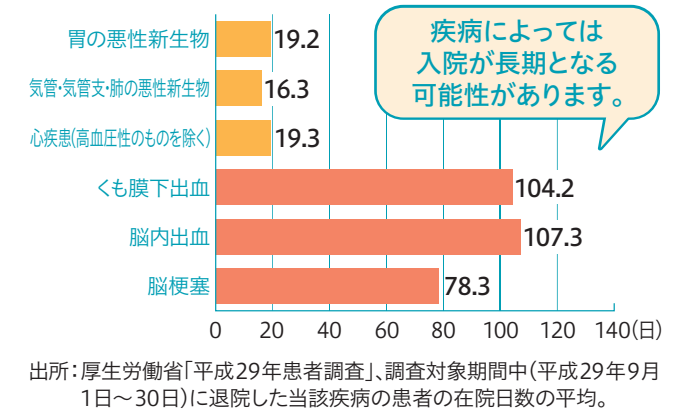
◆ 直近の入院時の1日あたりの自己負担費用



◆ 年代別八大疾病の罹患者数

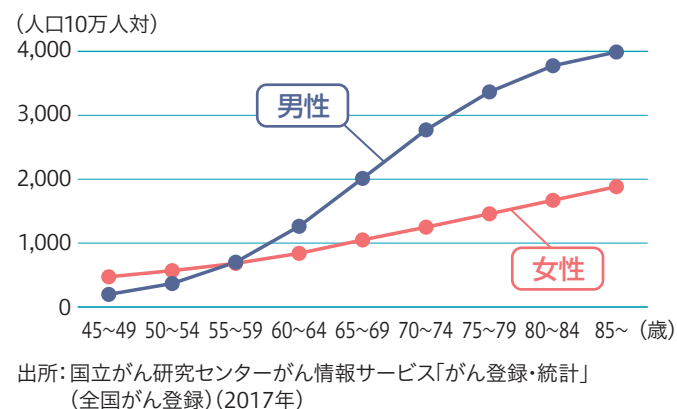


◆ 疾病別平均在院日数(全病床)

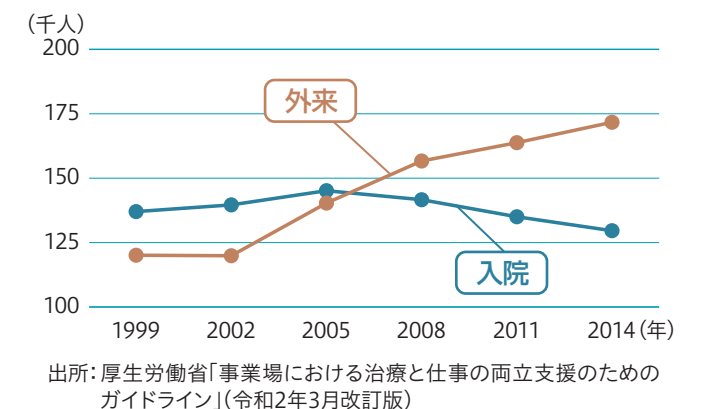


がんは罹患者数の多い、身近な病気です。最近では仕事をしながら通院で治療する人が多くなっています。

◆ がんの年齢階級別罹患者数



◆ がんの入院患者・外来患者数の推移



医療保険・がん保険

P57

各商品・サービス に関してご注意いただきたい事項についてはP67以降に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

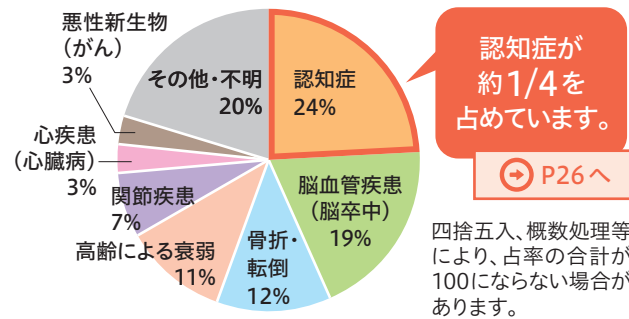
予測できないライフイベント

介護



介護は現代の日本社会が抱える大きな課題となっています。ご自身や大切なご家族のためにも、介護が発生した場合のそなえについてしっかりと考えておきましょう。

◆介護が必要となった主な原因(要介護者)



出所：厚生労働省「2019年国民生活基礎調査の概況」

◆介護にかかる費用

	介護に必要と考える費用	介護にかかった費用
初期費用	約242万円	約69万円
月々の費用	約16.6万円 × 54.5カ月*	約7.8万円 × 54.5カ月*
	約1,146万円	約494万円

*介護を始めてからの期間(過去3年以内の介護経験者の平均)。
出所：(公財)生命保険文化センター「平成30年度生命保険に関する全国実態調査」をもとに当社作成。

◆ケアプラン例の比較

【例】Aさんは現在75歳で1人暮らしをしています。ある日、自宅の階段から転落し、大腿骨頸部を骨折してしまい、1カ月近く入院していました。リハビリを経たものの、**要介護2**と認定されました。

お身体の状態	介護に対するご要望
<ul style="list-style-type: none"> 歩行や立ち上がりなどをひとりで行うのが困難。 排便排尿後の後始末がひとりでは難しい。 料理をしたりお膳を下げたりすることができない。 	<ul style="list-style-type: none"> 周りの手助けがないと入浴も行えないが、できれば毎日入りたい。 自立のためにも週2回はリハビリを受けたい。 部屋の掃除などのために、週3回は家事代行をしてもらいたい。

公的介護保険制度の支給限度内で設定							Aさんの要望にあわせた設定						
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
早	早	早	早	早		早	早	早	早	早	早	早	早
						6:00~							
						8:00~							
						10:00~		60	60	60		60	60
						12:00~							
						14:00~							
		30	30	30	30	30							
						16:00~							
						18:00~							
						20:00~	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜

月18,692円×12カ月=年224,304円

自己負担額* 月252,256円×12カ月=年3,027,072円

訪問介護 早 早朝 夜 夜間 30 30分 60 60分

デイケア(入浴あり/通所リハビリテーション)

家事代行 配食サービス

各サービスの料金の目安

3,110円(30分) 2,490円(30分)/3,930円(60分)
6,880円(6時間) 6,600円(1回) 600円(1回)

*要介護2の公的介護保険制度の支給限度額である「196,160円/月」を適用した後の負担額です。上記表の項目以外に福祉用具貸与費用を25,000円として算入しています。デイケア利用時の食費や日常生活費は加味していません。地域によっては、公的介護保険制度の支給限度額を超えても、さらに支給されるサービスがあります。

・公的介護保険制度についての記載は2019年12月現在のものであり、将来変更される可能性があります。詳しくはお住まいの市町村等にご照会ください。

出所：(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2018年8月改訂版)、厚生労働省「介護給付費等単位数サービスコード(令和元年10月施行版)」、綜合警備保障(株)「ALSOKハウスサポート」、江戸川区配食サービスをもとに当社作成。

終身保険(介護保障付)

P56へ

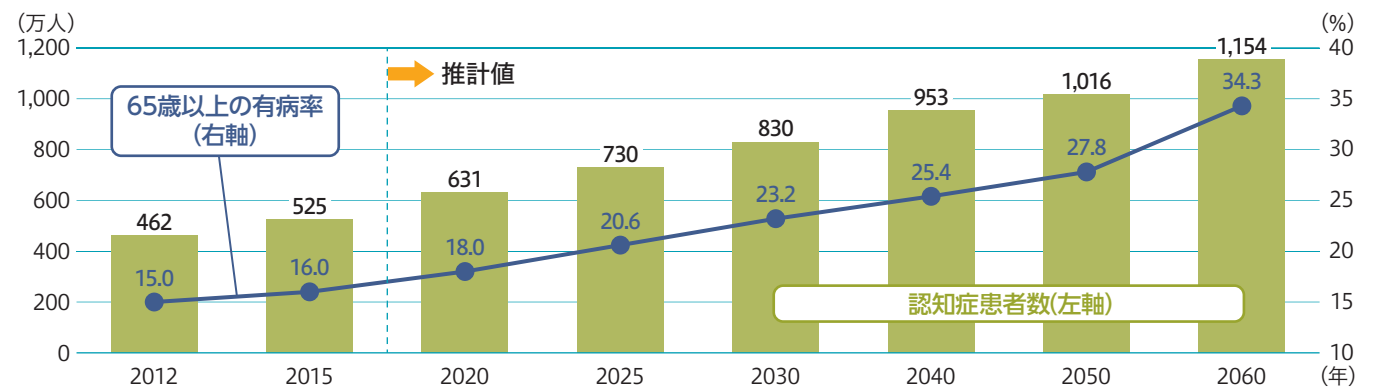
予測できないライフイベント

認知症



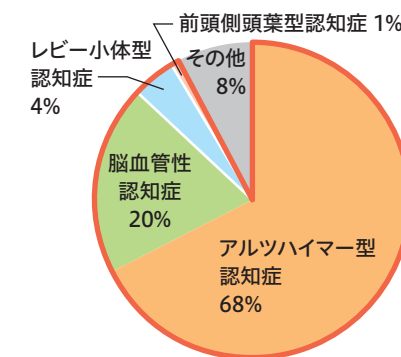
認知症とは、さまざまな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったりしたために障害が起こり、生活に支障が出る状態のことを指します。

◆65歳以上の認知症患者数と有病率の将来推計



出所：内閣府「平成29年版高齢社会白書」、各年齢の認知症有病率が上昇する場合。

◆主な認知症の種類と原因



この4種類で認知症全体の9割以上を占めています。

四捨五入、概数処理等により、占率の合計が100にならない場合があります。

原因

アルツハイマー型
脳内にたまった異常なたんぱく質により神経細胞が破壊され、脳が萎縮する。

脳血管性認知症
脳梗塞や脳出血によって脳細胞に十分な血液が送られず、脳細胞が死んでしまう。

レビー小体型認知症
脳内にたまったレビー小体という特殊なたんぱく質により、神経細胞が破壊される。

前頭側頭葉型認知症
脳の前頭葉や側頭葉で神経細胞が減少し、脳が萎縮する。

出所：厚生労働省「第78回社会保障審議会介護保険部会～認知症施策の総合的な推進について(参考資料)～」(令和元年6月20日)

終身保険(介護保障付)

P56へ

100年パスポート

P61へ

ご参考 もの忘れと認知症の違い

	もの忘れ	認知症
もの忘れの範囲	出来事などの一部を忘れる (何を食べたか思い出せないことがある など)	出来事などのすべてを忘れる (食べたこと自体を忘れる など)
自覚の有無	もの忘れに気づき、思い出そうとする	もの忘れに気づかない
学習能力	新しいことを覚えることができる	新しいことを覚えられない
日常生活への支障	あまり支障がない	支障をきたす
幻想・妄想	ない	起こることがある
人格の変化	ない	ある (暴言や暴力をふるうことがある、怒りやすい、何事にも無関心になる など)

出所：厚生労働省「知ることからはじめよう みんなのメンタルヘルス」

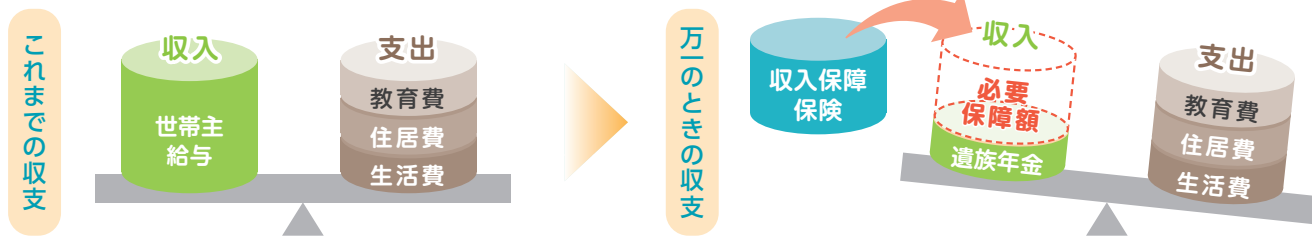
予測できないライフイベント

万が一のとき(死亡)

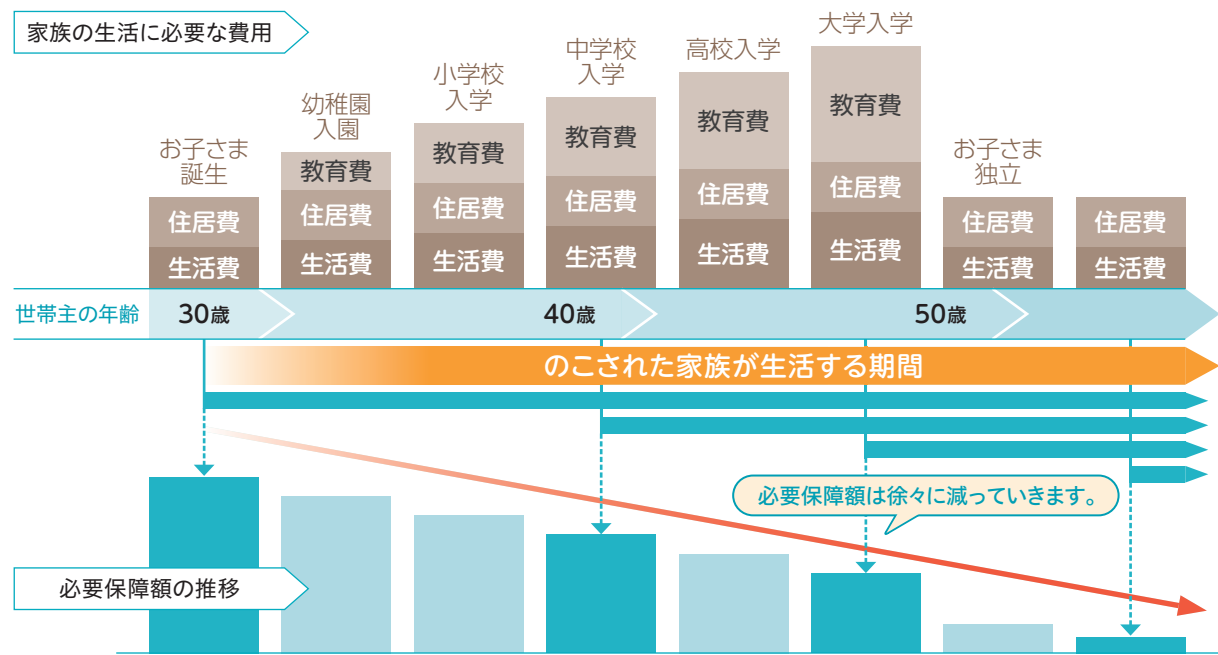


万が一の場合、悲しみの中残されたご家族の生活が大きく変化します。ご家族が生活資金や整理資金に困らないよう、事前にしっかりと考えておきましょう。

◆万が一のときの収支バランスの変化



◆必要保障額の変化のイメージ



定期保険・収入保障保険 P57へ

終身保険 P55~56へ

整理に必要な費用

お墓購入費用 約161万円*
葬儀費用 約184万円*
*全国平均価格

最近では金融資産や不動産の整理に加え、「デジタル遺品整理」や「大切なペット」の将来を考えられる方も多くなっています。



出所：お墓購入費用：(一社)全国優良石材店の会「2019年版お墓購入者アンケート調査」
葬儀費用：(株)鎌倉新書「第4回お葬式に関する全国調査」(2020年)葬儀費用、飲食費、返礼品の合計。

家族おもいやり信託・おひとりさま信託

P61~62へ

定期保険・収入保障保険

P57へ

予測できるライフイベント

子どもの進学・教育費



お子さまの成長に合わせて、進学・進級などのイベントがあります。お子さまの将来に必要な教育費用を計画的に準備しておくことで安心です。

積立投資・NISA・ジュニアNISA

P21~22・P51~P53へ

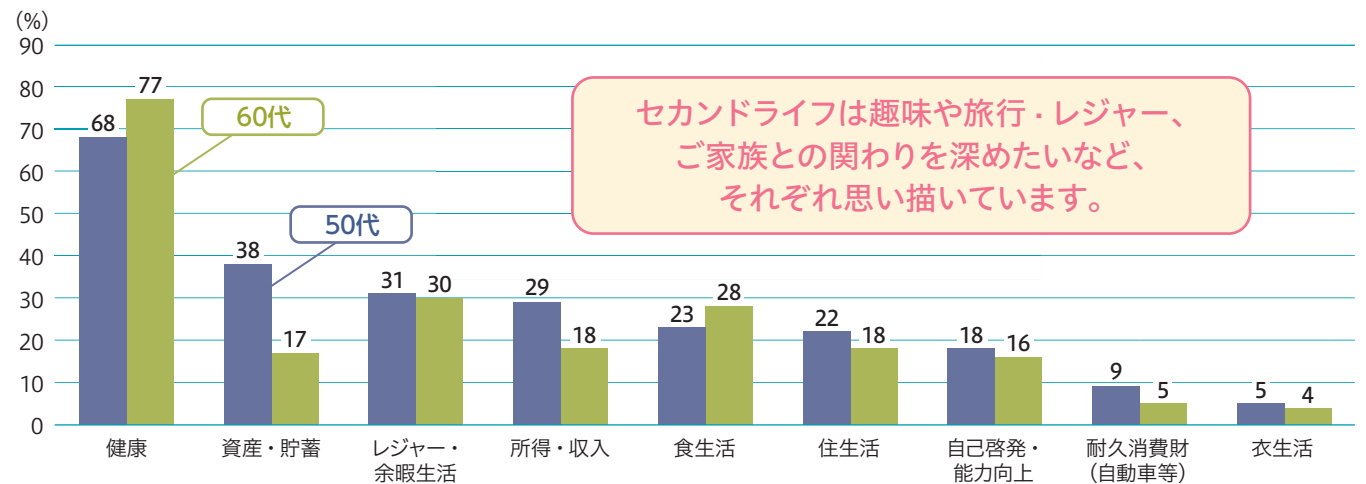
予測できるライフイベント

老後



退職後のセカンドライフは、趣味や家族との時間を楽しみたい。ゆとりある老後を送るために十分な資金の準備があると安心です。

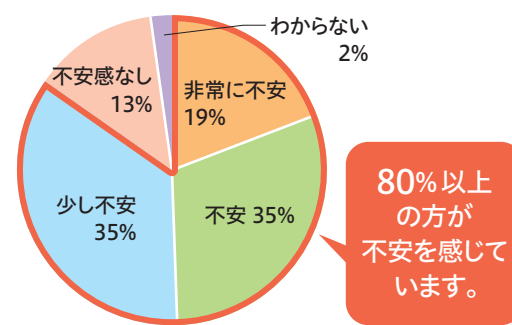
◆今後の生活で重視したいこと



セカンドライフは趣味や旅行・レジャー、ご家族との関わりを深めたいなど、それぞれ思い描いています。

出所：内閣府「国民生活に関する世論調査」(令和元年6月)

◆老後に対する不安の有無

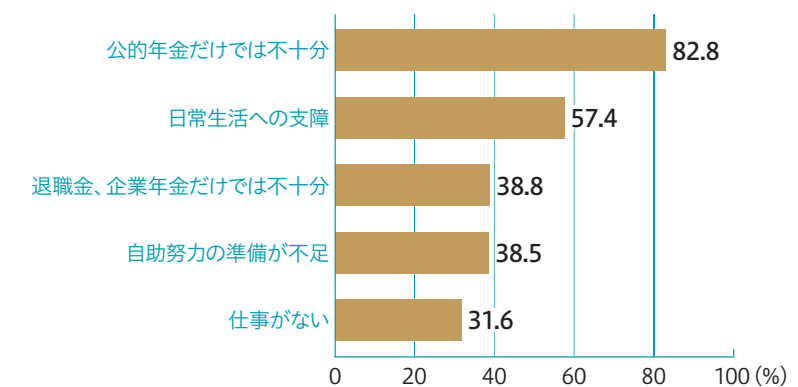


80%以上の方が不安を感じています。

四捨五入、概数処理等により、占率の合計が100にならない場合があります。

出所：(公財)生命保険文化センター「令和元年度生活保障に関する調査」

◆老後に対する不安の内容(上位5項目)



出所：(公財)生命保険文化センター「令和元年度生活保障に関する調査」

積立投資・NISA・ジュニアNISA

P21~22・P51~P53へ

個人年金保険・終身保険

P55~56へ

相続を取り巻く環境の変化

近年、相続の分野では重要な法改正が続いています。このこともあまって世間では相続への関心が高まり、相続に関する相談が増加しています。

◆近年の相続関連ニュース・トピックス

2019年民法(相続)改正

- 介護に貢献した長男の妻などに報いる制度
- 被相続人の預貯金の一部払戻し制度
- 配偶者の生活を保護する制度
- 自筆証書遺言に関する見直し など

2015年相続税法改正

- 遺産にかかる基礎控除額の4割引き下げ
- 最高税率の引き上げ
- 未成年者控除・障がい者控除額の引き上げ
- 小規模宅地等の特例上限の引き上げ

相続にそなえる目的と相続対策の基本的な考え方

相続手続きを経験したことがある方は多くないため、いざ相続が発生すると遺された相続人に大きな労力がかかります。その負担を軽減するために、生前に準備をしておくことが大切です。

なんのため？

相続をきっかけに相続人が困ること

生活資金

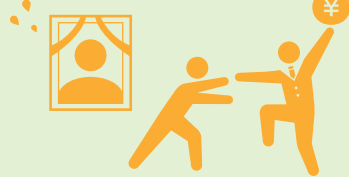
が不足してしまう



故人の医療費の支払いや葬儀費用の支払いなどを相続人が支払うため、生活資金に困ることがあります。

円滑な遺産分割

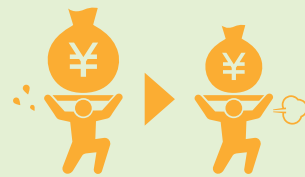
ができるか不安



自宅や不動産や株式などの分けにくい資産がある場合、相続人の中で揉めることがあります。

相続税

の負担を減らしたい



相続税は納税期限も決められています。相続人が期限内に支払えずに困ることがあります。

1 資金準備対策

家族の当面の生活資金・葬儀費用・納税資金などのために、資金を確保する必要があります。

P30へ

2 遺産分割対策

大切な資産を「誰に」「どのように」引き継ぐのかを考えておく必要があります。

P31~32へ

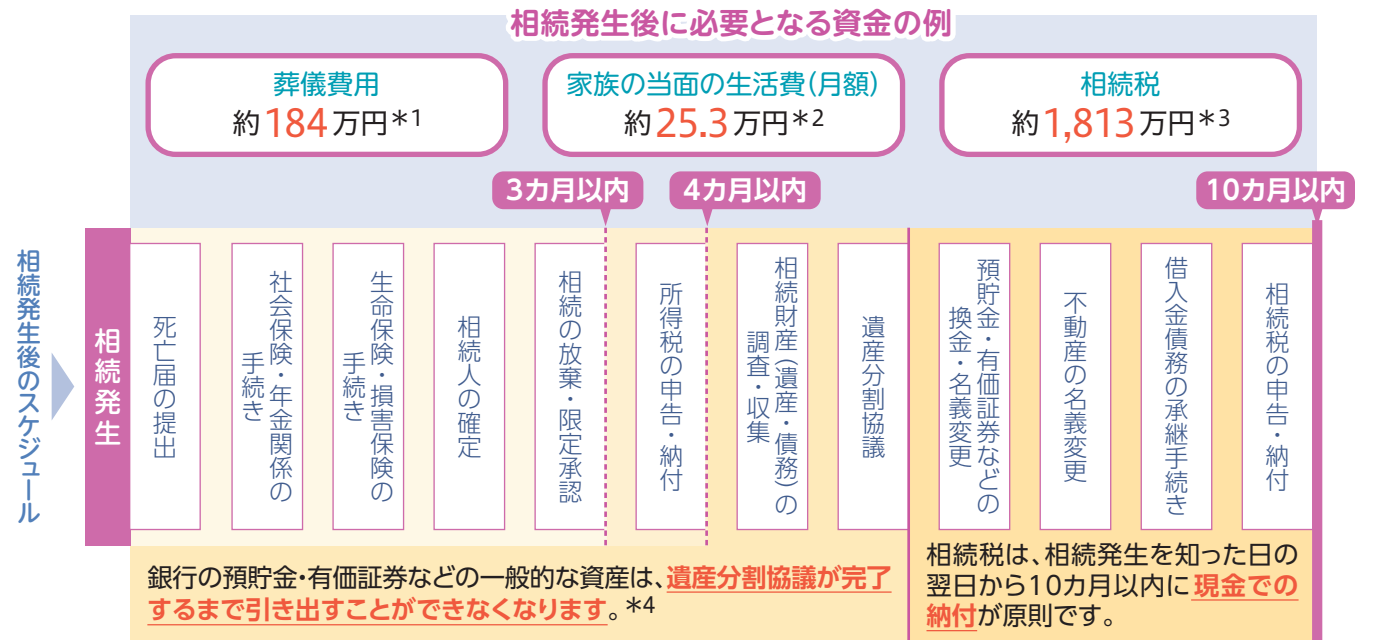
3 相続税対策

大切な人へ資産をなるべく多く引き継げるよう、相続税額を確認しておく必要があります。

P33~34へ

「いつ」「いくら」必要になるか確認しましょう

1 資金準備対策



*1 出所：(株)鎌倉新書「第4回お葬式に関する全国調査」(2020年)葬儀費用、飲食費、返礼品の合計。
 *2 出所：(公財)生命保険文化センター「令和元年度生活保障に関する調査」、妻1人分(ゆとりある老後生活費×70%)として計算。
 *3 相続税の課税対象となった被相続人1人あたり。
 *4 2019年7月より、預貯金が遺産分割の対象となる場合に、各相続人は遺産分割が終了する前であっても一定の範囲(家庭裁判所の判断を経ない単独での払戻しの金額上限は金融機関ごとに150万円)で払戻しが可能。
 出所：国税庁「平成30年分相続税の申告事績の概要」、税額合計を相続税の申告書(相続税額があるもの)の提出に係る被相続人数で割ったもの。

必要な資金を準備する方法

1 家族おもしろい信託(一時金型)・生命保険の活用 比較的速やかに資金を受け取ることができます。

一般的な相続財産は、遺産分割協議が完了するまで受け取ることができません。あらかじめ受取人を指定する「家族おもしろい信託(一時金型)」や「生命保険」を活用することで、比較的速やかに財産の一部を受け取ることができます。

資金受取が可能となるまでの期間の目安

家族おもしろい信託(一時金型)を活用した場合	生命保険を活用した場合	(参考)一般的な相続財産の場合
受取人による請求手続き → 原則即日	受取人による死亡保険金請求手続き → 原則5営業日以内*	相続発生 → 数カ月~10カ月程度

*各保険会社の約款の定めによります。また、必要書類に不備があった場合や死亡保険金を支払うための調査・確認が必要な場合、支払いが遅れることがあります。

家族おもしろい信託(一時金型)の詳細は P62へ 生命保険の詳細は P55~56へ

2 不動産の整理 売却代金で納税資金を確保することができます。

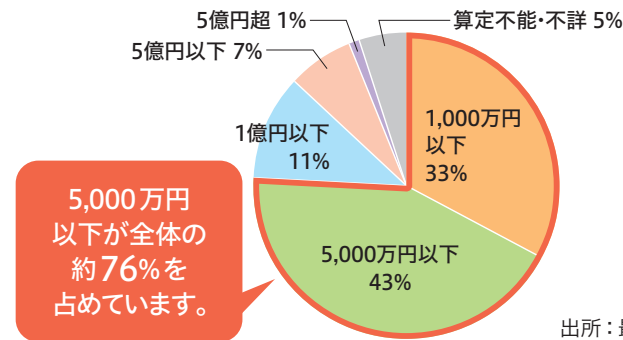
不動産の売却には一定の時間がかかります。相続財産に現金が少ないなどの場合は、使用する予定のない不動産を売却して、納税資金として準備することも選択肢のひとつです。



相続をめぐるトラブルが増えています 2 遺産分割対策

遺産額の多寡を問わず、相続をめぐるトラブルは年々増加しています。大切なご家族がもめて「争族」にならないよう、生前にそなえておくことで安心です。

◆遺産額別の認容・調停成立件数割合



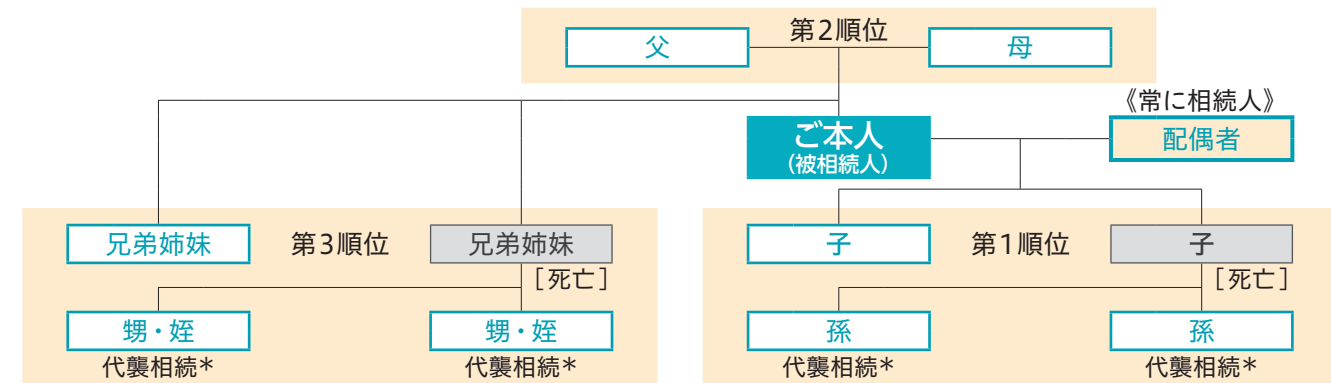
遺産分割の認容・調停は、遺産額にかかわらず発生しています。ご自宅等の不動産や株式等は平等に分割しづらい資産のため、相続人が複数名存在すると「争族」に発展する可能性があります。

出所：最高裁判所「平成30年度司法統計年報」

「誰に」「どのように」のこしたいかを考えましょう

民法では「誰が」「どのくらい」相続財産を受け取れるかが規定されており、これを「法定相続人」「法定相続分」といいます。また、最低限相続できる割合（権利）を「遺留分」といいます。

◆法定相続人の範囲と順位



- 配偶者** 他の相続人と同順位で常に一定割合の遺産を相続できます。
- 子(第1順位)** 性別、出生順序、既婚・未婚、実子・養子、嫡出・非嫡出の区別なく同順位です。
- 直系尊属(第2順位)** 実親・養親、父系・母系の区別なく同順位ですが、親などの近い者が優先されます。
- 兄弟姉妹(第3順位)** 全血・半血の区別なく同順位で相続権があります。

*代襲相続とは、相続人となるべき子や兄弟姉妹が相続開始前に亡くなっている場合、その子(孫や甥・姪)が相続人となることをいいます。

相続人	法定相続分	遺留分
配偶者のみの場合	配偶者全部	配偶者1/2
配偶者がいる	配偶者と子がいる場合	配偶者1/2 子1/2
	配偶者と父母がいる場合	配偶者2/3 父母1/3
	配偶者と兄弟姉妹がいる場合	配偶者3/4 兄弟姉妹1/4
配偶者がいない	子がいる場合	子全部
	父母がいる場合	父母全部
	兄弟姉妹がいる場合	兄弟姉妹全部

上表の見方：上から順番に、該当する行の法定相続分・遺留分を適用します。

事前に分け方を指定する方法 2 遺産分割対策

1 生命保険の活用 お金に宛名をつけられます。



生命保険の場合、死亡保険金受取人をあらかじめ指定するため、将来誰がどれだけ受け取るのかを決めておくことができます。死亡保険金は受取人の固有財産となり、遺産分割協議の対象となりません。

生命保険の詳細は P55~56へ

2 遺言の活用 財産の分け方は遺言で自由に決められます。*

法定相続人以外にも財産をのこすことができます。

法定相続分と異なる財産分割ができます。

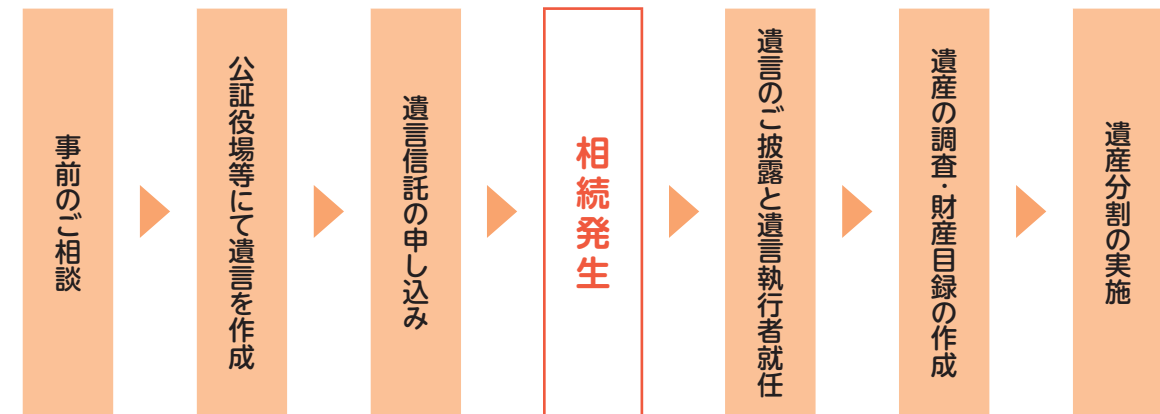
誰に何を相続させるかを指定できます。

民法が定めている遺言の方式のうち、「自筆証書遺言」「公正証書遺言」の2つが一般的です。相続時のトラブルを防止し、確実に遺言の内容を実現するためにおすすめしたいのが「公正証書遺言」です。

*遺留分には、十分留意する必要があります。

遺言信託

三井住友信託銀行では、遺言書作成のお手伝いから遺言書の保管・管理、遺言の執行まで一貫してお引き受けいたします。財務コンサルタントをはじめ、豊富な経験と知識をもつスタッフがご意思に沿った遺言書づくりにご協力し、忠実に遺言書の内容を実現いたします。



よくあるご質問



一度書いた遺言は変更できないの？

そんなことはありません。

年月が経ち、さまざまな状況の変化によって遺言の内容が実情にそぐわなくなることも考えられます。一度書いた遺言でも、遺言者自身の意思や事情の変化などにより、いつでも取り消し・書き直しが可能です。ですから遺言の作成を先延ばしにするよりも、早めに書いておき、定期的に見直すことをお勧めします。

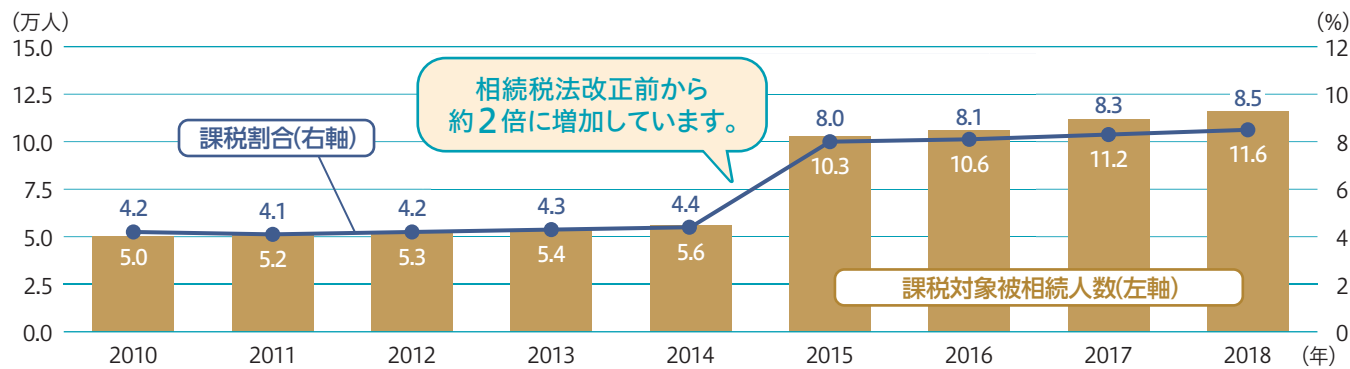


遺言業務の詳細は P63へ

残された方が困らないように対策しましょう 3 相続税対策

2015年の税制改正による基礎控除の引き下げ以降、相続税のかかる世帯は増加しています。残された相続人が困らないよう、事前に対策を講じると安心です。

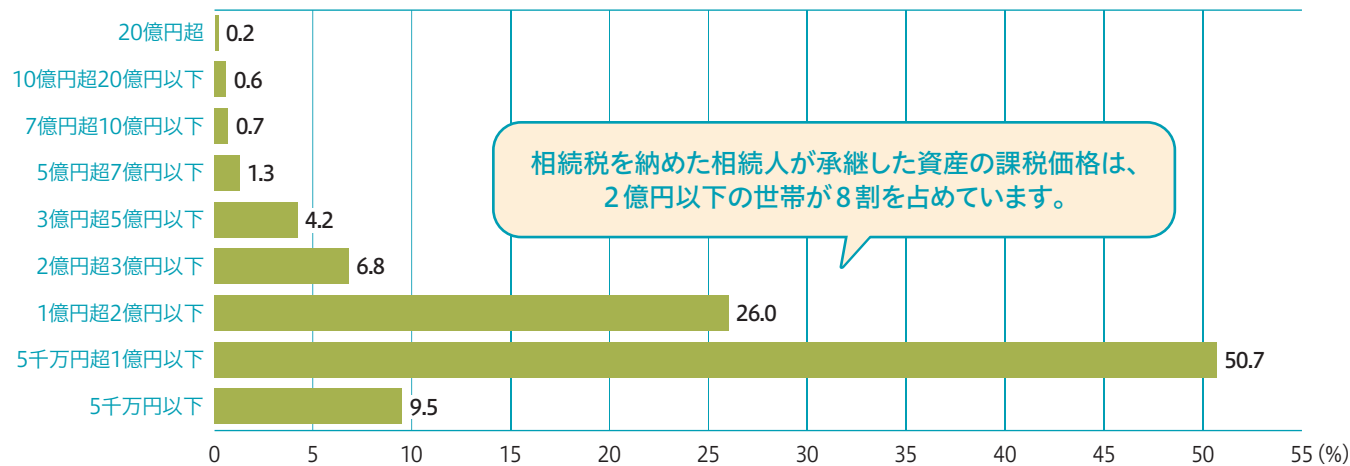
◆課税対象被相続人数と課税割合の推移



被相続人1人あたりの課税価格と相続税額 **課税価格 1億3,956万円** | **相続税額 1,813万円**

出所：国税庁「平成30年分相続税の申告実績の概要」

◆課税価格別相続人数分布



出所：国税庁「統計年報平成30年度2直接税」をもとに当社作成。

相続税がどのくらいかかるのかを確認しましょう

大切な資産も、一定額以上になると相続税がかかります。大切な人へ資産をなるべく多く引き継ぐために、自分の場合は相続税がどのくらいかかるのかを確認しておきましょう。

土地	建物	預貯金・有価証券

相続税はいくらかかる？
 相続税の計算方法は **P41~42へ**

相続税の負担を軽減する方法 3 相続税対策

相続財産を減らす

① 生前贈与の活用

課税価格の合計を下げる

② 生命保険の活用 ③ 不動産の活用

① 生前贈与の活用 あらかじめ次の世代へ贈与しておくことができます。

財産の一部を生前に次の世代へ贈与しておくことで、相続発生時に課税対象となる財産を減らすことができます。



② 生命保険の活用 生命保険の非課税枠を活用することができます。

相続人が受け取る生命保険金は、相続税課税財産から **非課税限度額** まで控除することができます。

$$\text{非課税限度額} = 500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

【例】相続財産が現預金7,000万円のみ、法定相続人が2人(配偶者・長男)の場合



*「配偶者の税額軽減の特例」を活用するため、配偶者の納付税額は0円となります。

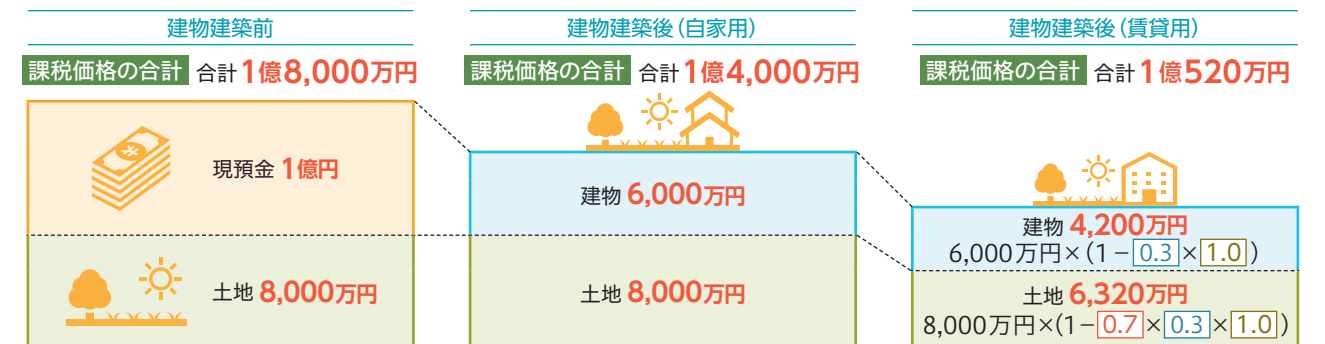
相続税の計算方法は **P41~42へ** 生命保険の詳細は **P55~56へ**

③ 不動産の活用 土地や建物は利用区分によって相続税評価額が変わります。

相続税評価額は、一般的に現預金よりも不動産の方が低く、さらに自家用より賃貸用の方が低くなります。

【例】現預金1億円と土地(公示価格1億円)を保有している人が、建物を建築した場合

(借地権割合70%、借家権割合30%、賃貸割合100%の場合)



教育関連費用(幼稚園～高等学校)

	公立	私立	
幼稚園 (3年間)	学校教育費*1	120,738円	331,378円
	学校給食費*2	19,014円	30,880円
	学校外活動費*3	83,895円	165,658円
	年間平均	223,647円	527,916円
	総額	670,941円	1,583,748円
小学校 (6年間)	学校教育費*1	63,102円	904,164円
	学校給食費*2	43,728円	47,638円
	学校外活動費*3	214,451円	646,889円
	年間平均	321,281円	1,598,691円
	総額	1,927,686円	9,592,146円
中学校 (3年間)	学校教育費*1	138,961円	1,071,438円
	学校給食費*2	42,945円	3,731円
	学校外活動費*3	306,491円	331,264円
	年間平均	488,397円	1,406,433円
	総額	1,465,191円	4,219,299円
高等学校(全日制) (3年間)	学校教育費*1	280,487円	719,051円
	学校外活動費*3	176,893円	250,860円
	年間平均	457,380円	969,911円
	総額	1,372,140円	2,909,733円
		全て公立の場合 約544万円	全て私立の場合 約1,830万円

*1 保護者が子どもに学校教育を受けさせるために支出した全経費。
 *2 幼稚園・小学校・中学校において、保護者が給食費として学校に納付した経費。
 *3 保護者が子どもの学校外活動のために支出した経費。
 出所：文部科学省「平成30年度子供の学習費調査」

教育関連費用(大学)

区分 居住形態	国立 (4年)	私立				
		文系 (4年)	理系 (4年)	医歯系 (6年)	家政・芸術・ 体育・保健(4年)	短大 (2年)
自宅	約415万円	約572万円	約716万円	約2,619万円	約678万円	約277万円
下宿・ アパート等	約746万円	約877万円	約1,021万円	約3,056万円	約982万円	約441万円

内訳は、入学金、授業料、施設設備費、生活費、自宅外通学を始めるための費用(下宿・アパート等に居住の場合)。
 出所：文部科学省「平成30年度私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額(定員1人当たり)の調査結果について」「国公立大学の授業料等の推移」、(独)日本学生支援機構「平成30年度学生生活調査結果」、日本政策金融公庫「教育費負担の実態調査結果」(令和元年度)をもとに当社試算。

住宅購入費用

	土地付注文住宅	建売住宅	マンション
全国	約4,257万円	約3,494万円	約4,521万円
首都圏	約4,993万円	約3,915万円	約5,033万円
近畿圏	約4,343万円	約3,340万円	約4,285万円
東海圏	約4,278万円	約3,025万円	約4,138万円
その他地域	約3,869万円	約2,855万円	約3,630万円

土地付注文住宅の購入費用は、建設費と土地取得費を合わせた金額。
 出所：住宅金融支援機構「2019年度フラット35利用者調査」をもとに当社作成。

住宅ローンの月々の返済

	資金調達の内訳		1カ月あたり 予定返済額	世帯収入
	手持ち金	借入金		
土地付注文住宅	約443万円	約3,621万円	約11.7万円	約628万円
建売住宅	約282万円	約3,005万円	約9.8万円	約559万円
マンション	約736万円	約3,602万円	約12.1万円	約763万円

出所：住宅金融支援機構「2019年度フラット35利用者調査」、全国の金額。

ご参考

さらに、老後生活費用も
視野に入れると……



ゆとりある老後の生活費 約**36.1**万円(月額)

一般的な夫婦2人の定年後(老後)に必要なお金の総額

①夫婦2人期間：約36.1万円×12カ月×約24.0年＝約1億397万円
 ②妻1人期間：約25.27万円×12カ月×約9.8年＝約2,972万円

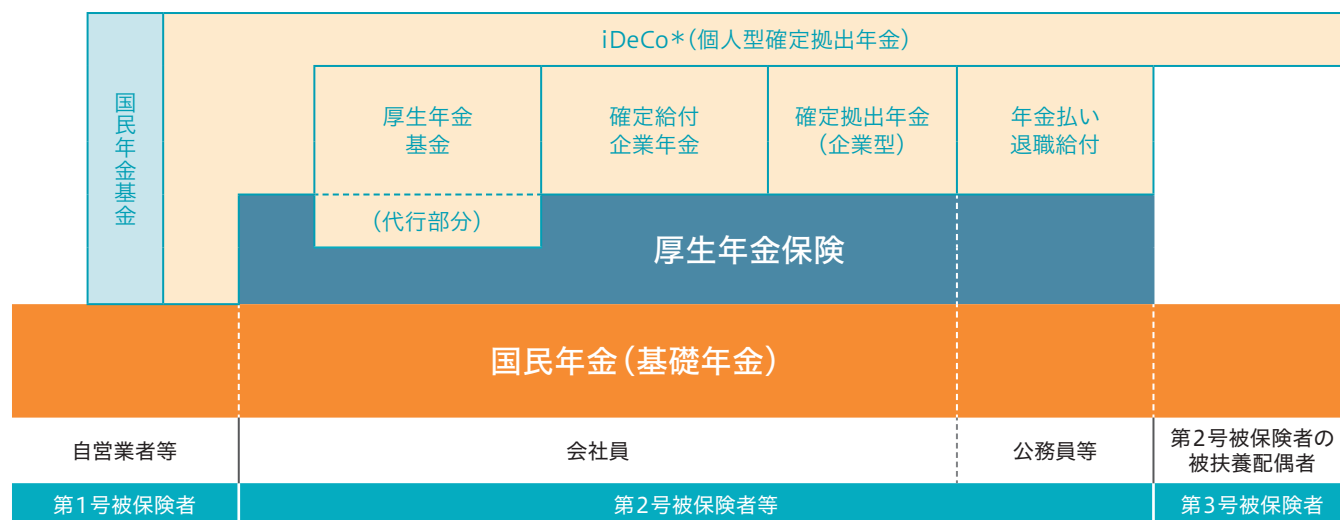
定年後の生活資金総額の目安(夫婦2人)

①約1億397万円＋②約2,972万円＝約**1億3,369**万円

出所：厚生労働省「令和元年簡易生命表」、(公財)生命保険文化センター「令和元年度生活保障に関する調査」
 夫60歳、妻55歳時点の平均余命にて当社試算。なお、妻1人期間の生活費用は2人の生活費×70%にて計算。

セカンドライフの生活費を支える大きな柱が「公的年金」です。会社員や公務員の方が退職後に受け取る場合の「公的年金」は、「老齢基礎年金」という加入期間(月数)に比例して決まる部分と、「老齢厚生年金」という在職中の給料の平均額や加入期間などに比例して決まる部分の合計です。公的年金の基本的な仕組みと、年金額の目安を把握しましょう。

年金制度の体系図



* iDeCo(個人型確定拠出年金)は、任意で申し込むことにより公的年金にプラスして給付を受けられる私的年金のひとつです。加入している年金制度等によって、加入要件や掛金の上限額等が異なります。

年金制度の概要

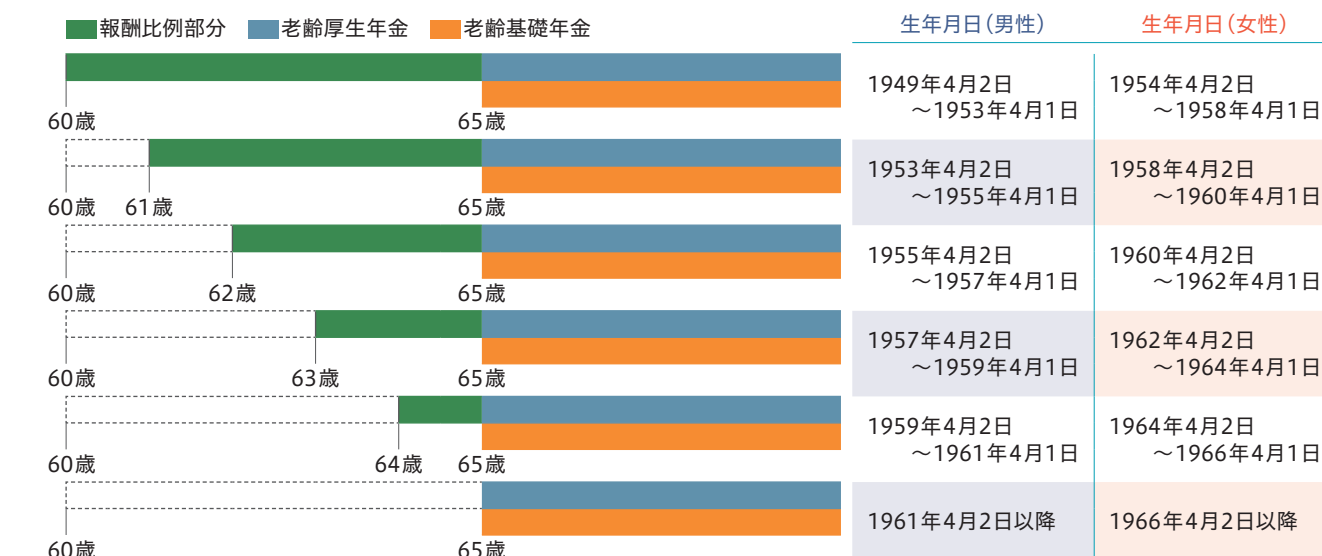
	国民年金(基礎年金)	厚生年金保険
対象者(加入者)	<ul style="list-style-type: none"> 自営業、学生、専業主婦等 20歳以上60歳未満の国内在住者 	<ul style="list-style-type: none"> 会社員、公務員等*1 国民年金にも同時に加入
保険料	<ul style="list-style-type: none"> 1人一律 月16,540円(2020年度) 会社員、公務員の夫または妻の被扶養配偶者(第3号被保険者)は負担なし 	<ul style="list-style-type: none"> 会社員、公務員は月額、賞与の9.15%の額*2 同額を会社が負担している
加入期間	<ul style="list-style-type: none"> 原則として20歳から60歳に達するまでの40年間 	<ul style="list-style-type: none"> 在職中(最長70歳になるまで) 20歳未満も加入
老後に受け取る年金の種類	<ul style="list-style-type: none"> 老齢基礎年金 	<ul style="list-style-type: none"> 老齢基礎年金と老齢厚生年金*3
年金額	<ul style="list-style-type: none"> 満額で約78万円(2020年度) 加入期間によって異なる 	<ul style="list-style-type: none"> 約270万円*4(夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額) 加入期間、生年月日や給料の平均額で異なる
年金の支給開始年齢	<ul style="list-style-type: none"> 65歳から一生涯 60歳からの繰上支給、70歳までの繰下支給も可能 	<ul style="list-style-type: none"> 生年月日によって段階的に61歳から65歳へと引き上げられる(次ページ参照) 60歳からの繰上支給、70歳までの繰下支給も可能

*1 公務員等が加入していた共済年金は、2015年10月から厚生年金保険に統合されています。
 *2 公務員等には経過措置があり、保険料率や引き上げのスケジュールは共済組合ごとに異なります。
 *3 2015年9月までに共済年金の加入期間のある公務員等は、職域年金相当分の加算があります。
 *4 平均的な収入(平均標準報酬(賞与含む月額換算)43.9万円)で40年間就業した場合に受け取り始める年金(老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金(満額))の給付水準。

出所：厚生労働省、(公財)生命保険文化センター

報酬比例部分の支給開始年齢

老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢は、60歳から段階的に引き上げられ、最終的には65歳になるまで年金は支給されなくなります。支給開始年齢は性別と生年月日によって異なり、女性は男性の5年遅れで引き上げが実施されます(ただし、旧共済年金は男女とも厚生年金の男性と同じスケジュールとなります)。



「ねんきん定期便」について

「ねんきん定期便」は年金加入記録等を確認するための案内で、日本年金機構から国民年金・厚生年金保険の加入者に対して、毎年1回誕生月に送られます。50歳未満用、50歳以上用、節目年用(35歳・45歳・59歳)の3種類があり、50歳以上用の「ねんきん定期便」では、年金の受取見込額が確認できます。

◆50歳以上用の「ねんきん定期便」(ハガキ)の見方

この図は、ねんきん定期便のハガキの見方を説明しています。1. これまでの年金加入期間、2. 60歳から64歳までに受け取る老齢厚生年金の、1年間の受取見込額、3. 65歳以降に受け取る老齢基礎年金と老齢厚生年金の、1年間の受取見込額が示されています。

主な企業年金の種類と特徴

企業年金には主に確定給付企業年金(DB)制度と確定拠出年金(DC)制度の2種類があります。

◆企業年金のタイプ

確定給付企業年金(DB)制度

- 将来の給付を賄うのに必要な全加入者分の拠出金を、会社が積み立てて運用します。
- 加入者は退職時に積み立てられた資金から給付を受けます(後払い)。

DB = Defined Benefit

加入 → 脱退

拠出金変動 + 運用収益変動 = 給付金確定

運用成果により増減 + 運用成果による = 規約で定められている

確定拠出年金(DC)制度

- 将来の給付を賄うのに必要な拠出金を、加入者ごとのDC口座に積み立てます。
- 積み立てられた時点で加入者の資金となり、自身で運用します(前払い)。

DC = Defined Contribution

加入 → 脱退

拠出金確定 + 運用収益変動 = 給付金変動

規約で定められている + 運用成果による = 運用成果により増減

企業年金の受取方法を選ぶ際のチェックポイント

企業年金は一時金として受け取るか、年金として受け取るかを選択することができます。それぞれの特徴をしっかりと把握し、ご自身に合った受取方法を選択しましょう。

◆制度別のポイント

	確定給付企業年金(DB)制度	確定拠出年金(DC)制度
一時金受取	● 給付金額は規約で定められている。	● 自身で運用してきたDC資産を一時金として受け取る。 ● 一時金支払い時に給付事務手数料が自己負担となる場合がある。
年金受取	● 規約で定められた金額を年金として受け取る。(年金資産の運用は会社が行う) ● 受取期間中に金利等が付与されるため、一時金で受け取るより給付される総額が大きくなる。	● 運用を継続しながら年金として受け取るため、運用の結果によって給付される総額が変動する。 ● 年金受取中は事務費や給付事務手数料が自己負担となる場合がある。

◆その他のポイント

一時金受取	● 住宅ローンの繰上返済に充てることで将来の支出負担の軽減が期待できる。 ● 自身の資産運用により、資産がふえる可能性がある。 ● 計画的な活用ができないと、資産が底をつく可能性がある。
年金受取	● 定期的な収入としてセカンドライフの計画が立てやすい。 ● 年金の受取期間を選択できる場合がある。 ● 会社制度によっては、年金受取を開始した後、途中の変更に制限がある場合がある。

一時金受取、年金受取でかかる税金が異なります

企業年金を一時金として受け取るか、年金として受け取るかによって、税金が異なりますので、注意が必要です。

一時金受取

退職所得として給付時に源泉徴収されます。(退職所得控除の適用あり)

退職一時金

退職所得控除

勤続20年以下
40万円×勤続年数(最低80万円)

勤続20年超
80万円+70万円×(勤続年数-20年)

×1/2 (*1)

課税退職所得金額*2 × 所得税率 - 控除額 (A) (B) (C)

所得税速算表

退職所得

所得税額

年金受取

公的年金等を合算して雑所得として課税されます。(公的年金等控除の適用あり)*1

公的年金等控除額

1年間の公的年金などの収入金額(D) × 割合(E) + 控除額(F)

公的年金等控除額の計算式

公的年金・企業年金

公的年金に係る雑所得の金額

課税所得金額*2 × 所得税率 - 控除額

所得税額

源泉徴収済の税額と比較して還付または追加納付

- *1 役員としての勤続年数が5年以下の法人役員等の退職金については、2分の1にできません。
- *2 課税退職所得金額 = (退職一時金 - 退職所得控除額) × 1/2
税額は退職所得のみで計算されます。
- 住民税も別途計算されます。

- *1 受取金額によっては税金・社会保険料等の負担が増える場合があります。
- *2 他の所得(給与所得、不動産所得など)と合算されます。
- 住民税も別途計算されます。

◆所得税速算表 (A×B-C)

課税退職所得金額 (A)	税率 (B)	控除額 (C)
1,000円～ 1,949,000円	5%	-
1,950,000円～ 3,299,000円	10%	97,500円
3,300,000円～ 6,949,000円	20%	427,500円
6,950,000円～ 8,999,000円	23%	636,000円
9,000,000円～ 17,999,000円	33%	1,536,000円
18,000,000円～ 39,999,000円	40%	2,796,000円
40,000,000円～	45%	4,796,000円

- 「退職所得の受給に関する申告書」を提出することにより、退職金について確定申告が不要となります。
- 2013年から2037年まで各年分の所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が上乗せされます。

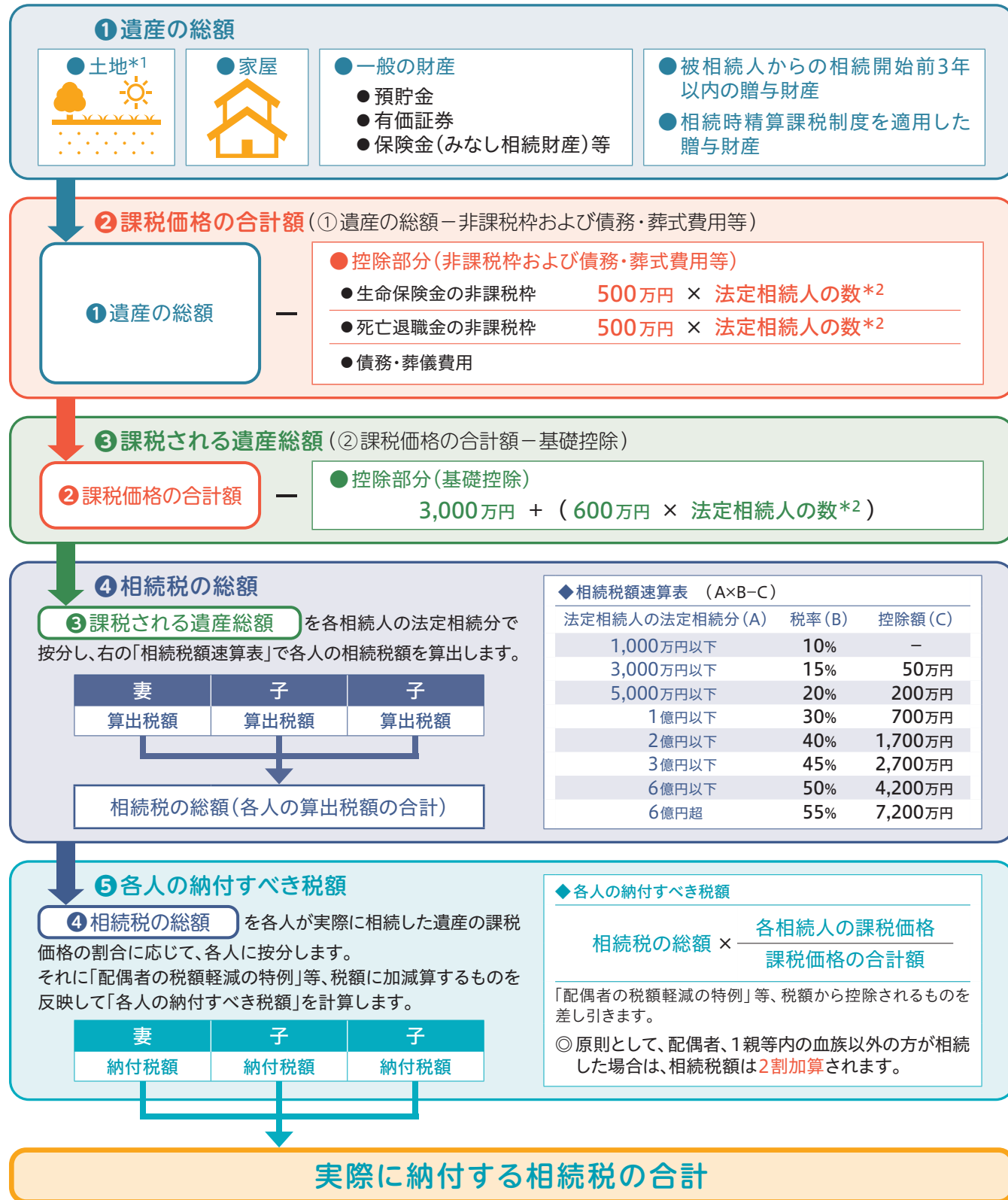
◆公的年金等控除額の計算式 (D×E+F)

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合

	1年間の公的年金などの収入金額(D)	割合(E)	控除額(F)
65歳未満の人	1,300,000円以下	-	600,000円
	1,300,001円～ 4,100,000円	25%	275,000円
	4,100,001円～ 7,700,000円	15%	685,000円
	7,700,001円～ 10,000,000円	5%	1,455,000円
65歳以上の人	10,000,001円以上	-	1,955,000円
	3,300,000円以下	-	1,100,000円
	3,300,001円～ 4,100,000円	25%	275,000円
	4,100,001円～ 7,700,000円	15%	685,000円
	7,700,001円～ 10,000,000円	5%	1,455,000円
	10,000,001円以上	-	1,955,000円

- 受給者の年齢が65歳未満であるかどうかの判定は、その年の12月31日の年齢によることとされています。

相続税の計算方法



相続税額シミュレーション

配偶者がいる場合(一次相続)

相続財産 (課税価格・ 基礎控除前)	子ども1人		子ども2人		子ども3人	
	相続税額	税負担率	相続税額	税負担率	相続税額	税負担率
5,000万円	40万円	0.8%	10万円	0.2%	0万円	0.0%
6,000万円	90万円	1.5%	60万円	1.0%	30万円	0.5%
7,000万円	160万円	2.3%	113万円	1.6%	80万円	1.1%
8,000万円	235万円	2.9%	175万円	2.2%	137万円	1.7%
9,000万円	310万円	3.4%	240万円	2.7%	200万円	2.2%
1億円	385万円	3.9%	315万円	3.2%	262万円	2.6%
1億2,000万円	580万円	4.8%	480万円	4.0%	402万円	3.4%
1億4,000万円	780万円	5.6%	655万円	4.7%	577万円	4.1%
1億6,000万円	1,070万円	6.7%	860万円	5.4%	767万円	4.8%
1億8,000万円	1,370万円	7.6%	1,100万円	6.1%	992万円	5.5%
2億円	1,670万円	8.4%	1,350万円	6.8%	1,217万円	6.1%
3億円	3,460万円	11.5%	2,860万円	9.5%	2,540万円	8.5%
4億円	5,460万円	13.7%	4,610万円	11.5%	4,155万円	10.4%
5億円	7,605万円	15.2%	6,555万円	13.1%	5,962万円	11.9%

配偶者がいない場合(二次相続)

相続財産 (課税価格・ 基礎控除前)	子ども1人		子ども2人		子ども3人	
	相続税額	税負担率	相続税額	税負担率	相続税額	税負担率
5,000万円	160万円	3.2%	80万円	1.6%	20万円	0.4%
6,000万円	310万円	5.2%	180万円	3.0%	120万円	2.0%
7,000万円	480万円	6.9%	320万円	4.6%	220万円	3.1%
8,000万円	680万円	8.5%	470万円	5.9%	330万円	4.1%
9,000万円	920万円	10.2%	620万円	6.9%	480万円	5.3%
1億円	1,220万円	12.2%	770万円	7.7%	630万円	6.3%
1億2,000万円	1,820万円	15.2%	1,160万円	9.7%	930万円	7.8%
1億4,000万円	2,460万円	17.6%	1,560万円	11.1%	1,240万円	8.9%
1億6,000万円	3,260万円	20.4%	2,140万円	13.4%	1,640万円	10.3%
1億8,000万円	4,060万円	22.6%	2,740万円	15.2%	2,040万円	11.3%
2億円	4,860万円	24.3%	3,340万円	16.7%	2,460万円	12.3%
3億円	9,180万円	30.6%	6,920万円	23.1%	5,460万円	18.2%
4億円	1億4,000万円	35.0%	1億920万円	27.3%	8,980万円	22.5%
5億円	1億9,000万円	38.0%	1億5,210万円	30.4%	1億2,980万円	26.0%

・相続税額の1万円未満および税負担率の小数点第2位を四捨五入しています。
 ・被相続人の遺産を法定相続人が法定相続分通りに相続するものとして税額を算出しています(配偶者がいる場合は、配偶者の相続分について「配偶者の税額軽減の特例」を活用しています)。
 ・本資料は2020年8月現在の税制・関係法令・通達等に基づき記載しています。今後、税務の取扱い等が変わる場合もありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。なお、個別の税務取扱いについては、(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

贈与する人と受ける人のお互いの意思表示が大切です

贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる(民法第549条)。



あげます という意思と もらいます という意思の合意のもと成り立ちます。

相続税対策としての生前贈与に注目が集まっています

2015年1月1日からの相続税法改正により、相続税に対する課税は強化される一方で、贈与税に関しては税率の引き下げなど緩和される傾向にあり、相続税対策としての生前贈与への関心も高まりつつあります。

◆ 計算方法

$$\text{贈与税} = (\text{贈与財産} - \text{基礎控除額 110万円}) \times \text{税率} - \text{速算控除額}$$

◆ 贈与税の速算表

基礎控除前の贈与財産額	直系尊属から受けた贈与(20歳以上)		左記以外	
	税率	速算控除額	税率	速算控除額
110万円超～ 310万円以下	10%	0万円	10%	0万円
310万円超～ 410万円以下	15%	10万円	15%	10万円
410万円超～ 510万円以下	15%	10万円	20%	25万円
510万円超～ 710万円以下	20%	30万円	30%	65万円
710万円超～ 1,110万円以下	30%	90万円	40%	125万円
1,110万円超～ 1,610万円以下	40%	190万円	45%	175万円
1,610万円超～ 3,110万円以下	45%	265万円	50%	250万円
3,110万円超～ 4,610万円以下	50%	415万円	55%	400万円
4,610万円超	55%	640万円	55%	400万円

- 贈与税は受贈者(贈与を受けた方)が支払います。
- 暦年課税による贈与税は受贈者が1年間(1月1日～12月31日)に110万円超の贈与を受けた場合にかかります。

贈与の事実を明確にしておくことが大切です

生前贈与を行う際は、下記注意点をご確認ください。

1 受贈者の意思確認

暦年贈与は毎年の契約なので、毎年お互いの「あげた」「もらった」という意思を明確にするため、贈与契約書を作成することが大切です。

2 記録化

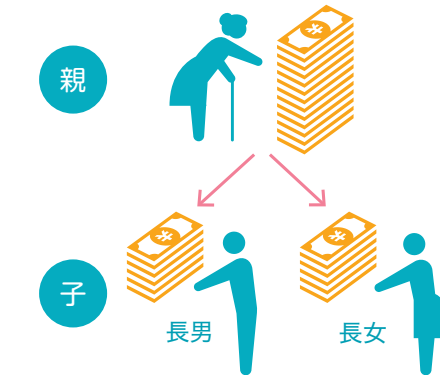
贈与者の口座から受贈者の口座へ振り込みをするなど、しっかりと贈与した事実を確認できる記録を残すことが大切です。

3 贈与財産の管理

贈与された資金は贈与を受けた方が管理することが大切です。そのため「受贈者がつかう」ことがポイントです。

贈与金額の目安について確認してみましょう

【例】相続財産1億6,000万円、子ども2人のケース(配偶者がいない場合)における相続税と贈与税の比較



① 相続税の税負担率(配偶者がいない場合)表で「1億6,000万円」と「子ども2人」が交わる部分を確認する。

→ 相続税の税負担率は **13.4%**

② 贈与税の税負担率表で13.4%の前後を確認する。

→ 税負担率が13.4%以下となる金額(表では12.6%、700万円以下)が、その年の贈与金額の目安となります。

① 相続税の税負担率(配偶者がいない場合) 詳しくは P42へ

相続財産 (課税価格・ 基礎控除前)	子ども 1人	子ども 2人	子ども 3人
5,000万円	3.2%	1.6%	0.4%
6,000万円	5.2%	3.0%	2.0%
7,000万円	6.9%	4.6%	3.1%
8,000万円	8.5%	5.9%	4.1%
9,000万円	10.2%	6.9%	5.3%
1億円	12.2%	7.7%	6.3%
1億2,000万円	15.2%	9.7%	7.8%
1億4,000万円	17.6%	11.1%	8.9%
1億6,000万円	20.4%	13.4%	10.3%
1億8,000万円	22.6%	15.2%	11.3%
2億円	24.3%	16.7%	12.3%
3億円	30.6%	23.1%	18.2%
4億円	35.0%	27.3%	22.5%
5億円	38.0%	30.4%	26.0%

- 法定相続人が法定相続分どおりに相続した場合です。
- 税額控除は配偶者の税額軽減のみを適用しています。
- 小数点第2位を四捨五入しています。

② 贈与税の税負担率

贈与金額 (基礎控除前)	税負担率
110万円	0%
150万円	2.7%
200万円	4.5%
250万円	5.6%
300万円	6.3%
350万円	7.4%
400万円	8.4%
450万円	9.1%
500万円	9.7%
550万円	10.5%
600万円	11.3%
650万円	12.0%
700万円	12.6%
750万円	13.6%
800万円	14.6%
850万円	15.5%
900万円	16.3%
950万円	17.1%
1,000万円	17.7%

相続税より低い税負担率

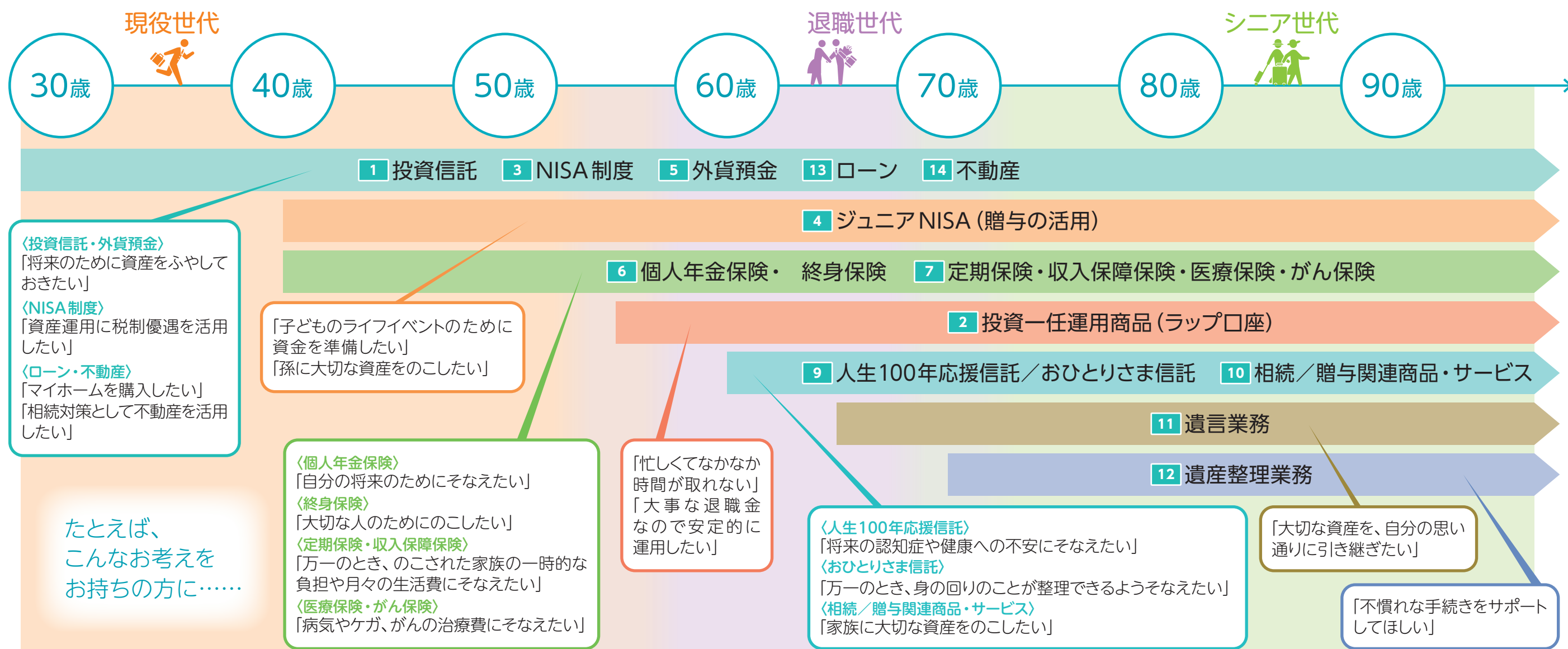
- 贈与の年の1月1日に20歳以上の子・孫が受贈した場合です。
- 小数点第2位を四捨五入しています。

贈与税は相続税と比べ高い税率が設定されているものの、いつでも行える利点を活かし相続時の税率よりも低い税率で贈与すれば、有効な相続税対策となります。

※ 本資料は2020年8月現在の税制・関係法令・通達等に基づき記載しています。今後、税務の取扱い等が変わる場合もありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。なお、個別の税務取扱い等については、(顧問) 税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

三井住友信託銀行は、お客さまの「資産運用・資産管理のメインバンク」となることを目指します。

P47	◆ 1 ◆ 投資信託	P59	◆ 8 ◆ 安心パッケージシリーズ
P49	◆ 2 ◆ 投資一任運用商品(ラップ口座)	P61	◆ 9 ◆ 人生100年応援信託／おひとりさま信託
P51	◆ 3 ◆ NISA制度(少額投資非課税制度)	P62	◆ 10 ◆ 相続／贈与関連商品・サービス
P53	◆ 4 ◆ ジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)	P63	◆ 11 ◆ 遺言業務
P54	◆ 5 ◆ 外貨預金	P64	◆ 12 ◆ 遺産整理業務
P55	◆ 6 ◆ 個人年金保険・終身保険	P65	◆ 13 ◆ ローン
P57	◆ 7 ◆ 定期保険・収入保障保険・医療保険・がん保険	P66	◆ 14 ◆ 不動産



8 安心パッケージシリーズは、2 3 4 5 に付帯するサービスです。

各商品・サービス に関してご注意いただきたい事項についてはP67以降に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

1 投資信託

投資信託の特徴



少額の資金から
投資がはじめられます。

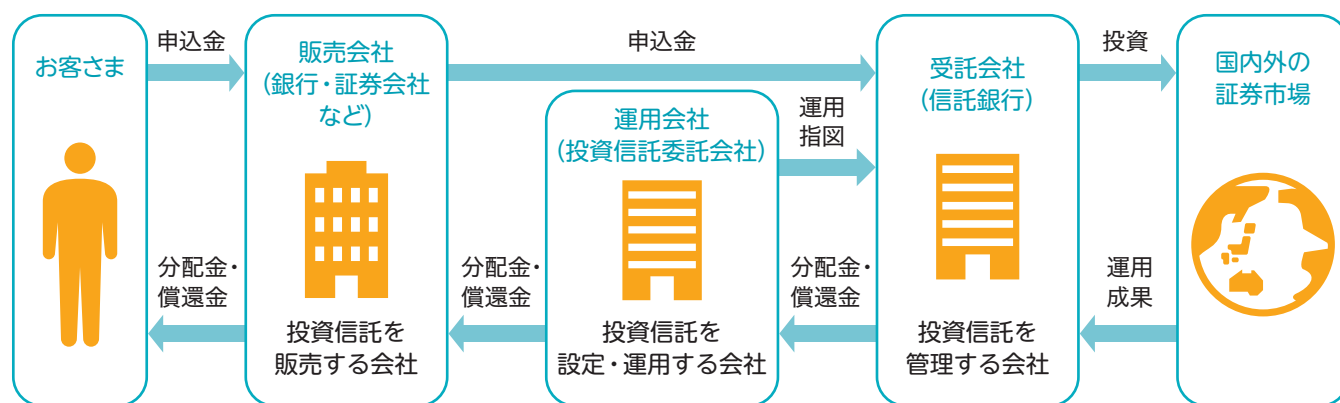


「運用のプロ」に
任せられます。



分散投資により
安定した投資成果が
期待できます。

投資信託の仕組み



投資対象とする主な資産

- 債券** 利子収入の積み上げによる、安定的な金利収入に期待します。
 - 国や一般企業などが、投資家から資金を調達するために発行します。
 - 債券に投資すると、一般的には定期的に利子収入を受け取ることができます。
 - 原則として、満期日を迎えると額面金額である償還金が受け取れるため、投資資産の安定性が期待できます。
- REIT (リート)** 賃料収入を主な収入源とし、相対的に安定した配当利回りに期待します。
 - 投資家から集めた資金を、主に不動産で運用する投資信託です。
 - リートに投資すると、賃料収入などに基づく相対的に安定した利回りの配当収入や、また景気が良好な場合には、組み入れている不動産の資産価値や賃料収入の上昇によるリート価格の値上がり益にも期待できます。
- 株式** 企業の成長による値上がり益の獲得を期待します。
 - 一般企業が、投資家から資金を調達するために発行します。
 - 株式に投資すると、企業業績や景気などが良好な場合、配当金や株価の値上がり益に期待できるため、投資資産の成長性が期待できます。

投資信託の主なリスク

株価変動リスク	株価変動リスクとは、経済情勢の変化等により、株価が変動するリスクをいいます。
REIT (リート) の価格変動リスク	REITの価格変動リスクとは、経済情勢の変化、不動産市況(賃料相場、空室率、不動産価格)の変化等によりREITの価格が変動するリスクをいいます。
為替変動リスク	為替変動リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に、投資している国の通貨が円に対して弱く(=円高)なれば基準価額の下落要因となり、強く(=円安)なれば基準価額の上昇要因となります。
金利変動リスク	金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、基準価額の下落要因となります。また、金利が低下した場合には、債券価格は上昇し、基準価額の上昇要因となります。
信用リスク	信用リスクとは、有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスクをいいます。
カントリーリスク	カントリーリスクとは、投資対象となる国・地域において、政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受けるリスクをいいます。
流動性リスク	流動性リスクとは、短期間に相当金額の解約申込みがあった場合等、当ファンドの保有資産を大量に売却せざるを得ない場合に、市場動向や取引量等の状況により基準価額が大きく変動するリスクをいいます。

上記は投資信託の主なリスクについて記載したものであり、全てを説明しているものではありません。

投資信託の主な費用

購入時	購入時手数料	● 通常、購入価額に一定の手数料率を乗じて算出されます。 (購入時手数料がかからない投資信託(ノーロードファンド)もあります)
保有期間中	信託報酬	● 投資信託を運用・管理するための費用です。 ● 信託財産の中から間接的に支払われます。
	監査報酬	● 投資信託は原則、決算ごとに監査法人などから監査を受ける必要があり、その監査に要する費用です。
	組入る有価証券の 売買手数料	● 投資信託に組み入れている有価証券の売買時に支払う売買委託手数料などで、信託財産から支払われます。
換金時	信託財産留保額	● 投資信託を解約する際、信託財産に留保する費用です。 (信託財産留保額がかからない投資信託もあります)

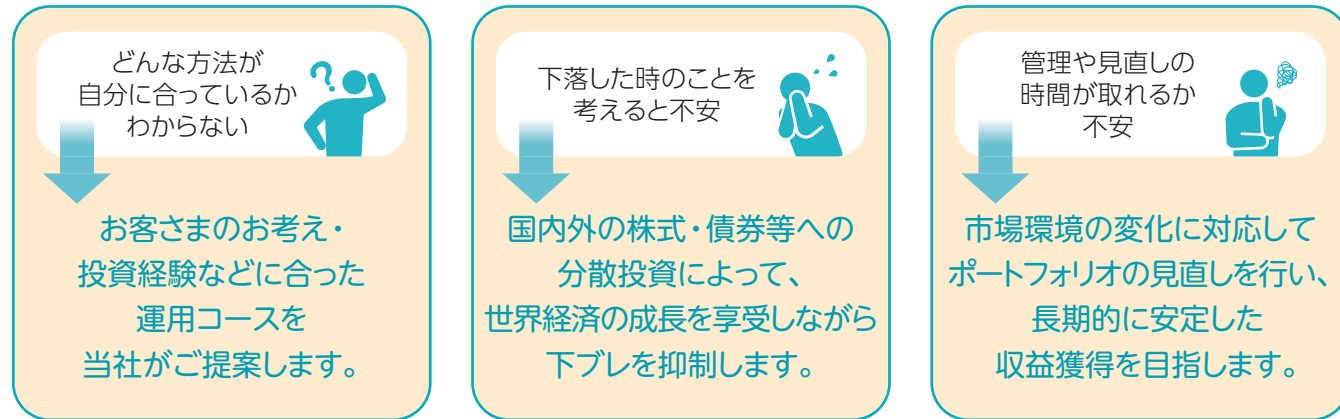
上記は投資信託の主な費用について記載したものであり、全てを説明しているものではありません。

注意!! ● 投資信託は、価格の変動等により損失が生じる場合があります。また、お申込時などに各種手数料をご負担いただく場合があります。詳しくは、P67に記載していますので、必ずご覧ください。

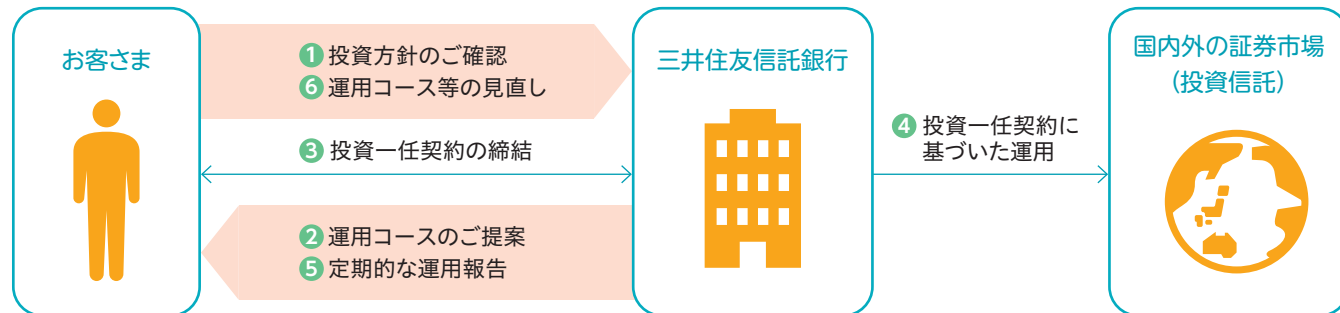
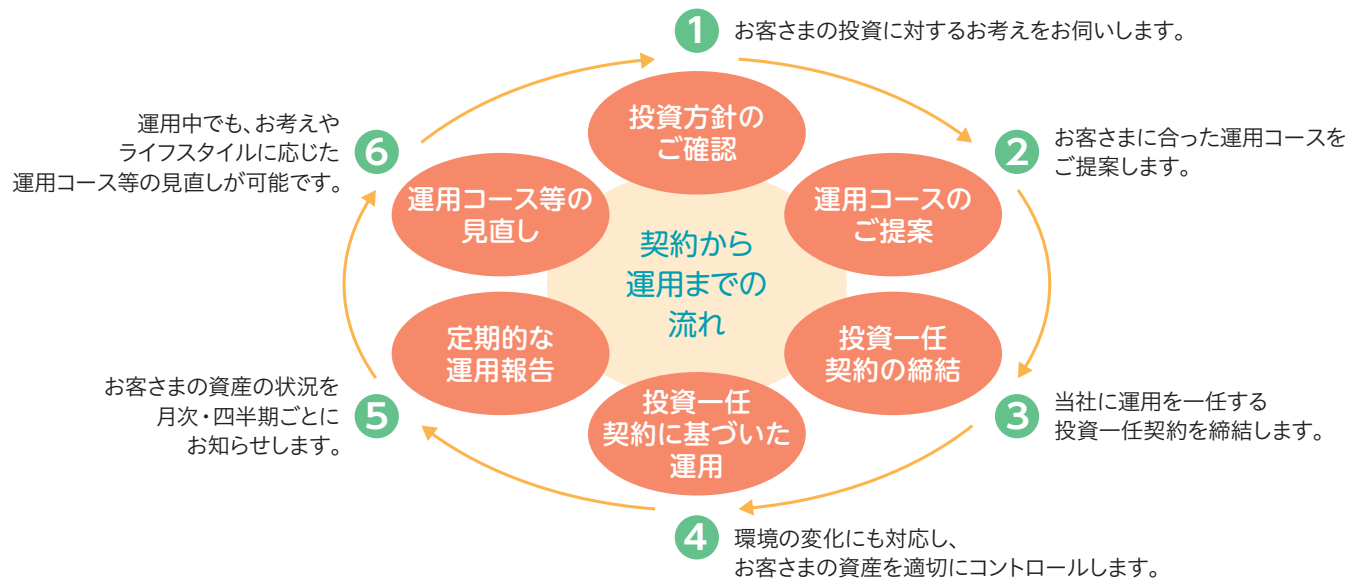
2 投資一任運用商品 (ラップ口座)

ラップ口座の特徴

ラップ口座を活用することで、資産運用によくあるお悩みを解決することができます。



ラップ口座の仕組み



ラップ口座ご契約時の無料の保障サービス「人生安心パッケージ」についてはP59をご覧ください。

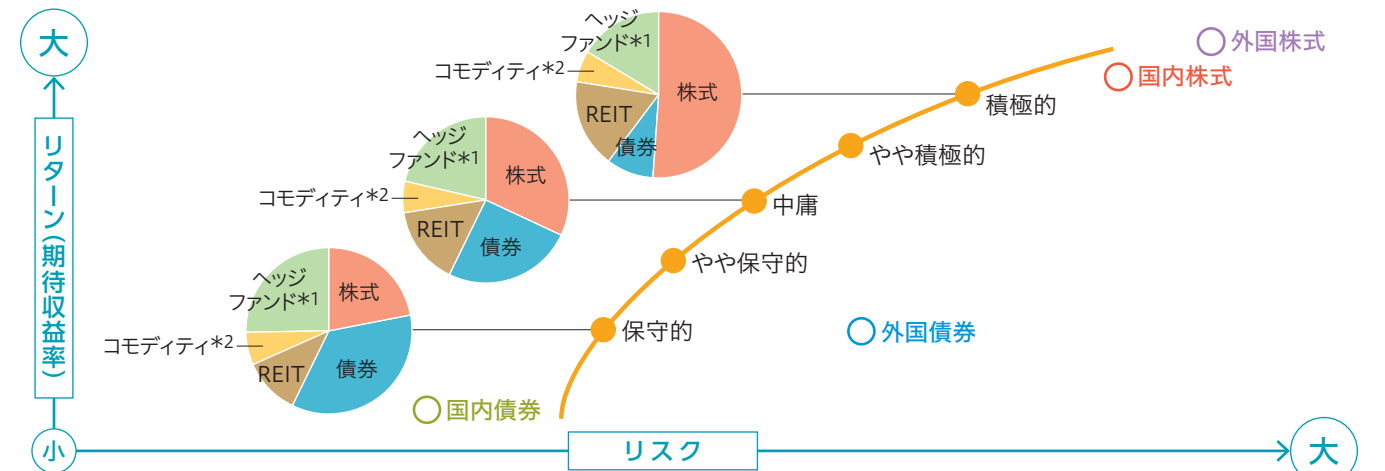
注意!! ● 投資一任運用商品は、価格の変動等により損失が生じる場合があります。また、各種手数料をご負担いただく場合があります。詳しくは、P67に記載していますので、必ずご覧ください。

ラップ口座の運用

◆ 資産配分の重要性

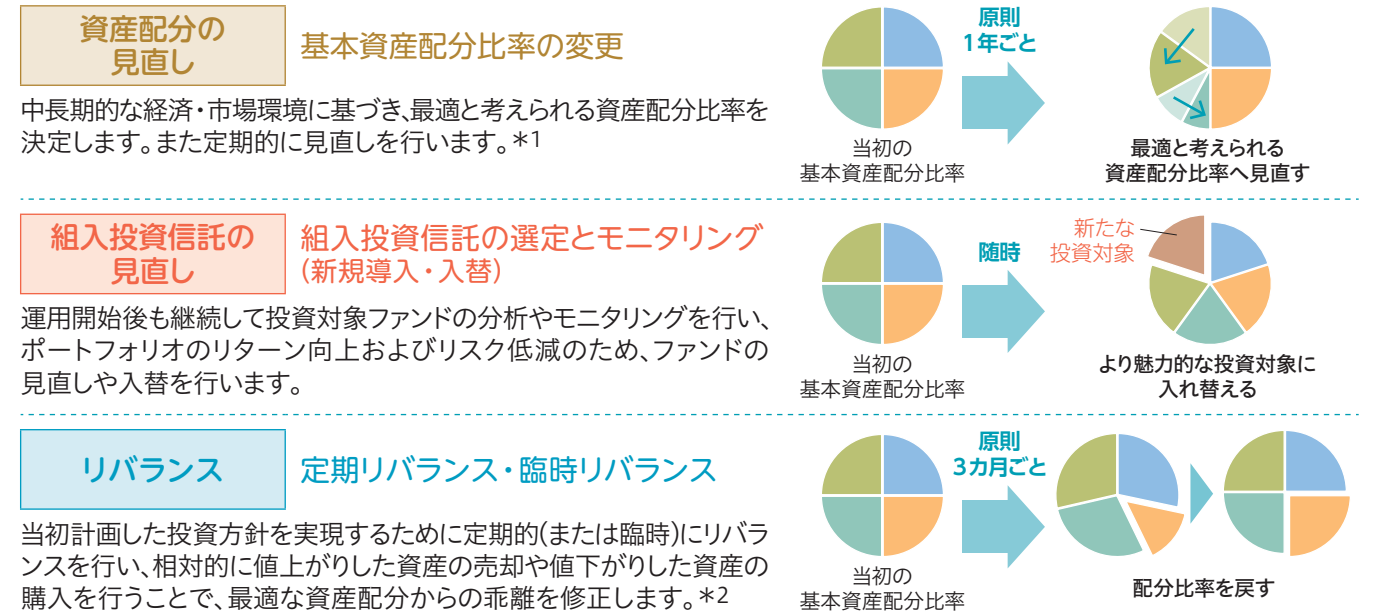


◆ 運用コース別の資産配分 (イメージ)



*1 ヘッジファンドとは、さまざまな取引手法を駆使して、市場上昇・下落両方の局面で利益を追求することを目的としたファンドです。
*2 コモディティとは、商品先物市場で取引されている商品(原油などのエネルギー、金などの貴金属、トウモロコシなどの穀物等)のことです。

◆ ラップ口座の運用機能

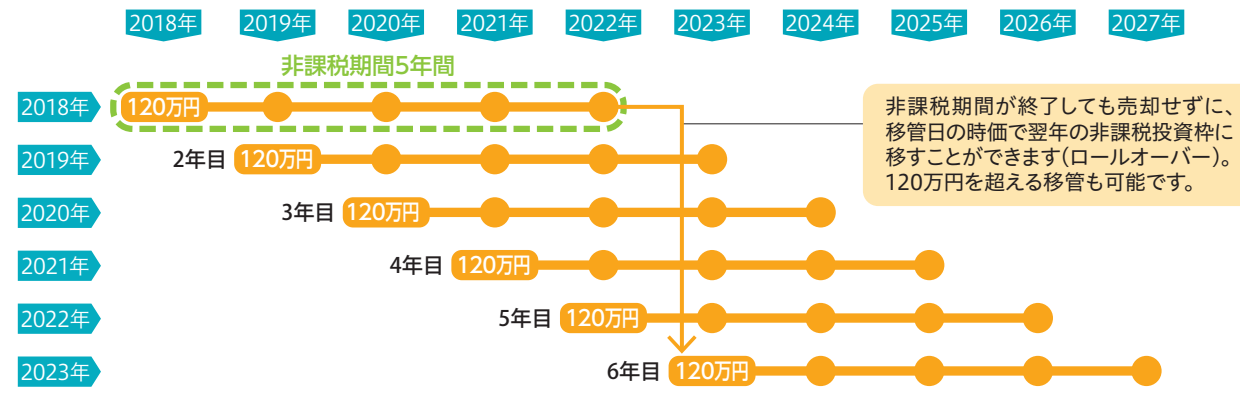


*1 市場環境の急激な変化に応じて、リスク低減等を目的として、資産配分比率の臨時の見直しを行うことがあります。
*2 市場環境等によっては、定期的なリバランスを行わない場合があります。

3 NISA 制度 (少額投資非課税制度)

「NISA制度」は、日本にお住まいの20歳以上の方が利用できる少額投資非課税制度です。毎年、「NISA」と「つみたてNISA」のどちらかを選択することができます。

NISA 概要イメージ



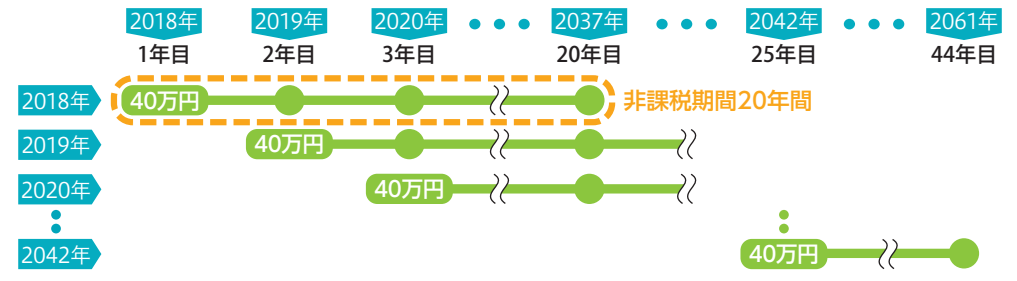
投資可能期間は2014年から2023年までの10年間

- 8つのポイント
- 1 株式投資信託・上場株式等*の配当所得・譲渡所得が非課税
 - 2 毎年120万円までの新規投資が可能(未投資額の翌年以降繰り越し不可)
 - 3 非課税期間は5年間
 - 4 課税口座(特定口座・一般口座)との損益通算不可
 - 5 最大600万円の非課税投資総額
 - 6 購入した年に売却した場合、その年の非課税枠の再利用は不可
 - 7 1年ごとに金融機関の選択が可能(金融機関の変更には、所定のお手続きが必要です)
 - 8 課税口座や、他社のNISA口座からの移し替えは不可

新NISAについて ●NISAは、2024年に2階建ての新制度へ移行します。●原則として1階部分で積立投資を行っている場合に、2階部分で別枠の非課税投資が可能です。●年間の投資上限額は、1階部分が20万円、2階部分が102万円です。

上記内容は制度開始までの間に変更となる可能性があります。

つみたてNISA 概要イメージ



投資可能期間は2018年から2042年までの25年間

- 8つのポイント
- 1 投資方法は、積立投資のみ
 - 2 毎年40万円までの新規投資が可能
 - 3 非課税期間(非課税での運用期間)は20年間
 - 4 投資可能な商品は、一定の条件を満たした公募株式投資信託・ETF*
 - 5 課税口座(特定口座・一般口座)との損益通算不可
 - 6 購入した年に売却した場合、その年の非課税枠の再利用は不可
 - 7 1年ごとに金融機関の選択が可能(金融機関の変更には、所定のお手続きが必要です)
 - 8 課税口座や、他社のNISA口座からの移し替えは不可

*三井住友信託銀行では、上場株式や上場投資信託(REIT・ETF)等は取り扱っておりません。

積立投資の特徴

NISAでは、「投資信託自動購入プラン」を利用して積立投資を活用いただけます。つみたてNISAでは、投資方法が積立投資に限定されます。

- 少額から始められます。**
手元にまとまった資金がない場合でも、ご自身のライフプランに合わせて無理なく投資ができます。
- 投資タイミングを気にする必要がありません。**
定期的に定額で購入するため、投資タイミングに悩む必要がありません。
- 購入単価を平準化させる効果があります。**
投資対象の価格が高いときは口数を少なく、低いときは多く購入することで、高値つかみのリスクを軽減します。

積立投資の詳細は P21～22 をご覧ください

投資信託自動購入プランについてのサービス内容・お申込方法等の詳細は窓口・ホームページでご確認ください。

ご参考 個人型確定拠出年金(iDeCo)とNISA 制度

	個人型確定拠出年金(iDeCo)	NISA制度 (NISA・つみたてNISA)	一般的な証券口座・投信口座
	大 ← 税制面における優越度 → 小		
税メリット	買付(拠出)時 掛金は全額所得控除	特になし	特になし
	運用時 運用益は非課税	最長、NISA:5年間、 つみたてNISA:20年間の 非課税期間内で得た運用益は 非課税	特になし (運用益に対して 20.315%課税)
	売却(受取)時 退職所得控除または 公的年金等控除が適用		
	小 → 利用面における自由度 → 大		
利用できる人	60歳未満 第1号被保険者(自営業者等) 第2号被保険者(会社員、公務員等) 第3号被保険者(専業主婦(夫)等)	20歳以上 国内居住者	原則、制限なし
買付(拠出)額の上限	月額6.8万円*1 月額1.2万円 月額2.3万円*2	NISA:年間120万円 つみたてNISA:年間40万円	なし
売却時の制限	原則、60歳まで払い出し不可	いつでも払い出し可	いつでも払い出し可
口座開設の制限	1人1口座のみ	1人1口座のみ	いくつでも開設可

確定拠出年金では資産残高に対して別途特別法人税が徴収されます。(2020年8月現在は課税が凍結されています)
*1 国民年金付加保険料または国民年金基金の掛金との合算枠。
*2 会社に企業年金がない会社員は月額2.3万円。企業型確定拠出年金に加入しており、会社に他の企業年金がある会社員は月額1.2万円(企業型確定拠出年金と個人型確定拠出年金の同時加入は、企業型確定拠出年金においてマッチング拠出を実施していない企業が、企業型確定拠出年金規約で個人型確定拠出年金の加入を認めた場合のみ可能)。企業型確定拠出年金に加入していないが、会社に企業年金がある会社員は月額1.2万円。公務員等は月額1.2万円。

➔ NISAでの投資信託ご購入時の無料の保障サービス「お出かけ安心パッケージ」についてはP60をご覧ください。

注意!! ●NISA・つみたてNISAをご利用になるには、NISA口座の開設が必要です。ご注意事項の詳細は、P68に記載していますので、必ずご覧ください。

4 ジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)

「ジュニアNISA」は、日本にお住まいの0歳から19歳の未成年者*1の方が利用できる未成年者少額投資非課税制度です。

NISA・つみたてNISAとの比較

	19歳以下の国内居住者等*1		20歳以上の国内居住者等
	ジュニアNISA	NISA	つみたてNISA
年間の投資上限額(非課税枠)	80万円	120万円	40万円
投資可能期間	2016年～2023年	2014年～2023年	2018年～2042年
非課税期間	5年間		20年間
投資対象	公募株式投資信託・上場株式等*3		一定の条件を有する公募株式投資信託・ETF*3
投資方法	制限なし		積立投資
ロールオーバー*2	可能		不可
その他	運用は、本人に代わって運用管理者が行う。*4 年齢に応じた払出制限あり。	—	—

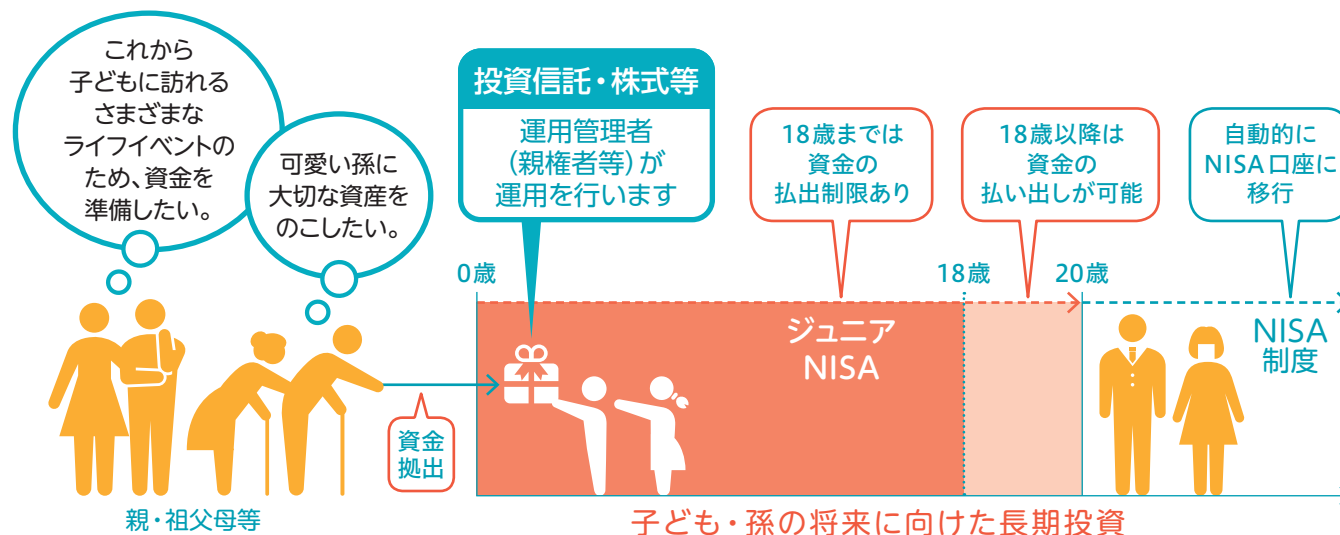
*1 口座開設をする年の1月1日時点で0歳から19歳までの方、およびその年に生まれた方(1月2日が誕生日で20歳になる方は含まれません)です。成年年齢に係る令和元年税制改正に伴い、2023年1月1日より、本文中の「20歳」を「18歳」に、「19歳」を「17歳」に読み替えます。

*2 非課税期間の終了に伴う翌年の非課税枠への移管。

*3 三井住友信託銀行では、上場株式や上場投資信託(REIT・ETF)等は取り扱っておりません。

*4 代理で運用いただけるのは、口座名義人の方の法定代理人または2親等以内の血族の方に限られます。

ジュニアNISAのイメージ



2024年以降のジュニアNISAの取り扱い

●2024年以降はジュニアNISA口座において、新たな投資信託の購入はできません。●2023年末までにジュニアNISA口座で購入された投資信託は、2024年以降設定される「継続管理勘定」にロールオーバーすることで、ご本人さま(お子さま)がその年の1月1日において18歳である年の前年12月31日までの間は、引続き非課税で保有することができます。●2024年以降は、年齢によるジュニアNISA口座の資金の払出制限がなくなり、過去に非課税として支払われた譲渡益および配当金等について、遡って課税されずに非課税として取り扱うことができます。

➡ ジュニアNISAでの投資信託ご購入時の無料の保障サービス「わんぱく安心パッケージ」についてはP60をご覧ください。

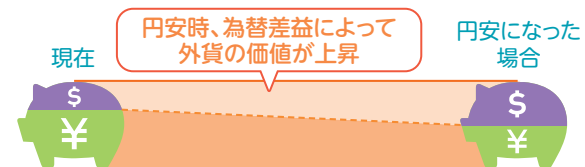


●ジュニアNISAをご利用になるには、ジュニアNISA口座の開設が必要です。ご注意事項の詳細は、P68に記載していますので、必ずご覧ください。

5 外貨預金

外貨を保有することのメリット

円安になった場合、保有する外貨の価値が上昇することで、輸入品の値上がりに備えることができます。



外貨預金の特徴

海外の好金利が期待できます。

当社では米ドル、豪ドル、ニュージーランドドル、ユーロ、英ポンドの5通貨から選択できます。

分かりやすい商品性です。

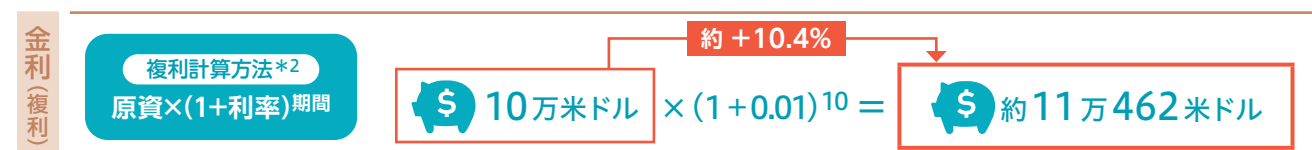
為替変動リスクは伴いますが、外貨定期預金ではお預入時点で満期時の外貨建元本とお利息が確定します。

費用は為替手数料のみです。

三井住友信託ダイレクトインターネットバンキングなら、店頭でのお手続きより為替手数料がお得になります。

金利(複利)の効果と為替の考え方

【例】1,000万円を1米ドル=100円で米ドルに交換し、米ドルの1年定期預金(元本10万米ドル、金利年1%*1)に預け入れ、10年間元利継続した場合



為替	元本を下回らない 損益分岐レート 預入時の円建元本 ÷ 円換算時の外貨建受取額	円換算時のレート(為替手数料含む)	
		1米ドル =	円換算額
円安	1米ドル = 120円の場合	→	13,255,465円
	1米ドル = 100円の場合	→	11,046,221円
	1米ドル = 90.53円の場合	→	10,000,144円
	1米ドル = 80円の場合	→	8,836,977円
円高			

*1 金利は税引前であり、利息には20.315%の税金(復興特別所得税0.315%を含む)がかかります。

*2 計算を単純化するために利息にかかる税金を除外しています。

ご参考 運用期間や利率によって、損益分岐レートは変わります。

運用期間が10年で利率が異なる場合	年0.5%	1米ドル = 95.14円	利率が年1%で運用期間が異なる場合	1年間	1米ドル = 99.01円
	年2%	1米ドル = 82.04円		5年間	1米ドル = 95.15円

上記シミュレーションの金利および為替レートは、外貨預金および為替相場について説明するためのもので、実際の取引とは異なります。お取引時の外貨預金金利や適用外国為替レートは、当社ホームページなどでご確認ください。

外貨預金をさらに詳しく知りたい方は

こちら

「はじめての外貨預金」へ!



➡ 外貨定期預金(愛称:外貨革命)お預入時の無料の保障サービス「外貨革命・安心パッケージ」についてはP60をご覧ください。



●外貨預金は、外国為替相場等の変動により損失が生じる場合があります。また、取引時に為替手数料がかかります。詳しくは、P68に記載していますので、必ずご覧ください。

6 個人年金保険・終身保険

個人年金保険

「自身の将来のためにそなえたい」という場合、運用成果を『年金』として受け取ることで、セカンドライフにおける資金を準備できます。

終身保険

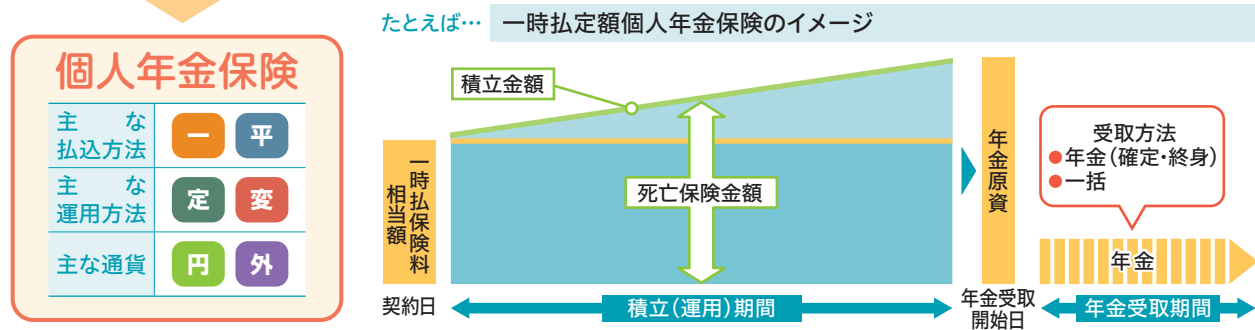
「大切な人のためにのこしたい」という場合、『死亡保険金』の受取人を事前に指定することで、万一のときに資金をスムーズに承継できます。特約で、介護にそなえられるものもあります。

◆ 払込方法・運用方法・通貨

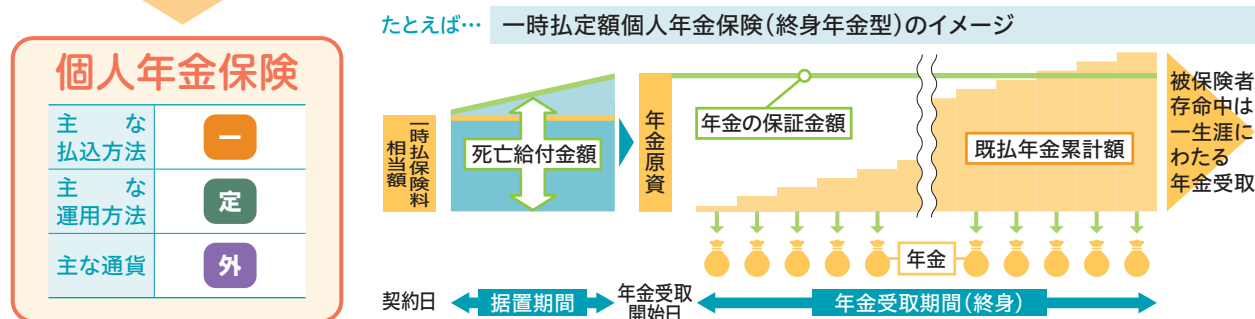
払込方法	一時払	保険料を契約の時にまとめて払い込むタイプです。	
	平準払	保険料を毎月、毎年など定期的に払い込むタイプです。	
運用方法	定額	一般勘定で運用します。契約時に予定利率が確定しています。	円建または外貨建の債券と類似のしくみ
	変額	特別勘定(ファンド等)で運用します。運用実績に応じて価格が変動します。	投資信託と類似のしくみ
通貨	円貨	外貨	「保険料」の払込通貨や「保険金・解約返戻金」の受取通貨を選べる商品もあります。

教育費・老後にそなえたい

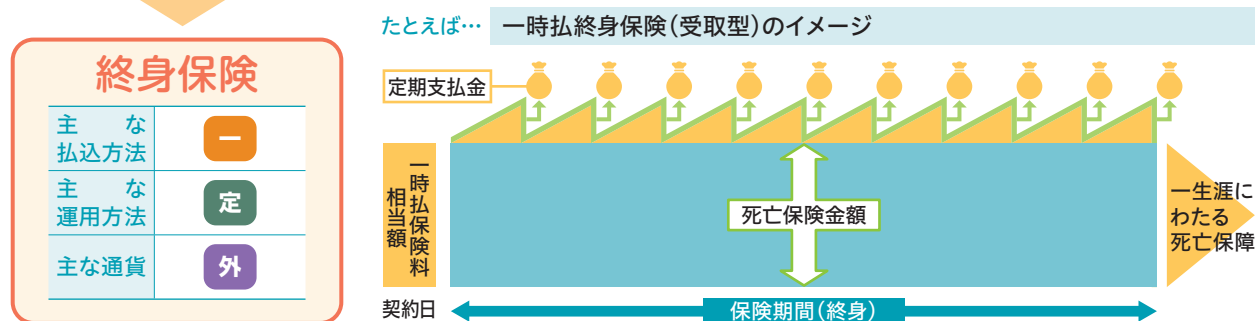
目的例1 教育費や自身の将来に向けて、ふやしてそなえたい



目的例2 すぐに受け取れる年金など、定期的収入を確保したい

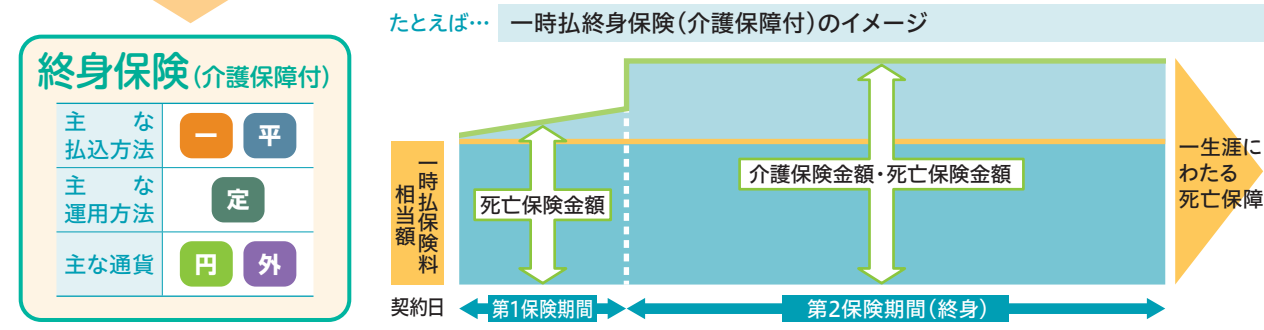


目的例3 ふえた分は受け取りながら、万一のときは家族にのこしたい



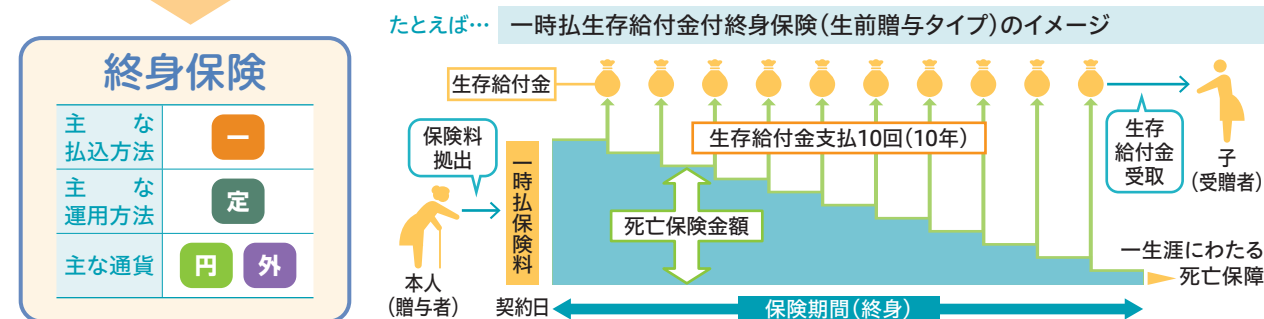
介護・認知症にそなえたい

目的例 介護になったとき、介護費用が払えるか心配

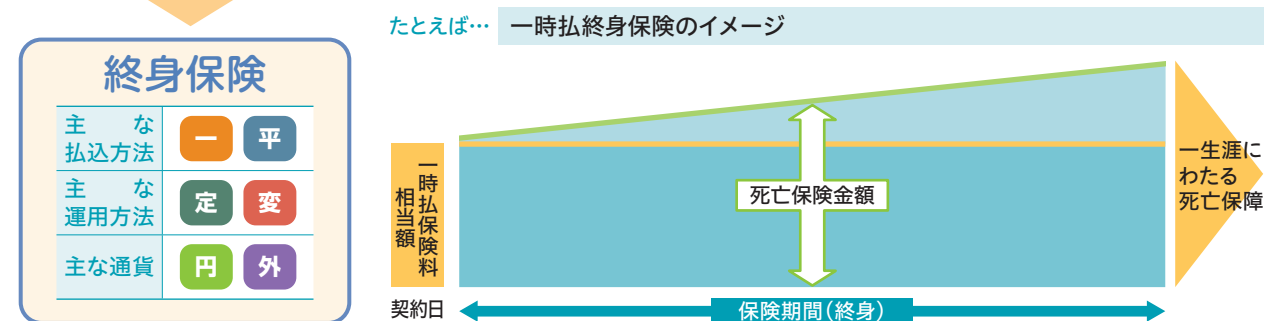


万一のとき(死亡)にそなえたい

目的例1 子どもや孫へ、大切な資産を渡したい



目的例2 大きな保障を、家族にのこしたい



上記内容は一般的な個人年金保険・終身保険について記載しており、契約形態・商品等によって詳細は異なります。また、このイメージ図は、将来の死亡保険金額・積立金額等を保証するものではありません。

注意!! ● 保険商品には商品ごとの特性に応じたリスクがあります。外貨建ての場合は、為替変動リスクがあり、外国為替相場の動向によっては、円換算後の年金原資や死亡給付金額などが払込保険料を下回る場合があります。また、ご契約時等に各種手数料をご負担いただく場合があります。詳しくは、P69に記載していますので、必ずご確認ください。

取扱商品・サービス

取扱商品・サービス

7 定期保険・収入保障保険・医療保険・がん保険

定期保険

万一(死亡)の場合、『死亡保険金』を一括で受け取ることで、のこされた家族の一時的な負担にそなえることができます。

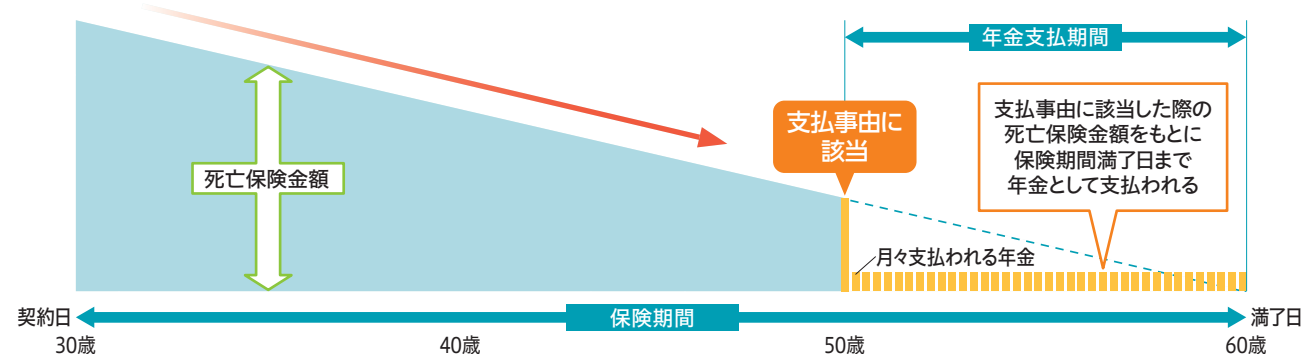
◆イメージ図



収入保障保険

万一(死亡)の場合、『死亡保険金』を月々定額で受け取ることで、のこされた家族の生活費の負担にそなえることができます。

◆イメージ図(30歳で契約、50歳で支払事由に該当した場合の例)



世帯主に万一のことがあったとき、家計の収支バランスが崩れます。必要保障額(「支出」-「遺族年金等の収入」)は、のこされた家族が生活する期間に応じて徐々に減少します。収入保障保険は必要保障額の推移に合わせて年金受取総額が減少するため、合理的に保障を準備することができます。

医療保険

病気やケガで入院した場合や手術を受けた場合、『給付金』を受け取ることで治療費の負担にそなえることができます。

がん保険

医療保険の一種で、**がんと診断**された場合、『給付金』を受け取ることで治療費の負担にそなえることができます。



● 保険商品には、商品ごとの特性に応じたリスクがあります。また、ご契約時等に各種手数料をご負担いただく場合があります。詳しくは、P69に記載していますので、必ずご覧ください。

ご参考 契約時・保険料払込み期間中の税制

生命保険は、将来のライフイベントやリスクにそなえられます。さらに、「生命保険料控除」によって所得税・住民税の軽減を受けることができます。

◎生命保険料控除の種類と控除限度額(契約日が2012年1月1日以降の保険契約の場合)

対象となる保険商品例	控除限度額*1	
	所得税	住民税
一般生命保険料控除 終身保険 など	40,000円	28,000円
介護医療保険料控除 医療保険*2 など	40,000円	28,000円
個人年金保険料控除 個人年金保険*3 など	40,000円	28,000円
全体	120,000円	70,000円

3つの控除を合計した適用限度額は **所得税120,000円、住民税70,000円** です。

- *1 各種の年間の支払保険料がそれぞれ**8万円以上**の場合。
- *2 健康祝金が支払われる医療保険などは、介護医療保険料控除の対象とならないことがあります。また、身体の障害のみに起因して保険金が支払われる医療特約は生命保険料控除の対象となりません。
- *3 以下要件を全て満たした上で、個人年金保険料税制適格特約を付加した契約が対象になります。
 ①年金受取人が、保険契約者またはその配偶者のいずれかであること ②年金受取人は、被保険者と同一であること ③保険料払込期間が10年以上あること ④年金の種類が確定年金や有期年金の場合で、年金受取開始日における被保険者の年齢が60歳以上で、かつ年金受取期間が10年以上であること

◎生命保険料控除を受けた場合の税金軽減額の目安

家族構成	年間給与収入金額	所得税12万円、住民税7万円の生命保険料控除を受けた場合*1			
		合計保険料	所得税(A)*2	住民税(B)	合計額(C)(A+B)
単身世帯の場合	400万円	240,000円	6,000円	7,000円	13,000円
	600万円	240,000円	12,000円	7,000円	19,000円
夫婦と子1人(大学生)の場合	400万円	240,000円	6,000円	7,000円	13,000円
	600万円	240,000円	6,000円	7,000円	13,000円
	800万円	240,000円	24,000円	7,000円	31,000円

- *1 全ての生命保険料控除の適用が受けられる保険に、それぞれ年間8万円ずつ保険料を支払った場合。
- *2 所得税額は社会保険料控除などを考慮したおおよその目安です。
- 夫婦は、いずれか1人が年収を得ているケース。
- 16歳未満の子どもは扶養控除に該当しないため、その子どもを除いて家族構成をみます。例えば、夫婦と16歳未満の子どもであれば「夫婦のみの場合」と同様です。

8 安心パッケージシリーズ

「安心パッケージシリーズ」は、いざというときに大切な資産を取り崩さず、安心して治療や介護に向き合いながら運用を継続することができる無料の保障サービスです。

人生安心パッケージ

満40歳～満80歳の方限定（手数料優遇サービスを除く）

ラップ口座（三井住友信託ファンドラップ・三井住友信託SMA）専用サービス

ラップ口座に、ガンや介護、ケガといった健康リスクへの保障を付加するサービスです。万一お客様の健康が損なわれたり（ガン・要介護）、ケガで死亡・入院等された場合には、保険金が支払われます。



お客様の保険料の負担はなし（当社が全額負担）

満40歳～満65歳の方

ご契約金額500万円を1口として、1口ごとに
ガン・介護・傷害保障のいずれかを選択。
(2口以上のご契約の場合、異なる保障の組み合わせも可能)

満66歳～満80歳の方

ご契約金額500万円を1口として、
傷害保障(ケガによる死亡・後遺障害、
入院および手術の保障サービス)をご用意。



手数料優遇サービス

ラップ口座のご契約金額1,500万円以上のお客様には、遺言信託（執行コース）に係る基本手数料を優遇いたします（全年齢の方が対象となります）。既にラップ口座を1,500万円以上ご契約されている方も対象となります。

遺言信託作成時には別途審査がございます。審査によりお申し込みいただけない場合がございますのでご了承ください。

人生安心パッケージ サービスイメージ

保障サービス*1	ガン保障 介護保障 傷害保障	傷害保障
手数料優遇サービス*2	遺言信託（執行コース）	遺言信託（執行コース）
加入年齢	満40歳	満65歳

*1 各保障サービスの詳細および保険金額等は、人生安心パッケージのパンフレット等をご確認ください。
*2 ラップ口座のご契約金額が1,500万円以上のお客様は、人生安心パッケージの保障サービスの選択内容に関わらず、遺言信託（執行コース）のお申込時の基本手数料を優遇いたします。詳しくは、人生安心パッケージのパンフレット等をご確認ください。

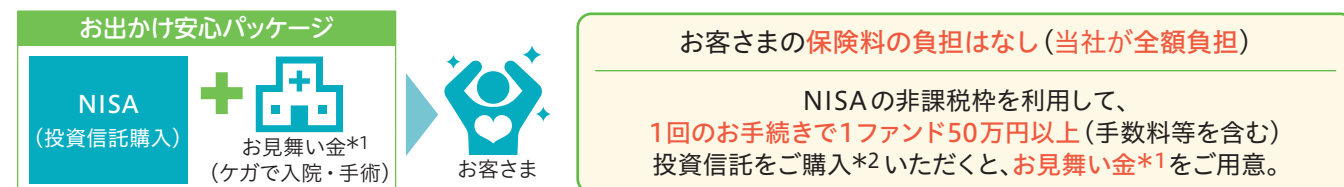
ガン保障	ガンによる通算*31日以上の入院となった場合：100万円 * 退院日の翌日から180日以内に開始した入院の入院日数を通算します。180日を経過した後開始した入院は通算されません。	三井住友信託ファンドラップ、三井住友信託SMAのそれぞれ10口を限度とします。
介護保障	要介護2以上の認定となった場合：100万円	三井住友信託ファンドラップ、三井住友信託SMAのそれぞれ20口を限度とします。
傷害保障	ケガを原因として次の状態となった場合 ●死亡：200万円 ●後遺障害：最高200万円（障害の程度により異なります。） ●入院：日額5,000円（30日を限度とします。） ●手術：入院中に受けた手術50,000円 外来手術25,000円	●事故の発生日からその日を含めて180日を経過した後の死亡、後遺障害、入院および手術はお支払いの対象とはなりません。 ●同一保障年度内に発生した事故により、既に後遺障害保険金が支払われたことがある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を控除した残額を限度としてお支払いします。 ●三井住友信託ファンドラップ、三井住友信託SMAのそれぞれ5口を限度とします。

ラップ口座の契約終了時やご契約金額が500万円を下回る減額時などには、本サービスは終了いたします。

お出かけ安心パッケージ

「NISAで資産運用」と、「交通事故によるケガの入院保障」をパッケージ

外出時に、交通事故などの思わぬ事故によるケガで入院や手術をされた場合、当社がお見舞い金*1をご用意する無料の保障サービスです。



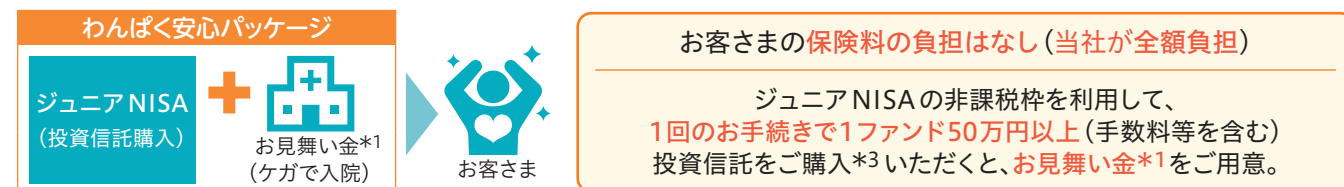
NISA口座を解約された場合、本サービスは終了いたします。

*1 この資料で「お見舞い金」と説明しているものは、カーディフ損害保険株式会社を引受保険会社とする「交通事故傷害保険」の保険金です。
*2 投資信託ご購入金額のうち、全部または一部がNISAの非課税枠を利用していることを要します。投資信託自動購入プランおよびテレフォンバンキングによる購入は、本サービスの対象外となります。

わんぱく安心パッケージ

「ジュニアNISAで資産運用」と、「ケガの入院保障」をパッケージ

ジュニアNISAをご利用のお子さまがケガで入院された場合、当社がお見舞い金*1をご用意する無料の保障サービスです。日帰り入院*2も対象です。



ジュニアNISA口座を解約された場合、本サービスは終了いたします。

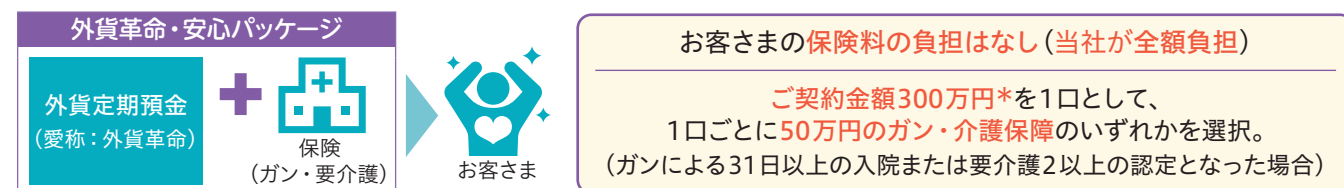
*1 この資料で「お見舞い金」と説明しているものは、カーディフ損害保険株式会社を引受保険会社とする「入院生活サポート保険」の保険金です。
*2 「日帰り入院」とは、入院日と退院日が同一である場合をいい、入院基本料のお支払の有無などを参考にして判断します。
*3 投資信託ご購入金額のうち、全部または一部がジュニアNISAの非課税枠を利用していることを要します。投資信託自動購入プランおよびテレフォンバンキングによる購入は、本サービスの対象外となります。

外貨革命・安心パッケージ

満40歳～満65歳の方限定

「外貨定期預金」のお預け入れ時に「安心」をプラス

円安やインフレなどのリスクから資産を守る「外貨定期預金（愛称：外貨革命）」（期間1年、自動継続）に、お客様の生活を守るための保障をお付けします。万一お客様の健康が損なわれた場合（ガン・要介護）には、保険金が支払われます。



外貨革命の契約を解約された場合、本サービスは終了いたします。

* 保険申込日の「預入時適用外国為替レート」で円換算します。
● ガン保障は20口、介護保障は40口を限度とします。

● 安心パッケージシリーズにつきましてはP69～70の注意事項をご確認ください。各サービスについて、詳しくはお近くの窓口までお問い合わせいただくか、当社ホームページにてご確認ください。

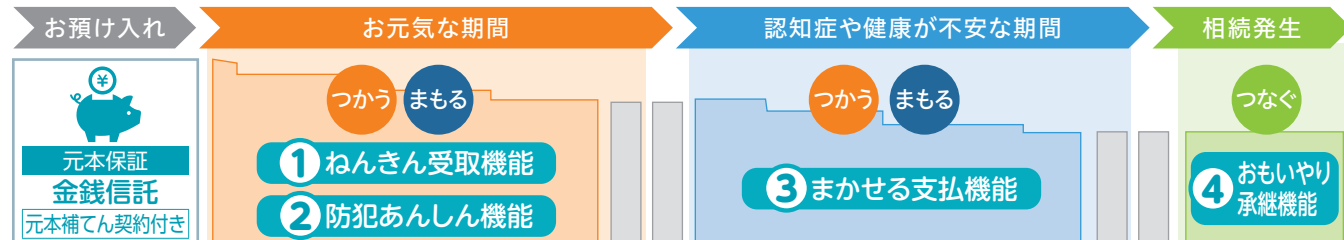
9 人生100年応援信託／おひとりさま信託



人生100年応援信託〈100年パスポート〉

将来の認知症や健康への不安にそなえることで、お客さまとご家族の人生100年に安心をご提供します。

大切な資産をしっかりと持ち、便利につかひながらご家族へスムーズにつなぐ。日々の暮らしの充実や不安の解消に向け、さまざまなサービスを活用できる。人生100年時代を安心して過ごすための、頼れる信託商品です。



ワンパッケージのえらべる4つの機能

①ねんきん受取機能	日々の生活費を月1回*1定期的に受け取れます。充実した暮らしのための支出や生前贈与にも活用できます。	つかう
②防犯あんしん機能	年間16,000件*2にのぼる特殊詐欺被害などに備えて、お支払いの際の同意者をあらかじめ指定できます。	まもる
③まかせる支払機能 (年金型+目的内随時型)	認知症や健康への不安に備えて、支払い手続きをまかせる方をあらかじめ指定できます(4親等以内の親族、弁護士、司法書士、税理士を指定できます)。	つかう まもる
④おもいやり承継機能*3	ご相続発生時に、あらかじめご指定いただいた相続人の方などに500万円までのご資金をスムーズにお支払いします。	つなぐ

*1 毎月15日(15日が銀行休業日の場合は前営業日) *2 警察庁WEBサイト「特殊詐欺の被害状況」より。2018年は16,496件、総額約363.9億円の被害が発生しています。 *3 家族おもいやり信託(一時金型)との併用はできません。

信託設定時および信託期間中には所定の信託報酬がかかります。詳しくは最新の商品パンフレットまたは当社ホームページにてご確認ください。



おひとりさま信託・おひとりさま信託〈生命保険型〉

人生100年時代を生きるおひとりさまの“終活”を応援します。

家財の片付けや役所の諸手続等の死後の身の回りのこと(死後事務)を生前準備からサポート。お客さまの想いに沿った死後事務を実現します。*

*死後事務の履行は一般社団法人安心サポートをご紹介します。

<p>万一の際に気になる身の回りのこと</p> <p>葬儀・埋葬 デジタル遺品の消去</p> <p>家財等の整理 訃報連絡 ペットのこと</p>	<p>死後事務の費用や寄付の資金を管理</p> <p>ご契約期間を通じて、死後事務の費用や相続・寄付の資金を、元本補てん契約のある金銭信託でお預かりします。*</p> <p>わかりやすい「エンディングノート」</p> <p>万一の際の身の回りのご希望をデータで管理、スマホやパソコンからいつでも見直すことができます。</p>	<p>一般社団法人安心サポートのご紹介</p> <p>相続発生後の葬儀や埋葬の手配、身の回りの整理等、死後事務の履行を依頼できる一般社団法人をご紹介します。</p> <p>かんたんSMS安否確認</p> <p>携帯端末へのショートメッセージを送付し、定期的にかんたん操作の安否確認を行います。頻度の変更も可能です。</p>
--	--	---

(*)おひとりさま信託〈生命保険型〉について

相続発生時の死亡保険金を三井住友信託銀行が請求し、死後事務の費用は相続・寄付の資金として管理します。当社が募集する対象の生命保険をご契約いただく必要があります。

【おひとりさま信託】【おひとりさま信託〈生命保険型〉】の信託報酬(税込)

設定時報酬 33,000円 終了時報酬 110,000円+ご契約年数(年単位、1年未満切捨て)×6,600円

その他、所定の運用報酬、死亡保険金債権に係る報酬(生命保険型のみ)がかかります。

生命保険には年齢の上限や、保険会社による診査がございます。その他、詳しくはP69に記載していますので、必ずご覧ください。

10 相続／贈与関連商品・サービス



暦年贈与サポート信託

暦年課税制度を利用した贈与手続きをサポートします。

「暦年課税制度」は、毎年1月1日から12月31日までの1年間(暦年)に贈与を受けた財産の合計額に贈与税が課税される制度です。贈与税には年間110万円の基礎控除があるため、早めに始めて長く続けると、有効な相続対策となります。

暦年課税制度の条件を満たした贈与手続きを簡単に	必要なお手続きは毎年ご案内	年間の贈与の記録をご報告
「贈与契約書」などの面倒な書類作成も当社がサポートします。暦年課税制度を利用した「生前贈与」を安心して行っていくことができます。	必要なお手続きは毎年当社からご案内するため、忘れる心配がありません。ご資金は贈与の都度ご用意ください。	贈与をした方、贈与を受けた方双方に、報告書をお送りします。贈与をした方は次回以降の贈与のご検討に、贈与を受けた方は納税手続きのご確認等にご活用ください。

◆円貨でも外貨でも贈与が可能です。外貨預金には、外国為替相場の変動等により元本割れのリスクがある他、取引時には為替手数料がかかります。詳細は、個別のパンフレット等でご確認ください。



家族おもいやり信託〈一時金型〉

ご家族を想う「こころ」にお応えします。

万一の際、すぐに必要となる資金(当面の必要資金や葬儀費用等)をご家族がすぐに受け取ることができるよう、そなえるための商品です。

もしもの時にそなえる	一括でお受け取り	元本保証
ご相続が発生した際、お預かりした信託財産をご指定されたご家族の方が一括でお受け取りいただけます。	簡単なお手続きで、迅速に信託財産をお受け取りいただけます。	元本補てん契約のある金銭信託にお預け入れいただけます。

家族おもいやり信託(一時金型)は人生100年応援信託(100年パスポート)のおもいやり承継機能との併用はできません。

〈年金型〉・〈積立投資・一括交付型〉もご用意しております

- ◆〈年金型〉:ご相続発生後、お預かりした信託財産をご指定されたご家族の方が定期的にお受け取りいただけます。
- ◆〈積立投資・一括交付型〉:投資信託への積立投資により資産を形成し、相続発生時に一括でお受け取りいただけます。価格変動等のリスクを伴う商品です。申込手数料22,000円(税込)がかかります。



教育資金贈与信託〈愛称:孫への想い〉

お孫さま等への「想い」を形にします。

贈与をする方が贈与を受ける方(30歳未満のお子さま、お孫さま、ひ孫さま等)の教育資金として、元本補てん契約のある金銭信託にお預け入れいただき、当社が贈与を受ける方からの払出請求に基づき、教育資金をお支払いする商品です。

教育資金として管理	1,500万円まで非課税で贈与	手数料無料
贈与した資金は使途が教育資金に限定されるので安心です。	<p>対象例 学校等</p> <p>学校等以外へのお支払いは500万円まで 学習塾、水泳、ピアノ等</p>	管理料・払出手数料はかかりません。



結婚・子育て支援信託〈愛称:つなぐ想い〉

ご家族を支える「想い」を形にします。

贈与をする方が贈与を受ける方(20歳以上50歳未満のお子さま、お孫さま等)の結婚・子育て資金として、元本補てん契約のある金銭信託にお預け入れいただき、当社が贈与を受ける方からの払出請求に基づき、結婚・子育て資金をお支払いする商品です。

結婚・子育て資金として管理	1,000万円まで非課税で贈与	手数料無料
贈与した資金は使途が結婚・子育て資金に限定されるので安心です。	<p>対象例 ・不妊治療、分べん費 ・子の医療費、保育料 (ベビーシッター代含む)等</p> <p>結婚に関する費用は300万円まで ・挙式費用 ・家賃、敷金、引越しにかかる費用等</p>	管理料・払出手数料はかかりません。

●各商品・サービスについて、詳しくはお近くの窓口までお問い合わせいただくか、当社ホームページにてご確認ください。

11 遺言業務

あなたの想いを“かたち”にします

遺言は、自分の想いを家族へ伝える最後の手紙。相続が発生すると、相続財産は各相続人が単独で処分することができなくなります。遺言がない場合、相続人の中で遺産分割協議を行うことになり、家庭裁判所の調停・審判が必要になることもあります。大切な資産を、あなたのご意思どおりに引き継ぐためには遺言が必要です。

◆このような方に遺言の作成をおすすめします

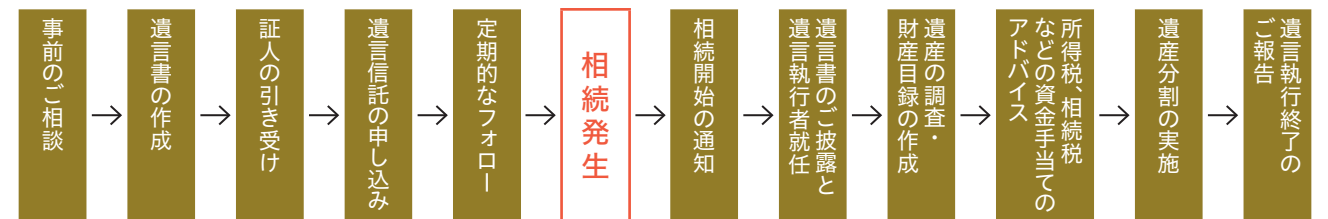
- 子どもがいないので全財産を配偶者に相続させたい
- 事業を長男に継がせるために長男の相続分を多くしたい
- 老後の世話をしてくれる子どもに多く相続させたい
- 可愛い孫や、世話になっている息子の嫁にも遺産を分けたい
- 相続手続きで子どもに苦勞をさせたくない
- 社会貢献のため奨学金などとして寄付(遺贈)したい

◆遺言の方式と比較

	公正証書遺言	自筆証書遺言
概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 2名以上の証人*1の立会いのもと、遺言の内容を公証人に伝え、公証人が公正証書として作成。 ● 家庭裁判所の「検認」が不要。 ● 公正証書作成費用がかかる。 ● 公証人が作成するので、手続き上無効になるおそれが極めて少ない。 ● 偽造・変造・隠匿・紛失のおそれがない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 遺言の全文、日付および氏名を自書し、押印する。ただし、自書によらない財産目録を添付することができる。*2 ● 相続開始後、家庭裁判所で「検認」(遺言書の証拠保全手続き)を受けることが必要*3 ● 費用もかからず、誰にも知られずに作成できるものの、形式不備や、内容が不明確になることが多く、後日トラブルが起きやすい。*3 ● 作成時の本人の状況を第三者が確認していないことが多く、遺言が無効になるおそれがある。 ● 偽造・変造・隠匿・紛失のおそれがある。*3

*1 推定相続人・受遺者などは証人になることができません。証人は遺言の内容を知るため、誰に依頼するのか(できるのか)を考える必要があります。
 *2 自書によらない財産目録を添付する場合は、目録の毎葉に署名・押印が必要です。
 *3 2020年7月10日に実施することが決定した「法務局における自筆証書遺言書保管制度」を利用する場合は法務局が形式上の不備を確認した遺言書を保管することとなり、遺言書の検認が不要とされます(保管制度の利用には費用が発生します)。なお、法務局での確認は遺言書の法的な有効性などの内容まで審査される仕組みとはなっていないため留意が必要です。

遺言信託(執行コース) | 遺言の作成に必要なご相談から、遺言書の保管・遺言の執行にいたるまで、三井住友信託銀行が責任をもってお引き受けします。



	プランI (基本手数料を抑えたプラン)	プランII (お支払総額を抑えたプラン)
手数料等(消費税等込)	お申込時基本手数料* 330,000円	880,000円
	遺言書保管料 6,600円/年	無料
	遺言執行時報酬 当社所定の遺言執行報酬を申し受けます。(最低報酬額: 1,100,000円)	当社所定の遺言執行報酬を申し受けます。(最低報酬額: 330,000円)

* 別途、公正証書作成費用、戸籍謄本など取り寄せに関する費用等が必要になります。

スマートゆいごん | 資産種別が限定されている方などには「スマートゆいごん」もご用意しています。遺言の作成に必要なご相談から、遺言書もしくは法務局が発行する保管証の保管まで、三井住友信託銀行が責任をもってお引き受けします。

遺言の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 遺留分侵害がない*1 ● 対象財産は不動産と金融資産 ● 受遺者は推定相続人および推定相続人の代襲相続人*2に成りうる方 ● 遺言執行者は推定相続人および推定相続人の代襲相続人に成りうる方 ● 予備的遺言がない ● 不動産は名義変更、金融資産は換価等
	手数料*3(消費税等込)
	お申込時基本手数料 220,000円*4
	保管料 6,600円/年

*1 ただし、直系尊属(父母や祖父母等)の遺留分侵害のある遺言はお引き受け可能です。
 *2 お子さまが推定相続人である場合の孫・曾孫、ご兄弟が推定相続人である場合の甥姪が代襲相続人に成りうる方となります。
 *3 遺言執行について、遺言執行者のご依頼に基づき当社がお手伝いすることができます。その場合は所定の手数料がかかります。(最低手数料330,000円)
 *4 別途、公正証書作成費用、自筆証書遺言書の保管に関する費用、戸籍謄本など取り寄せに関する費用等が必要になります。

12 遺産整理業務

煩雑な相続手続きをお手伝いします

相続はある日突然やってきます。残されたご家族は悲しみのうちに各種の手続きを行わなくてはなりません。相続に必要な諸手続きに不慣れな方や、ご多忙で時間的余裕がない方に代わり、三井住友信託銀行が諸手続きをお手伝いします。

◆このような方に遺産整理業務のご利用をおすすめします

- お亡くなりになった方(被相続人)名義の土地、建物がある
- 相続人代表となる方が、被相続人の近くに住んでいない
- 相続人代表となる方が、多忙で(もしくは高齢などで)金融機関などでの手続きが困難である
- 相続人が4人以上いる
- 相続人が離れたところに住んでいて、相続人全員が集まりにくい
- 被相続人の取引金融機関が複数に分散、あるいは離れたところにある
- 相続人の中で遺産を分割する方法が決まっていない
- 遺産の中に賃貸不動産がある
- 相続税がかかることになると思う

あてはまる項目が3つ以上の方はご相談ください

◆相続手続トータルサービス《まかせて安心》

相続財産の調査から、遺産分割協議に関するアドバイス、相続税納税などの資金手当てのアドバイス等まで相続手続きを幅広くサポートするサービスです。

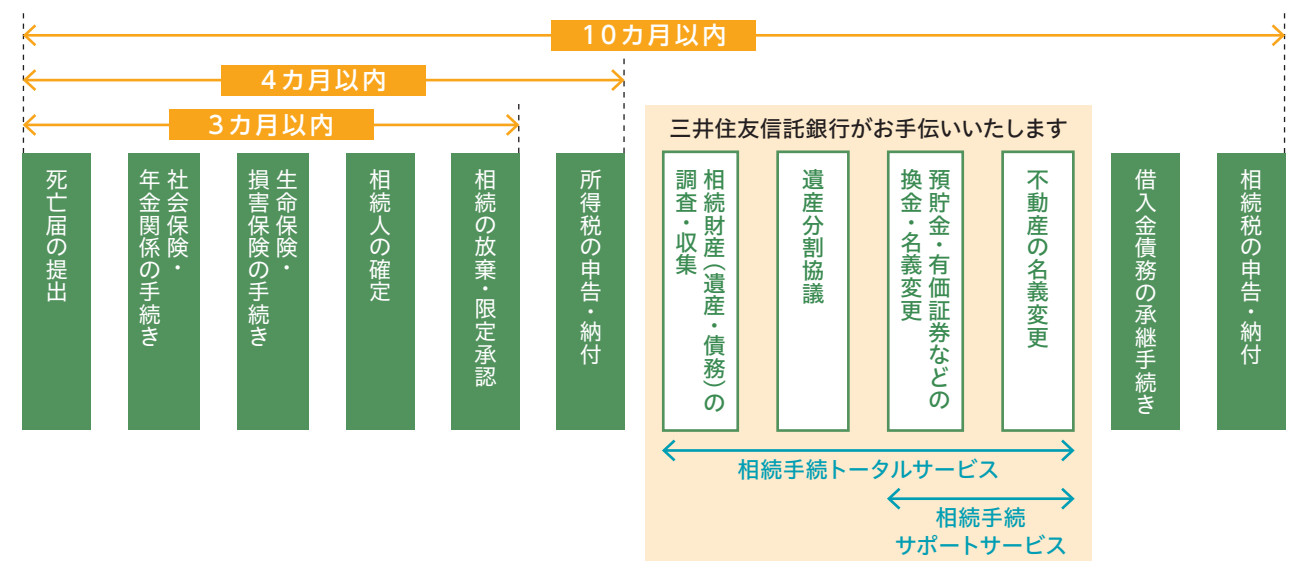
手数料(消費税等込)	相続手続トータルサービス終了時 当社所定の手数料を申し受けます。(最低手数料額: 1,100,000円)
------------	--

◆相続手続サポートサービス

お客さまに代わって「金融資産の換金」と「不動産の名義変更」の手続きを行います。

手数料(消費税等込)	相続手続サポートサービス終了時 当社所定の手数料を申し受けます。(最低手数料額: 330,000円)
------------	--

相続発生後のスケジュール



🏠 ライフプランにあわせたローン商品をご用意しています

◆ 住宅の新築や買い替え、リフォームに「住宅ローン」

ご自宅のご新築またはご購入の他、住宅ローンのお借り換えなどにもご利用いただけます。また、上記に伴う諸費用(保証料・保証取扱手数料・登記費用など)のお借り入れも可能です。

多彩な金利プラン

主な2つの金利プラン「変動プラン」と「固定プラン」、2つの保証料のお支払方法「融資手数料型」と「保証料型」をご用意しています。お客さまのご返済計画に合わせてお選びいただけます。

「万一」に備えた 八大疾病保障特約

ローンご返済中の「万一」に備えて、ガンなどの病気になったときに住宅ローンの返済をカバーするなど、さまざまなニーズに合わせた保障をご用意しています。

◆ 住み替えに伴う住宅の購入資金やご自宅のリフォーム資金などに 「60歳からの住宅応援ローン」(愛称:ロクマル)

「ロクマル」は60歳以上のお客さまにご利用いただけるノンリコース型*の住宅ローンです。

*ご契約者さまがお亡くなりになりご契約が終了したとき、担保不動産の売却代金でご返済いただけます。売却代金でお借入金の全額返済ができなかった場合でも、ご相続人への支払請求はありません。

・「ロクマル」は住宅融資保険「リ・パース60」を利用した商品です。

◆ セカンドライフに必要なご資金のお借り入れに「不動産活用ローン(リバースモーゲージ)」

ご自宅やご所有の不動産を担保にお借り入れができ、ご自宅の住み替えやリフォームなどのまとまった資金のほか、生活資金、レジャー資金、医療費・先進医療にかかる費用などご自由にお使いいただけます。お客さまがお亡くなりになったときや担保不動産の売却時にご返済いただけます。

◆ 当社住宅ローンを同時にご利用の方、または既にご利用中の方限定の「カードローン」

◆ 賃貸用不動産の建築・購入、遊休地の有効活用に「アパートローン」

賃貸用アパート・マンションなどの建築、購入、増改築、借換にご利用いただけます。遊休地の有効活用に、ご相談から承ります。



🏢 不動産に関するご相談は私たちにお任せください

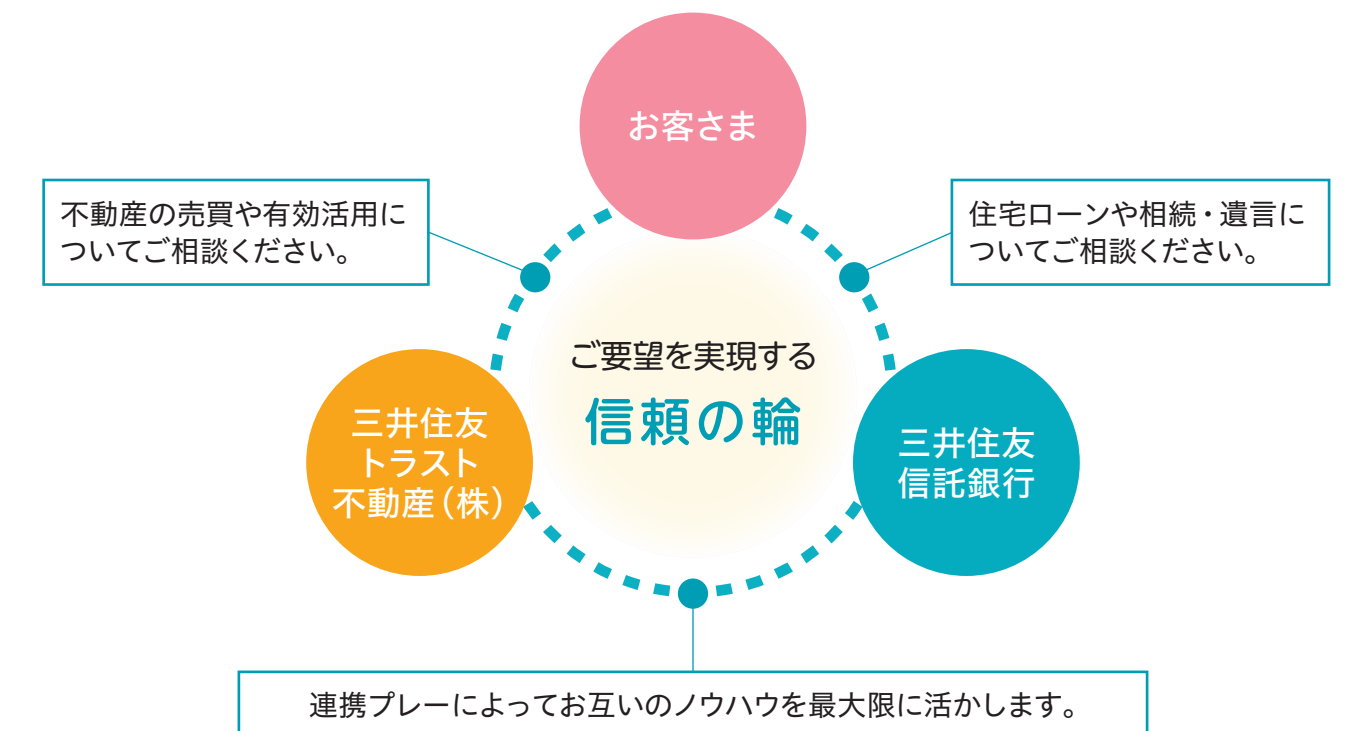
自宅売却	<ul style="list-style-type: none"> ● 住まいを売却したいが、どうしたらいいか迷っている。 ● 今は売り時なのか? 売却のタイミングを知りたい。
自宅購入	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども夫婦の住まいの近くにマンションを購入したい。 ● そろそろマイホームを購入したい。
価格査定	<ul style="list-style-type: none"> ● 所有の不動産(戸建・土地・収益物件等)の価値を知りたい。
有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 遊休地を保有しているが、有効活用して収益を上げたい。 ● 古いアパートを所有しているが、今後の有効活用を検討したい。
投資用物件	<ul style="list-style-type: none"> ● 将来性のある地域で、投資用物件を購入したい。 ● 古いビルを所有しているが、新しい物件に組み替えをしたい。
相続対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 自分の代で借地・貸家などを整理したい。 ● 共有名義の不動産があるが、将来のために個別にしておきたい。

👤 お客さまのご依頼により三井住友トラスト不動産(株)を紹介させていただきます

三井住友トラスト不動産(株)は、三井住友トラスト・グループの居住用不動産を中心とした不動産仲介会社で、当社とは業務提携を締結し、連携して不動産の仲介や有効活用のご相談を承っております。

- ・ 価格査定は、不動産の鑑定評価に関する法律にもとづく不動産の鑑定評価ではありません。
- ・ 遠隔地の不動産やご相談内容等によっては、お取り扱いができない場合がございます。

◆ 三井住友信託銀行グループの総力で信頼されるサポート体制を確立しています



◆投資信託に関してご注意いただきたい事項

投資信託におけるリスクについて

投資信託は、直接もしくは投資対象投資信託証券を通じて、主に国内外の株式や債券、不動産投資信託証券等に投資します。投資信託の基準価額は、組み入れた株式や債券、不動産投資信託証券等の値動き、為替相場の変動等の影響により上下します。これによりお受取金額が投資元本を割り込むおそれがあります。投資信託の運用により信託財産に生じた損益は、全て投資信託をご購入いただいたお客さまに帰属します。

投資信託にかかる費用について

投資信託のご購入からご解約・償還までにお客さまにご負担いただく費用には以下のものがあります。費用等の合計は以下を足し合わせた金額となります。

- (1)ご購入時・ご解約時に直接ご負担いただく費用
 - 申込手数料：申込金額に応じ、ご購入時の基準価額に対して最大3.30%(税込)の率を乗じて得た額
 - 信託財産留保額：ご購入時の基準価額に対して最大0.1%の率を乗じて得た額、ご解約時の基準価額に対して最大0.5%の率を乗じて得た額
 - 解約手数料：かかりません
- (2)保有期間中に信託財産から間接的にご負担いただく費用
 - 信託報酬：純資産総額に対して最大年2.20%(税込)の率を乗じて得た額。なお、商品により別途運用実績に基づき計算される成功報酬額がかかる場合があります。
 - その他の費用：証券取引に伴う売買委託手数料等の手数料または税金、先物・オプション取引に要する費用、組入資産の保管に要する費用、投資信託財産に係る会計監査費用、実質的に投資対象とする資産の価格に反映される費用(各々必要な場合は消費税等を含みます)など
 - ※運用状況等によって変動するため、料率、上限額を示すことができません。
 - ※投資対象とするファンドにおいて負担する場合があります。

これらの費用の合計額、計算方法等については、お客さまご購入されるファンドやご購入金額等によって異なりますので、表示することができません。各ファンドにかかる費用の詳細は最新の契約締結前交付書面(目論見書・目論見書補完書面)等でご確認ください。

その他重要なお知らせ

投資信託は預金とは異なり元本および利回りの保証はありません。預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。ファンドにより、信託期間中にご解約のお申し込みができない場合があります。取得のお申し込みの際は、最新の契約締結前交付書面(目論見書・目論見書補完書面)を事前にお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上、お客さまご自身でご判断ください。当社は投資信託の販売会社であり、ご購入・ご解約のお申し込みについて取り扱いを行います。投資信託の設定・運用は運用会社が行います。投資信託にはクーリング・オフ制度は適用されません。

◆証券(投資信託・国債)口座に関してご注意いただきたい事項

当社では、有価証券のお取引にあたっては、「振替決済口座、保護預り口座、外国証券取引口座、累積投資口座」の開設が必要となります。上記口座の設定につきまして、現在、口座管理手数料はいただいております。その他の諸費用もかかりません。今後、口座管理手数料等の諸費用がかかることになる場合には、その単価または料率などをあらかじめ別途ご連絡いたします。

当社では、お客さまがお取引等によって取得された投資信託の受益権、国債証券について、法令に従って当社の固有財産と分別し、お客さまの振替決済口座への記帳および振り替えを行います。また、外国投資信託の受益証券について保護預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管します。

◆投資一任運用商品に関してご注意いただきたい事項

投資一任運用商品(三井住友信託ファンドラップ・三井住友信託SMA)におけるリスクについて

投資一任運用商品は、国内投資信託(*1)および外国投資信託を主な投資対象として運用を行いますので、投資元本は保証されるものではなく、これを割り込むことがあります。これらの運用による損益は全てお客さまに帰属します。

(*1)三井住友信託ファンドラップの投資対象は、国内投資信託のみです。

投資対象とする投資信託は、主として、国内外の株式、債券、リート(REIT)、コモディティ(商品先物取引等)、および株式・債券・金利等の金融先物等派生商品を実質的な投資対象とすることから、これらの値動きに応じて基準価額は変動し、損失が生じるおそれがあります。また、外貨建の投資信託に関しては、各国通貨の為替相場の変動による為替リスクが存在します。

お客さまにご負担いただく費用について(以下、料率については税込みにて表示しています。)

お客さまにご負担いただく費用には、直接ご負担いただく費用(投資一任運用商品の投資顧問報酬)と、間接的にご負担いただく費用(投資対象に係る信託報酬等)があります。費用等の合計はこれらを足し合わせた金額となります。

- (1)直接ご負担いただく費用
 - 投資顧問報酬には、固定報酬型と成功報酬併用型があります。お客さまの運用資産の時価評価額(時価残高)に対して、固定報酬型は上限年率1.760%を乗じた額、成功報酬併用型は上限年率1.210%の固定報酬に、運用成果の額の16.5%の成功報酬を加算した額をお支払いいただきます。
- (2)間接的にご負担いただく費用
 - 投資対象となる国内投資信託については、信託報酬(信託財産に対し最大年率1.155%、なお、商品により別途運用実績に基づき計算される成功報酬がかかる場合があります。)をご負担いただきます。また、商品により購入時・解約時に信託財産留保額(基準価額に対し最大0.3%)をご負担いただく場合があります。外国投資信託については、運用報酬(固定報酬：時価総額に対し最大年率3.0%、なお、商品により別途運用実績に基づき計算される成功報酬がかかる場合があります。)や資産保管会社の報酬が運用資産より差し引かれます。また、売買等の取引費用や監査費用等のその他費用が運用資産より差し引かれます。

これらの費用の合計額および上限額については、資産配分比率、運用状況、運用実績等に応じて異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することができません。詳しくは、契約締結前交付書面および目論見書等でご確認ください。

その他重要なお知らせ

投資一任運用商品は預金とは異なり元本および利回りの保証はありません。また、預金保険制度および投資者保護基金の対象ではありません。ご契約の際は、最新の契約締結前交付書面を事前にお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上、お客さまご自身でご判断ください。投資一任運用商品にはクーリング・オフ制度は適用されません。ご契約のお申し込みの有無により、当社とのお取引に影響が及ぶことは一切ありません。

◆NISA制度(少額投資非課税制度)・ジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)に関してご注意いただきたい事項

NISA口座・ジュニアNISA口座のご注意事項

NISA口座・ジュニアNISA口座は、全ての金融機関を通じて一人一口座しか開設できません。NISA口座には、非課税管理勘定(以下NISA勘定：非課税枠は120万円、非課税期間5年間)または累積投資勘定(以下つみたてNISA勘定：非課税枠は40万円、非課税期間20年間)のいずれかを選択の上、設けることが可能です(1年単位で変更可)。ジュニアNISA口座は、非課税扱いの未成年者口座(非課税枠は80万円、非課税期間5年間)と課税扱いの課税未成年者口座で構成され、課税未成年者口座には、預金口座・証券口座があります。NISA・ジュニアNISA口座の対象商品は、当社で取り扱う公募株式投資信託(ただし、投資一任運用商品で保有する銘柄は対象外)とします。つみたてNISAの対象商品は、一定の条件を満たした公募株式投資信託のうち当社が選定したものに限ります。また投資方法は、積立投資に限られます。NISA口座・未成年者口座で保有している公募株式投資信託を一度売却するとその非課税枠の再利用はできません。非課税枠の残額を翌年以降に繰り越すことはできません。NISA口座・未成年者口座の損失は税法上ないものとされ、損益通算・繰越控除はできません。また、分配金のうち非課税となるのは普通分配金に限られます。NISA・未成年者口座で保有する公募株式投資信託を非課税期間終了時に翌年の非課税枠(つみたてNISA勘定を除く)に移管(ロールオーバー)することが可能です。特段の手続きがない場合は、特定口座(未開設の場合、一般口座)へ移管されます。つみたてNISAで保有する公募株式投資信託は、ロールオーバーできません。

NISA制度(少額投資非課税制度)のご注意事項

1年単位で金融機関変更が可能です。簡易開設届出書(*)により開設したNISA口座について、二重開設が判明した場合は買付した上場株式等は当初から課税口座で買付けたものとして取扱われ、当該上場株式等から生じる配当所得や譲渡所得等は遡及して課税されます。つみたてNISAで保有する公募株式投資信託について、信託報酬等の概算値を年1回通知します。また、期間経過日に、氏名・住所の確認を行います。氏名・住所の確認ができない場合、つみたてNISAでの新たな投資はできません。(*)制度改正に伴い、2021年4月1日より名称が変更となる予定です。

ジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)のご注意事項

金融機関等の変更はできませんが、口座閉鎖後の再開は可能です(異なる金融機関等で再開が可能)。ジュニアNISA口座からの払出は、口座名義人本人とその親権者等の法定代理人に限られます。なお、その年の3月31日において18歳である年の前年12月31日までは、ジュニアNISA口座からの払出は原則できません。払出の場合は、ジュニアNISA口座は廃止され、過去に非課税で支払われた売買益や配当金について課税されます(災害などのやむを得ない事由による払出の場合、非課税での払出可)。

◆外貨預金に関してご注意いただきたい事項

外貨預金におけるリスクについて

外貨預金は外国為替相場の変動により為替差損が生じ、受取時の円貨額がお預入れ時の払込円貨額を下回り、元本割れする可能性があります。為替変動がない場合でも、往復の為替手数料をご負担いただくため、受取時の円貨額がお預入れ時の払込円貨額を下回り、元本割れする可能性があります。

外貨預金にかかる費用について

円を外貨にする際(預入時)および外貨を円にする際(払戻時)は、為替手数料(1通貨単位当たり最大片道1円、往復2円)がかかります。為替手数料は当社所定の為替換算レートに含まれます。外貨送金を伴うお預入れ・払戻しには、別途、当社所定の外国送金手数料等がかかることがあります。

その他重要なお知らせ

外貨預金は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。外貨預金に関して、外貨建て現金、外貨建て小切手、外貨建てトラベラーズ・チェックによるお預入れ・払戻しはできません。外貨定期預金を中途解約する場合、お預入日または前回継続日から中途解約日までの利息は、当社所定の中途解約利率で計算します。ご契約の際は、最新の契約締結前交付書面(商品説明書)を事前にお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上、お客さまご自身でご判断ください。外貨預金にはクーリング・オフ制度は適用されません。

◆生命保険商品に関してご注意いただきたい事項

生命保険商品におけるリスクについて

生命保険商品は預金とは異なり元本および利回りの保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。解約返戻金がない商品や、解約返戻金が払込保険料の合計額よりも少なくなる商品があります。また、積立利率・予定利率等は、支払保険料全体に対する実質的な利回りを示すとは限りません。生命保険商品には、商品ごとの特性に応じた次のようなリスクがあります。詳しくは商品ごとの「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」等でご確認ください。

(変額保険)

払込保険料は投資信託等を投資対象としている特別勘定で運用され、その運用実績に基づいて将来の年金額、死亡保険金額、積立金額および解約返戻金額等が増減します。特別勘定の資産は、主に国内外の株式・債券等に投資する投資信託等を通じて運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動により、積立金額、解約返戻金額は払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

特別勘定のスイッチングが可能である商品の場合、お客さまが選択された特別勘定の種類によって、基準となる指標やリスクの種類が異なります。

(定額保険)

払込保険料は国債等を中心に運用されるため、解約の際には市場金利の変動に応じ、運用資産の価格が変動する場合があります。このため、市場金利の変動により解約返戻金額が払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

具体的には、中途解約時の市場金利がご契約時と比較して上昇した場合には、解約返戻金額は減少し、逆に、低下した場合には増加することがあります。

(外貨建保険)

為替相場の変動による影響を受けるため、死亡保険金額、解約返戻金額、年金額等の円換算後の金額が、払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。外貨建での最低保証がある商品の場合でも、為替相場の変動により、円換算後の金額では損失が生じるおそれがあります。

(市場価格調整(MVA)を利用した保険)

市場金利に応じた運用資産の価格変動が解約返戻金額に反映されるため、市場金利の変動により、損失が生じるおそれがあります。

生命保険商品にかかる費用について

お客さまにご負担いただく費用には以下のものがあります。費用等の合計は、以下を足し合わせた金額となります。

ご契約時にかかる費用	払込保険料に所定の経費割合を乗じた金額が契約の締結に必要な経費として差し引かれる費用です。
保険契約関係費用	保険期間中、年金受取期間中の費用等、ご契約の締結・維持・管理等に必要な経費です。
運用関係費用	投資信託の信託報酬や、信託事務の諸費用等、特別勘定の運用により発生する費用です。
解約控除	契約日から一定期間内の解約または一部解約の場合に積立金額から控除される金額です。
その他	為替手数料(外貨建保険の場合)

これらの手数料の種類やご負担いただく費用の項目、具体的な金額・計算方法等は商品ごとに異なるため、一律に記載することができません。各商品にかかる費用の詳細は最新の契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)等でご確認ください。

その他重要なお知らせ

引受保険会社が経営破綻した場合には、生命保険契約者保護機構の保護措置の対象となりますが、この場合にも死亡保険金額、解約返戻金額、年金額等が削減されることがあり、損失が生じるおそれがあります。

三井住友信託銀行は、お客さまと引受保険会社との保険契約締結の媒介を行います。保険契約の引き受けや保険金等の支払いは、引受保険会社が行います。

法令等の規制により、お客さまのお勤め先や融資のお申し込み状況等によりお申し込みいただけない場合がございます。

保険商品によっては被保険者さまの健康状態について、書面による告知や医師による診査をお受けいただく必要があります。告知の内容や診査の結果によっては、契約をお受けできない場合があります。また、健康状態等について正しく告知されない場合等、保険金や給付金が支払われないことがあります。

ご契約のお申し込みにあたっては、最新の契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)、商品パンフレット、ご契約のしおり・約款等を事前にお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上、お客さまご自身でご判断ください。

保険契約のお申し込みの有無により、当社とのお取引に影響が及ぶことは一切ありません。

お申し込みにあたって、万一、説明義務違反等の法令等に違反する保険募集を行ったことによりお客さまに損害が生じた場合には、当社が募集代理店としての販売責任を負います。

詳しくは、生命保険の販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。

人生安心パッケージに関してご注意いただきたい事項

団体ガン保険、団体介護保険および普通傷害保険について

団体ガン保険および団体介護保険の保障開始日は、三井住友信託ファンドラップ・三井住友信託 SMA の対象取引(新規、増額のご契約または三井住友信託ファンドラップの運用資金待機コースからの運用再開)の運用開始日翌月1日を加入期間の初日とし、加入期間の初日から起算する待機期間(3カ月)満了日の翌日からとなります。また、普通傷害保険は、上記対象取引の運用開始日の翌月1日を加入期間の初日とし、保障を開始します。本保障サービスは、カーディフ損害保険株式会社を引受保険会社とする保険商品です。本資料は、商品の概要について説明しています。さらに詳しい保障内容や、保険金をお支払いしない主な場合などについては、「ご加入のしおり」に記載の「契約概要」「注意喚起情報」を必ずご確認ください。

遺言信託(執行コース)の作成について

遺言信託の商品内容や基本手数料以外の費用については別途遺言信託のパンフレット等にてご確認ください。

お出かけ安心パッケージ(交通事故傷害保険)に関してご注意いただきたい事項

お出かけ安心パッケージ(交通事故傷害保険)について

お出かけ安心パッケージは、各年ごとにお一人さま1回限りのサービスのため、同年に投資信託を複数回ご購入いただいても、保険金額や保障期間は変更されません。

お出かけ安心パッケージ(交通事故傷害保険)は、主に交通事故、駅の構内等での事故、乗り物の火災などによる被保険者の傷害により入院または手術をした場合に保険金をお支払いする保険です。なお、死亡、後遺障害、通院の保障はありません。

投資信託の受渡日の翌月1日から1年間、交通事故などの不慮の事故によるケガで入院・手術された場合、保険金をお受け取りになります。

本資料は、商品の概要について説明しています。さらに詳しい保障内容や、保険金をお支払いしない主な場合(免責事項)などお客さまに不利益となる事項の説明は、「交通事故傷害保険のしおり(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご確認ください。

個人情報の取り扱いについて

当社は交通事故傷害保険契約の引受、維持管理、保険金の支払に利用するため、本保険契約を引き受けるカーディフ損害保険株式会社に対し、お客さまに関する個人情報(氏名、年齢等)を提供させていただきます。保険会社は取得したお客さまの個人情報を上記目的の範囲内で必要な場合のみ、保険契約者、他の保険会社、業務委託先および再保険会社に提供します。

わんぱく安心パッケージ(入院生活サポート保険 傷害入院のみ保障特約付)に関してご注意いただきたい事項

わんぱく安心パッケージ(入院生活サポート保険 傷害入院のみ保障特約付)について

わんぱく安心パッケージ(入院生活サポート保険 傷害入院のみ保障特約付)は、被保険者がケガの治療を直接の目的として入院をした場合に保険金をお支払いする保険です。なお、病気による入院、手術、通院は保障の対象ではありません。

投資信託の受渡日の翌月1日から1年間、お子さまがケガで入院された場合、保険金をお受け取りになります。

本資料は、商品の概要について説明しています。さらに詳しい保障内容や、保険金をお支払いしない主な場合(免責事項)などお客さま(ジュニアNISA口座の名義人)に不利益となる事項の説明は、「入院生活サポート保険のしおり(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご確認ください。

個人情報の取り扱いについて

当社は入院生活サポート保険契約の引受、維持管理、保険金の支払に利用するため、本保険契約を引き受けるカーディフ損害保険株式会社に対し、お客さま(ジュニアNISA口座の名義人)に関する個人情報(氏名、年齢等)を提供させていただきます。保険会社は取得したお客さま(ジュニアNISA口座の名義人)の個人情報を上記目的の範囲内で必要な場合のみ、保険契約者、他の保険会社、業務委託先および再保険会社に提供します。

外貨革命・安心パッケージに関してご注意いただきたい事項

外貨革命・安心パッケージについて

外貨革命・安心パッケージでは、ガンによる通算31日以上入院または要介護2以上の認定となった場合、お預け入れ金額300万円を1口とし、1口につき50万円の保険金をご用意します。また外貨定期預金(愛称：外貨革命)(以下、外貨革命)の契約が継続される限り、外貨革命と同時に申し込みいただいた保障も継続します(保障の終了条件に該当した場合は除きます)。

外貨革命・安心パッケージをお申し込みいただけるのは、以下全てに該当する方です。

- ・外貨革命の預入期間1年(自動継続)を300万円相当額(保険申込日の「預入時適用外国為替レート」で円換算します)以上同時にお預け入れいただいた方(店頭でのお手続きに限り、外貨革命の既存のお預け入れだけではお申し込みいただけません)。
- ・上記お申し込みの預入日の翌月1日時点で満40歳から満65歳までの方。
- ・告知書の告知事項に該当しない方。

団体ガン保険および団体介護保険について

外貨革命・安心パッケージは、ガンによる通算(※)31日以上入院または要介護2以上の認定となった場合、被保険者に保険金をお支払いする団体ガン保険および団体介護保険です。

(※)団体ガン保険については、退院日の翌日から180日以内に開始した入院の入院日数を通算します。180日を経過した後に開始した入院は通算されません。

保障開始日は預入日の翌月1日を加入期間の初日とし、加入期間の初日から起算する待機期間(3カ月)満了日の翌日からとなります。なお、団体介護保険については、傷害が原因で要介護認定を受けた場合は、待機期間はありません。

ガンの最高保険金額は20口、介護の最高保険金額は40口になります。本資料で「保障」と説明しているものは、カーディフ損害保険株式会社を引受保険会社とする保険商品です。本資料は、商品の概要について説明しています。さらに詳しい保障内容や、保険金をお支払いしない主な場合(免責事項)などお客さまに不利益となる事項の説明は、「ご加入のしおり」に記載の「契約概要」「注意喚起情報」を必ずご確認ください。

安心パッケージシリーズの引受保険会社に関する情報

カーディフ損害保険株式会社
〒150-0031
東京都渋谷区桜丘町20-1 渋谷インフォスタワー9階
カスタマーサービスセンター
TEL:0120-223-628
受付時間 9:00~18:00(祝日、年末年始を除く月曜日~金曜日)

公的年金・税務に関してご注意いただきたい事項

公的年金に関しては2020年8月現在の制度に基づいており、将来変更になる可能性がございます。個別のご相談につきましては、年金事務所または社会保険労務士などにご相談ください。

税務に関しては2020年8月現在の税制に基づいており、将来変更になる可能性がございます。個別のご相談につきましては、所轄の税務署もしくは税理士などにご相談ください。

各サービスについて、詳しくはお近くの窓口までお問い合わせいただくか、当社ホームページにてご確認ください。
なお、各サービスは予告なく終了する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

本資料は三井住友信託銀行が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。

販売会社に関する情報

商号等：三井住友信託銀行株式会社
登録金融機関
関東財務局長(登金)第649号

加入協会：日本証券業協会
一般社団法人 日本投資顧問業協会
一般社団法人 金融先物取引業協会

その人を信じて、その人に託す。 *Meet* The Trust Bank



- 本資料は三井住友信託銀行が信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。
- 本資料の記載内容、データ、図表等は、作成時のものであり、今後予告なしに変更される場合があります。また、本資料に掲載されている実績値、シミュレーション、予測、見通し、見解等のいかなる内容も将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。
- 本資料の公的年金・税務に関する記載内容は、作成時点における法令その他情報に基づき作成しており、個別のご相談につきましては、所轄の年金事務所、税務署もしくは税理士などにご相談ください。
- このご案内は、作成時点における法令その他情報に基づき作成しており、今後の改訂等により、取扱が変更となる可能性があります。
- 最新のデータについては営業員にお尋ねください。

<https://www.smtb.jp>

三井住友信託銀行

検索

UD
FONT